

全国厚生労働関係部局長会議

詳細版資料

令和5年1月

子ども家庭局

全国厚生労働関係部局長会議 詳細版資料

目次

(重点事項)

1. こども家庭庁について 1
2. 出産・子育て応援交付金の実施について 4
3. 改正児童福祉法の施行に向けた新たな子育て家庭支援の基盤の整備について 5
 - (1) 改正児童福祉法の概要及び施行に向けたスケジュール
 - (2) 新たな子育て家庭支援の基盤を早急に整備していくための安心こども基金の活用について
 - (3) わいせつ行為を行った保育士の資格管理の厳格化について
 - (4) 児童福祉施設等における安全計画の策定について
4. 保育人材の確保について 7
 - (1) 公定価格の改定、処遇改善等について
 - (2) 保育人材の確保に向けた総合的な対策について
5. 待機児童対策について 9
 - (1) 令和4年4月の待機児童数調査のポイント
 - (2) 保育の受け皿整備について
6. 保育所の空き定員等を活用した未就園児の定期的な預かりについて 10
 - (1) 保育所の空き定員等を活用した未就園児の定期的な預かりモデル事業について
7. バス送迎に当たっての安全管理の徹底に関する緊急対策について 11
 - (1) 静岡県牧之原市の認定こども園における事案について
8. 児童福祉施設等への一般指導監査について 12
 - (1) 児童福祉施設等への一般指導監査について
9. 保育所等における虐待等に関する対応について 12
 - (1) 静岡県裾野市における保育所の事案について

10. 子育て世帯生活支援特別給付金について	13
11. 認可外保育施設の質の確保・向上について	13
12. 令和5年度における社会保障（子ども・子育て支援）の充実等 について	14
13. 放課後児童対策について	15
(1) 「新・放課後子ども総合プラン」の推進について	
(2) 放課後児童対策関係予算案の概要	
14. 児童虐待防止対策の強化について	22
(1) 「新たな児童虐待防止対策体制総合強化プラン」について	
(2) 宗教の信仰等に関する児童虐待等への対応に関する Q & Aについて	
(3) 令和5年度予算案について	
15. ヤングケアラーの支援について	24
(1) ヤングケアラーの支援に向けた令和5年度予算案について	
16. 民法等の一部を改正する法律の施行について	25
17. 社会的養育の充実について	25
(1) 都道府県社会的養育推進計画の見直しについて	
(2) 令和5年度予算案における社会的養育関係事業について	
18. ひとり親家庭等の自立支援及び困難な問題を抱える女性への 支援等の推進について	27
(1) ひとり親家庭等の自立支援の推進について	
(2) 困難な問題を抱える女性への支援等の推進について	
19. 母子保健対策の推進について	31
(1) 成育基本法等を踏まえた母子保健医療対策の推進について	
(2) 母子保健施策を通じた児童虐待防止対策の推進について	
(3) 不妊症・不育症への支援について	
(4) 予防のための子どもの死亡検証（Child Death Review）に ついて	
(5) 非侵襲性出生前遺伝学的検査（NIPT）について	
(6) 母子健康手帳の見直し及び母子保健情報の電子化について	
(7) 新型コロナウイルス感染症に対する妊婦等への支援について	

(連絡事項)

1. 保育対策等の推進について 41
 - (1) 保育対策関連予算について
 - (2) 保育所等における新型コロナウイルス感染症対策について
 - (3) 待機児童数等調査（令和5年4月1日時点）について
 - (4) 保育所等における医療的ケア児の受入れについて
 - (5) 今年度実施している各種調査研究の検討状況等について
 - (6) 地方分権に係る地方からの提案等への対応方針について
 - (7) 小規模保育事業所における国家戦略特区での特例措置の全国展開について
 - (8) 子育て支援に要する費用に係る税制上の措置について
 - (9) 認可外保育施設の利用料に係る消費税措置について
 - (10) 保育事故防止に係る安全対策について

2. 児童健全育成対策等について 52
 - (1) 放課後児童クラブについて
 - (2) 利用者支援事業について
 - (3) 地域子育て支援拠点事業について
 - (4) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）について
 - (5) 児童厚生施設について
 - (6) 児童委員・主任児童委員について
 - (7) 児童福祉週間について
 - (8) 児童福祉文化財について
 - (9) 地域共生社会について

3. 児童福祉施設等の運営上の留意事項等について 75
 - (1) 児童福祉施設等の整備について
 - (2) 児童福祉施設等の安全の確保について
 - (3) 児童福祉施設等の防災・減災対策について
 - (4) 児童福祉施設等の運営について
 - (5) 東日本大震災により被災した子どもへの支援について

4. 児童虐待防止対策の強化について 91
 - (1) 令和3年度乳幼児健診未受診者等の状況確認の結果について
 - (2) 令和4年度乳幼児健診未受診者等の状況確認の調査について
 - (3) 令和4年度「児童虐待防止推進月間」における主な取組、令和5年度の取組予定
 - (4) 「親子のための相談LINE」の運用開始について

5. ヤングケアラーへの支援について	93
(1) 市区町村におけるヤングケアラー把握・支援の効果的な運用 について	
(2) 令和4年度認知度向上のため広報啓発について	
6. 社会的養育の充実について	94
(1) 包括的な里親養育支援体制の構築・特別養子縁組の推進 について	
(2) 施設の小規模かつ地域分散化・施設における地域支援の 取組の強化について	
(3) 社会的養護経験者の自立支援の充実について	
7. ひとり親家庭等自立支援施策について	96
(1) 児童扶養手当について	
(2) 母子父子寡婦福祉資金貸付金について	
(3) 就業支援等について	
(4) 子育て・生活支援、養育費の確保等について	
8. 困難な問題を抱える女性への適切な支援の実施について	108
(1) 困難な問題を抱える女性への支援に係る基本方針等に関する有識者 会議について	
(2) 都道府県基本計画等の策定について	
(3) 婦人相談員の配置について	
(4) 困難女性支援新法の施行に向けて	
9. 母子保健対策の推進について	110
(1) 乳幼児身体発育調査の実施について	
(2) 助産施設について	
(3) 旧優生保護法について	

(関連資料)

資料 1	こども家庭庁設立について	113
資料 2	こども家庭庁の組織定員について	116
資料 3	こども家庭庁の予算について	119
資料 4	出産・子育て応援交付金の概要	128
資料 5	出産・子育て応援交付金事業のポイント	129
資料 6	令和 5 年度当初予算案における「出産・子育て応援交付金」の内訳・執行イメージ（全体像）	130
資料 7	令和 4 年度補正予算における「出産・子育て応援交付金」の内訳・執行イメージ（全体像）	131
資料 8	出産・子育て応援交付金に係るアンケート結果①	132
資料 9	出産・子育て応援交付金に係るアンケート結果②	133
資料 10	改正児童福祉法の概要及び施行に向けたスケジュール	134
資料 11	新たな子育て家庭支援の基盤を早急に整備していくための安心こども基金の活用について	141
資料 12	わいせつ行為を行った保育士の資格管理の厳格化について	147
資料 13	児童福祉施設等における安全計画の策定について	148
資料 14	市区町村等におけるマネジメントの強化	149
資料 15	保育士等の処遇改善の推移について	150
資料 16	保育人材の確保に向けた総合的な対策	151
資料 17	チーム保育推進加算の充実について	152
資料 18	令和 4 年 4 月の待機児童数調査のポイント	153
資料 19	保育の受け皿整備について	155

資料20	保育所の空き定員等を活用した未就園児の定期的な預かりモデル事業について	156
資料21	バス送迎に当たっての安全管理の徹底に関する緊急対策について	158
資料22	保育所等における虐待等に関する対応について	163
資料23	令和5年度保育関係予算案の概要	165
資料24	新型コロナウイルス感染症に係る利用者負担の減免について	178
資料25	保育所等における新型コロナウイルス感染症対策に係る支援	179
資料26	保育所の多機能化、他機関連携等を含む地域における保育所等の子育て支援提供体制等に関する調査研究	180
資料27	保育所等における第三者評価、自己評価の実施及び活用に関する調査研究	181
資料28	地方分権提案に係る地方からの提案等への対応方針について	182
資料29	小規模保育事業所における国家戦略特区での特例措置の全国展開について	184
資料30	低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金	185
資料31	認可外保育施設の指導監督基準等に係る主な改正経緯	186
資料32	認可外保育施設に対する質の確保に関する支援の流れ（イメージ）	188
資料33	認可外保育施設の現状	189
資料34	認可外保育施設の質の向上に関する議論のまとめ概要	190
資料35	認可を目指す認可外保育施設への支援について	191
資料36	巡回支援指導員について	192

資料37	認可外保育施設指導監督基準を満たすための支援について	・	193
資料38	ベビーシッターの研修機会の確保及び資質向上事業	・	194
資料39	認可外保育施設に関する情報共有のためのシステム	・	195
資料40	子どもの預かりサービスの在り方に関する専門委員会 議論のとりまとめ概要	・	196
資料41	令和5年度における「社会保障の充実」(概要)	・	197
資料42	令和5年度の消費税増収分の使途について	・	198
資料43	令和5年度における子ども・子育て支援の「量的拡充」 と「質の向上」項目	・	199
資料44	令和5年度における「新しい経済政策パッケージ」	・	200
資料45	子育て支援に要する費用に係る税制上の措置	・	201
資料46	認可外保育施設の利用料に係る消費税の非課税措置	・	202
資料47	放課後児童クラブの概要	・	203
資料48	令和4年(2022年)放課後児童健全育成事業(放課後児童 クラブ)の実施状況(令和4年5月1日現在)	・	204
資料49	「新・放課後子ども総合プラン」の推進	・	226
資料50	放課後児童クラブの実施における学校施設の管理運営上の 取決めについて	・	227
資料51	放課後児童クラブ関係予算のポイント	・	229
資料52	放課後児童クラブ整備促進事業	・	230
資料53	放課後児童クラブ等連携促進実証モデル事業	・	231
資料54	令和4年度放課後児童支援員等処遇改善等事業等の 実施状況	・	232
資料55	放課後児童支援員等処遇改善事業(月額9,000円相当賃金 改善)に係る留意事項について	・	240

資料56	子ども・子育て支援交付金	243
資料57	新型コロナウイルス感染症に係る地域子ども・子育て支援事業継続支援事業	244
資料58	放課後児童クラブ等におけるICT化推進事業	245
資料59	地域共生社会の実現に向けた地域づくり	246
資料60	「新たな児童虐待防止対策体制総合強化プラン」について	247
資料61	宗教の信仰等に関する児童虐待等への対応に関するQ & Aについて	248
資料62	「民法等の一部を改正する法律」の施行及び体罰等によらない子育ての推進について	251
資料63	都道府県社会的養育推進計画の見直しについて	256
資料64	令和5年度児童虐待防止対策及び社会的養育関係予算案の概要	258
資料65	里親制度の広報啓発	271
資料66	養子縁組あっせん事業者一覧	275
資料67	令和5年度ひとり親家庭等自立支援関係予算案の概要	276
資料68	令和5年度困難な問題を抱える女性支援関係予算案の概要	282
資料69	放課後児童支援員に係る都道府県認定資格研修ガイドラインの概要	285
資料70	指定管理者制度の運用について	286
資料71	会計年度任用職員制度の施行に向けた留意事項について	287
資料72	放課後児童クラブの来所・帰宅経路の安全点検の実施結果（フォローアップ調査結果）について	288
資料73	令和5年度予算案・利用者支援事業関連事項について	289

資料74	令和5年度予算案・地域子育て支援拠点事業関連事項 について	290
資料75	地域子育て支援拠点従事職員に関する研修の考え方	291
資料76	令和5年度予算案・子育て援助活動支援事業（ファミリー・ サポート・センター事業）関連事項について	292
資料77	令和5年度予算案・子ども・子育て支援対策推進事業費 補助金について	293
資料78	「児童館のあり方に関する検討ワーキンググループ」の 検討結果（とりまとめ）	294
資料79	遊びのプログラム等に関する専門委員会設置要綱・ 委員名簿	302
資料80	提言「遊びのプログラム等に関する専門委員会の終了に 当たって」	303
資料81	児童館における健全育成活動等開発事業	304
資料82	次世代育成支援対策施設整備交付金	305
資料83	防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策 （児童福祉施設等分）	306
資料84	児童福祉施設等の災害時情報共有システムの運用について	307
資料85	社会福祉施設等災害復旧費補助金（児童福祉施設等分）	308
資料86	令和3年度乳幼児健診未受診者等の状況確認等の結果	309
資料87	令和4年度乳幼児健診未受診者等の状況確認等の調査	313
資料88	令和4年度「児童虐待防止推進月間」における主な取組	316
資料89	ヤングケアラー認知度向上のための広報啓発（令和4年度）	318
資料90	児童扶養手当制度の概要	319
資料91	「はたらく母子家庭・父子家庭応援企業表彰」	320

資料92 母子保健対策関係予算（令和5年度予算案、令和4年度
補正予算） 321

(重点事項)

1 こども家庭庁について

(1) こども家庭庁設立について (関連資料1参照)

児童虐待相談や不登校の件数が過去最多になるなどこどもを取り巻く状況は深刻となっている。こどもをめぐる様々な課題に適切に対応するために、常にこどもの視点に立ち、その最善の利益を第一に考え、こどもに関する取組・政策を我が国社会の真ん中に据えた「こどもまんなか社会」を実現することが必要である。

令和4年6月には、「こども家庭庁設置法」、「こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律」及び「こども基本法」が成立・公布された。

こども基本法で示されたこども政策の基本理念等に基づき、こども政策を強力に推進していくための新たな司令塔として、令和5年4月1日にこども家庭庁を創設し、こどもを誰一人取り残すことなく、その健やかな成長を支援していく。

こども政策の推進にあたっては、こども政策の具体の実施を担う地方自治体と国の連携が必要不可欠である。こうした連携・協働の基盤を構築するために、今後、今まで以上に地方自治体の意見を伺い、対話を重ねながら、国、地方自治体の双方向の情報発信と共有、人事の交流、定期的な協議の場等の実現について具体的に検討していく。

また、各自治体におけるこども政策担当部局の組織・体制については、それぞれの地域の実情等に応じて各自治体で検討・整備していただくものであるが、こども政策に関わる部局間の連携、とりわけ首長部局と教育委員会の連携はますます重要になる。今後、こども家庭庁において、こうした連携の先進事例等も発信・共有していく。

なお、3月には、自治体向けの情報発信の場として「こども政策主管課長会議」(仮称)を予定している。開催時期・形式など詳細は別途お知らせする。

(2) こども家庭庁の組織定員について (関連資料2参照)

こども家庭庁の内部部局については、長官をトップに、長官官房、こども成育局、こども支援局の1官房2局体制とし、このほか、審議官2人、課長級ポスト14、室長級ポスト11を設置することとしている。また、施設等機関とし

て、厚生労働省から国立児童自立支援施設を移管することとしている。

定員については、各府省からの振替や新規増員により、内部部局350人、施設等機関80人、総計430人を配置することとしており、内部部局の定員は、令和3年度ベース比（内閣府及び厚生労働省からの事務移管分208人）で、1.7倍の大幅増となっている。

これらの組織体制により、強い司令塔機能、政策立案機能を十全に発揮し、こども政策を強力に推進していく。

（3）こども家庭庁の予算について （関連資料3参照）

こども家庭庁関連予算は、「令和5年度予算要求・編成に当たっての5つの基本姿勢」（※）を踏まえ編成したところであり、令和5年度のこども家庭庁当初予算案（一般会計・特別会計）は4.8兆円、令和4年度第2次補正予算で前倒しで実施するもの等を含めれば、5.2兆円規模となっている。

その主な内容は、以下の4本柱のとおりである。

第一 こどもの視点に立った司令塔機能の発揮、こども基本法の着実な施行

- こども大綱の策定・推進のための経費等、こども基本法を着実に施行・推進することにより、強い司令塔機能を発揮するとともに、常にこどもの視点に立った施策の企画立案・実施に取り組むための経費を措置。

第二 結婚・妊娠・出産・子育てに夢や希望を感じられる社会の実現、少子化の克服

- 地域少子化対策重点推進交付金等、総合的な少子化対策を推進する方策として、地方自治体が取り組む結婚支援、結婚・子育てに温かい社会づくり・機運醸成の取組を支援するための経費を措置。
- 妊婦・低年齢児の親への伴走型相談支援及び経済的支援の一体的実施の継続や全ての産婦への産後ケア事業の利用料減免導入等、地域における妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援をするための経費を措置。

第三 全てのこどもに、健やかで安全・安心に成長できる環境を提供する

- 子ども・子育て支援新制度の推進による幼児期の学校教育、保育、地域の子ども・子育て支援の充実、幼

児教育・保育の無償化の実施、新子育て安心プラン等に基づく保育等の受け皿整備や必要となる保育人材の確保のための経費を措置。（子どものための教育・保育給付のチーム保育推進加算の拡充やスポット支援員の配置による保育士の負担軽減等）

- NPO等と連携したこどもの居場所づくり支援モデル事業等、こどもの居場所づくり支援のための経費を措置。
- こども関連業務従事者の性犯罪歴等確認の仕組み（日本版DBS）の導入に向けた検討等、こどもの安全で安心な生活環境の整備のための経費を措置。

第四 成育環境にかかわらず誰一人取り残すことなく健やかな成長を保障する

- 親子関係の再構築支援や里親への支援の充実、未就園児等のいる家庭を支援につなぐ申請手続等支援の実施等、児童虐待の発生予防・早期発見、児童虐待発生時の迅速・的確な対応、虐待を受けたこども等への支援に関する取組を推進するための経費を措置。
- 地域におけるいじめ防止対策の体制構築の推進等、社会全体でのいじめ防止対策を推進するため、文部科学省と連携しつつ、学校外からのアプローチによるいじめの防止対策のための経費を措置。

（※）令和5年度予算要求・編成に当たっての5つの基本姿勢

1. こども政策は国の未来への投資であり、こどもへの投資の最重要の柱である。その実現のためには将来世代につけをまわさないように、安定財源を確実に確保する。
2. 単年度だけではなく、複数年度で戦略的に考えていく。
3. こどもの視点に立ち施策を立案し、国民に分かりやすい目標を設定して進める。
4. こども家庭庁の初年度にふさわしく、制度や組織による縦割りの狭間に陥っていた問題に横断的に取り組む。
5. 支援を求めているこどもの声を聴き、支援を求めている者にしっかりと届ける。

また、こども政策に関する予算については、岸田総理大臣年頭会見において、「本年4月に発足するこども家庭庁の下で、今の社会において必要とされるこども政策を体系的に取りまとめた上で、6月の骨太の方針までに、将来的な

こども予算倍増に向けた大枠を提示」していく旨の発言がなされたところである。今後、こども政策を推進していく上で、地方自治体の協力は必要不可欠であり、将来的なこども予算倍増に向けた今後の検討状況等についても、引き続き、地方自治体向けに丁寧に情報発信をしていく予定であるので、ご承知おき願いたい。

2. 出産・子育て応援交付金の実施について

(1) 出産・子育て応援交付金の実施について（関連資料4, 5参照）

近年、核家族化が進み、地域のつながりも希薄となる中で、孤立感や不安感を抱く妊婦・子育て家庭も少なくなく、全ての妊婦・子育て家庭が安心して出産・子育てができる環境整備が喫緊の課題となっている。

このため、令和4年度第二次補正予算において、妊娠から出産・子育てまでの身近な伴走型の相談支援と経済的な支援を一体として実施する「出産・子育て応援交付金」（以下、「本事業」という。（※））を創設するとともに、本事業を継続的に実施する観点から、令和5年度当初予算案も含め、全ての市町村で実施するために必要な予算を計上している。

本事業を通じ、全ての妊婦・子育て家庭が安心して出産・子育てができるよう、都道府県等におかれては、本事業の早期かつ円滑な実施に向け、引き続きご尽力いただきたい。

（※）妊娠期から出産・子育てまで一貫して身近で相談に応じ、出産・育児等の見通しを立てるための面談や継続的な情報発信等を行うことで、様々なニーズに即した必要な支援につなぐ伴走型の相談支援の充実を図るとともに、妊娠届出時と出生届出後の2回に分けて、面談を受けた妊婦・子育て家庭に合計10万円相当の経済的支援（以下、「出産・子育て応援ギフト」という。）を一体的に実施する。

(2) 伴走型相談支援に係る情報共有等について（関連資料6参照）

本事業における伴走型相談支援については、市町村が実施主体となり、これまでの取組を活かしながら、地域の実情に応じた創意工夫の取組を実施いただくこととなるが、都道府県等におかれては、域内市町村の取組を把握し、好事例を共有する等の役割を担っていただきたい。

(3) 出産・子育て応援ギフトの支給方法について

（関連資料7～9参照）

経済的支援の支給形態に関するアンケートでは、現金給付を選択した市町村も少なくないが、国としては、電子クーポン等の電子的方法の活

用や都道府県による広域連携での取組を推奨している。

現金給付で事業開始予定の市町村や管内市町村の検討状況も踏まえて、広域連携を検討いただけていない都道府県においても、令和4年度第2次補正予算限りの予算（イニシャルコスト）として計上している国10/10のシステム構築等導入経費を活用した電子クーポン等のプラットフォーム構築のためのシステム開発及び都道府県による広域連携について、都道府県・市町村間で引き続き検討いただき、令和5年度中の早期執行や電子クーポン等への早期の移行を目指していただきたい。

3. 改正児童福祉法の施行に向けた新たな子育て家庭支援の基盤の整備について

(1) 改正児童福祉法の概要及び施行に向けたスケジュール

(関連資料10参照)

これまで児童虐待対策の更なる強化等を図るため、市町村及び児童相談所の体制の強化等に取り組んできたが、虐待による重篤な死亡事例が後を絶たず、また令和2年度には児童相談所の児童虐待相談対応件数が20万件を超えるなど、依然として子ども、その保護者、家庭を取り巻く環境は厳しいものとなっている。

こうした背景を踏まえ、児童等に対する家庭及び養育環境の支援を強化し、児童の権利の擁護が図られた児童福祉施策を推進するため、

- ① 子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化及び事業の拡充
- ② 一時保護所及び児童相談所による児童への処遇や支援、困難を抱える妊産婦等への支援の質の向上
- ③ 社会的養護経験者・障害児入所施設の入所児童等に対する自立支援の強化
- ④ 児童の意見聴取等の仕組みの整備
- ⑤ 一時保護開始時の判断に関する司法審査の導入
- ⑥ 子ども家庭福祉の実務者の専門性の向上
- ⑦ 児童をわいせつ行為から守る環境整備（性犯罪歴等の証明を求める仕組み（日本版DBS）の導入に先駆けた取組強化）

などを内容とする「児童福祉法等の一部を改正する法律」が令和4年6月8日に成立したところ。

これらの改正事項に関しては、昨年7、8月に各都道府県、市区町村に対する説明会を実施したところであるが、今年度中に各種調査研究事業等において、自治体の皆様からのご意見をお聞きしながら、具体的な運用基準等を検討することとしている。その結果については、来年度こ

ども家庭庁に移行した後に審議会に報告をした上で、改めて自治体の皆様に対し説明会で説明を行い、来年度夏頃には政省令等の公布、運用イメージの提示を行うことを予定しているが、令和6年度からの改正法の円滑な施行に向けて、引き続き協力をお願いする。

なお、市町村関係の改正事項については、令和7年度からの第3期の子ども子育て支援計画に、また、都道府県関係の改正事項については令和7年度からの社会的養育推進計画にその内容を盛り込んでいただくことを予定しており、こちらも可能な限り速やかに検討を進めていくこととしているが、自治体の皆様におかれても、引き続き、計画的な社会的養育に関する体制整備に協力をお願いする。

また、一時保護開始時の司法審査については、児童相談所関係者も構成員に含む「一時保護時の司法審査に関する実務者作業チーム」において、その運用や実務の詳細等について議論しているところであり、自治体の皆様からのご意見をお聞きしながら進めていきたい。

(2) 新たな子育て家庭支援の基盤を早急に整備していくための安心 こども基金の活用について (関連資料11参照)

改正法の施行に向けては、上記のとおり検討を進めていく予定であるが、支援を必要とする子育て世帯に対して確実に支援を提供していくためには、改正法の施行を待たずとも、取組可能な自治体から順次、事業を実施いただき、少しでも多くの地域で実践を重ねていただくことが重要であると考えている。

令和6年4月の改正法施行より、こども家庭センターの設置、サポートプランの作成、家庭支援事業の利用・勸奨措置などが開始されるとともに、社会的養護経験者や特定妊婦などへの支援にかかる事業も法定化されることとなる。

このため、令和3年度補正予算では、安心こども基金を活用し、

- ① 全ての妊産婦・子育て世帯・子どもを対象とした一体的な相談支援体制の構築に向けた整備費等の支援の創設
- ② 若年等リスクを抱えた妊婦家庭を訪問し状況把握を行う事業の創設
- ③ 支援を必要とする子育て世帯等を対象とした訪問家事支援やペアレントトレーニング等を内容とした保護者支援、家庭や学校に居場所のない学齢期の子どもに対する居場所支援など、家庭・養育環境の支援事業の創設
- ④ 子育て短期支援事業に係る専用の居室整備・専用人員配置の支援の創設や、保護者が子どもとともに入所・利用する支援の創設等、

レスパイト支援の充実

⑤ 支援の必要性が高い妊産婦に寄り添い、当該妊産婦が落ち着いて、自身の妊娠や今後の生活について考えることが出来るよう、滞在型の支援事業の創設

⑥ 一時保護所の定員超過解消に向けた受け皿整備に必要な整備費・改修費の支援の強化や、社会的養育経験者の自立支援のための拠点整備に必要な整備費・改修費の支援の創設

等に必要な令和5年度末までの費用を計上し、各都道府県に対し交付することとしている。

各都道府県等におかれては、改正法の趣旨を十分に汲み取っていただき、管内の市区町村も含め、安心こども基金に計上された事業を活用し、子育て世帯への包括的な支援体制の構築に積極的に取り組んでいただけるよう、格別の配慮をお願いします。

(3) わいせつ行為を行った保育士の資格管理の厳格化について

(関連資料12参照)

令和5年4月施行の改正事項として、

- ① わいせつ行為を行った保育士の資格管理の厳格化と、
- ② 児童福祉施設等における安全計画の策定がある。

このうち、前者については、各都道府県において保育士の登録取消や再登録の制限等の運用が適切に実施されるよう、基本的な考え方を定めた指針を作成中であり、2月までには案をお示しする予定である。

(4) 児童福祉施設等における安全計画の策定について

(関連資料13参照)

安全計画の策定については、保育所の送迎バスに置き去りにされた子どもが亡くなるなど、あってはならない重大事故が繰り返し発生する中、条例で定める児童福祉施設等の運営基準のうち、「児童の安全の確保」に関するものについては、国が定める基準に従わなければならないこととする改正が行われた。

昨年11月30日には、関連の省令を改正し、令和5年4月1日より保育所等において安全計画を策定することを義務付けることとしたところである。

昨年12月には留意事項通知を発出しているため、施行に向けて準備を進めていただくとともに、各施設への周知をお願いします。

4. 保育人材の確保について

(1) 公定価格の改定、処遇改善等について

(関連資料15参照)

子ども・子育て支援新制度における公定価格では、「積み上げ方式」の下、人事院勧告に伴う国家公務員の給与の改定状況を反映して、水準を見直してきた。

令和4年度においては、昨年8月の令和4年人事院勧告に伴い、国家公務員の給与について今年度から若年層の月例給及び勤勉手当を引き上げる改定が行われたことを踏まえ、公定価格においても、令和4年度第2次補正予算に係る経費を計上し、令和4年4月分に遡ってこの内容を反映して単価の引上げを行うこととしている。(人件費+2.1%)

令和4年度の公定価格については、令和3年の人事院勧告に伴う国家公務員給与の改定に準拠して、昨年4月に減額改定(人件費▲0.9%)を行っていることから、今般の改定により令和3年度の公定価格と比べて「人件費+1.2%」の増額改定となる。

また、昨年2月から実施している「3%程度(月額9,000円)の処遇改善」において、令和3年人事院勧告に伴い公定価格を減額改定する中で賃金改善の効果を継続するため、将来的な増額改定を見込んで、令和4年4月から9月までの間、公定価格の減額改定分を補填する補助(国家公務員給与改定対応部分)を行っていたが、「令和4年人事院勧告による増額分」が「令和3年人事院勧告による減額分」を超える水準となったことから、

- ・当該補助は令和4年9月をもって終了し、10月以降特段の措置は講じないこととするとともに、
- ・補助を受けた施設については、当該補助を受けた額を令和5年3月分の公定価格において減額調整することとしている。

今後、関係告示等の改定を行うこととしているので、各地方自治体におかれてはご承知おき頂くとともに、管内の事業者等に周知をお願いします。

なお、「3%程度(月額9,000円)の処遇改善」については、昨年10月から、公立の幼稚園・保育所・認定こども園については地方交付税措置により、それ以外については公定価格により措置しているが、令和5年度においても引き続き実施することとしているので、公立施設も含めて積極的な取り組みをお願いします。

(2) 保育人材の確保に向けた総合的な対策について

(関連資料16,17参照)

「新子育て安心プラン」に基づく保育の受け皿整備に伴い必要となる保育人材を確保するためには、保育の質を維持・向上していくためにも、処遇改善を着実に実施するほか、保育士資格の取得促進、就業継続のた

めの環境づくり、離職者の再就職の促進といった支援や保育の現場と職業の魅力向上に総合的に取り組むこととしている。

令和4年度補正予算には、

- ・ 保育所等におけるICT等の導入支援による保育士の業務負担軽減
- ・ 保育士修学資金貸付等事業の貸付原資等の充実

を盛り込むとともに、令和5年度予算案には、既存の取組に加え、

- ・ 修学資金貸付について、過疎地域に適用されている返還免除の特例（実務従事5年→3年）について、離島その他の地域に適用を拡大
- ・ 保育体制強化事業について、既存事業の保育に係る周辺業務を行う者（保育支援者）の配置に加え、登園時の繁忙な時間帯やプール活動時など一部の時間帯にスポット的に支援者を配置する場合も補助
- ・ 保育士宿舎借り上げ支援事業について、対象期間の段階的な見直し（令和5年度からの新規対象者については、8年から7年に対象期間を短縮）

などを盛り込んでいる。

各地方自治体においては、これらの事業等を積極的に活用するなど、引き続き、保育人材確保の推進に御尽力いただきたい。

また、保育人材の確保に当たっては、市区町村における取組も重要であり、管内市区町村に対し、保育人材確保に積極的に取り組んでいただくよう周知等についても御配意願いたい。

また、保育の質の向上や保育士の業務負担軽減を図るため、教育・保育給付費の基礎となる公定価格について、大規模な保育所において25:1の配置を実現可能とする、チーム保育推進加算の充実を行うこととしている。

具体的には、現行のチーム保育推進加算では、年齢別配置基準を超えて、主に3～5歳児について複数保育士による保育体制・構築を行っており、かつ職員の平均経験年数が12年以上の保育所について、規模に関わらず1名の加配が可能となるよう加算を行っているが、令和5年4月からは定員が121人以上の保育所については2名まで可能とすることとしている。

5. 待機児童対策について

(1) 令和4年4月の待機児童数調査のポイント（関連資料18参照）

待機児童の解消に向け、令和2年12月に取りまとめた「新子育て安心プラン」に基づき、令和3年度から令和6年度末までの4年間で約14万人分の保育の受け皿を整備することとしている。

令和4年4月1日時点の待機児童数は2,944人となり、待機児童数調査開始以来最少となる調査結果となったところであるが、これは、各市町村において保育の受け皿拡大を進めてきたことのほか、就学前人口の減少、新型コロナウイルス感染症を背景とした保護者の利用控え等もその一因であると考えている。一方で、女性就業率を見ると、令和2年はいったん減少したものの、令和3年は再び上昇し、令和4年も引き続き上昇傾向にあることや保育所等申込率（申込数／就学前人口）が上昇傾向にあることなどから、今後、申込者数は再び増加することが見込まれる。

保育の実施主体である市区町村においては、潜在ニーズを的確に把握した上で、受け皿整備などの対策を進めていくとともに、保育コンシェルジュ等のマッチング支援を推進し、保育ニーズに対して丁寧に答えられるよう支援していくことが重要である。

なお、令和5年度においても、「新子育て安心プラン実施計画」の採択を行うこととしているが、就学前児童数の動向や女性就業率の状況等にも十分留意しつつ、中間見直し後の第2期子ども・子育て支援事業計画も踏まえ、保育ニーズに適切に対応できるよう、令和5年度から令和6年度までの計画を改めて作成していただくようお願いする。

各自治体においては、待機児童ゼロの早期達成を目指して取組の強化・徹底を図っていただくとともに、各都道府県におかれては、市区町村が策定する保育ニーズの見込み等が適切かどうか、整備計画などの対策が適切かについて、十分に精査していただくようお願いする。

（2）保育の受け皿整備について （関連資料19参照）

令和5年度は、「新子育て安心プラン」に基づき、約2万人分の受け皿整備等に対応する予算として、令和4年度補正予算（387億円）と令和5年度予算案（313億円）を合わせて、700億円を計上し、補助率の嵩上げ（1/2→2/3）等を引き続き実施することで受け皿整備を支援することとしている。

6. 保育所の空き定員等を活用した未就園児の定期的な預かりについて

（1）保育所の空き定員等を活用した未就園児の定期的な預かりモデル事業について （関連資料20参照）

一昨年開催した検討会において、普段保育所に通っていない子どもを週に1～2回程度預かる事業をモデル的に実施することなどが提言されている。

また、昨年12月の全世代型社会保障構築会議の報告書でも、「育児の負担や孤立感を解消するとともに、低年齢のこどもの良質な成育環境を確保することが重要であることも踏まえ、未就園児の親についても、一時預かりなどの必要なサービスの利用を保障するなどの支援の充実を図る必要がある。」とされている。

これを受け、令和5年度予算案にモデル事業を盛り込んでおり、

- 未就園児に対して週1～2回程度定期的な預かりを実施するとともに、
- 検討会を設置し、利用促進の方法や利用調整の方法などについて、事業の実施状況も踏まえて検証・検討を行うものである。

現時点の実施要件の案をお示しする。対象自治体は、公募により選定することとしているため、積極的に実施を検討していただきたい。

7. バス送迎に当たっての安全管理の徹底に関する緊急対策について

(1) 静岡県牧之原市の認定こども園における事案について

(関連資料21参照)

令和4年9月に静岡県牧之原市の幼保連携型認定こども園において、送迎用バスに園児が置き去りにされ、亡くなるという大変痛ましい事故が発生した。

これを受け、10月に「こどものバス送迎・安全徹底プラン」が取りまとめられた。

義務づけについては、昨年12月28日に関連の省令の改正・公布をしている。具体的な対象施設や経過措置等の留意事項を公布通知でお示ししているので、施行に向けて準備を進めていただくとともに、各施設に対して周知をお願いする。

安全装置については、国交省が昨年12月20日に策定したガイドラインに適合したものである必要があるためご留意願いたい。今後、内閣府において適合した装置のリストを公表予定であり、追って詳細をお示しする。

安全管理のマニュアルについては、昨年10月に現場での運用を開始いただくよう周知のお願いをしているが、引き続き対応の徹底をお願いしたい。

各種の補助については昨年の第2次補正予算に盛り込まれている。安全装置の導入支援に係る補助の詳細については追ってお示しする。

8. 児童福祉施設等への一般指導監査について

(1) 児童福祉施設等への一般指導監査について

都道府県知事（指定都市、中核市及び児童相談所設置市の市長を含む）や市町村長は、一般指導監査として、児童福祉施設又は家庭的保育事業等が児童福祉法第45条第1項又は法第34条の16第1項の規定に基づき定められた基準を満たしているかを、1年に1回以上、当該職員に実地で検査させなければならないこととされている（児童福祉法施行令第38条及び第35条の4）。

現状、管内の児童福祉施設又は家庭的保育事業等に対して、政令に基づき1年に1回以上の実地による一般指導監査を行っていただいている都道府県や市町村がある一方で、これが実施できていない都道府県や市町村もあり、中には、その実施率が極端に低い都道府県や市町村があると承知している。極端に実施率が低い都道府県又は市町村がある一方で、先述のとおり、令和3年7月に福岡県中間市において、令和4年9月には静岡県牧之原市において、保育所等の送迎バスに置き去りにされたこどもが亡くなるという大変痛ましい事案が発生し、また、静岡県裾野市の保育所や富山県富山市の認定こども園等において不適切な保育が行われていたという事案が発生するなど、保育所等における事案が繰り返し発生している昨今の状況を踏まえれば、児童福祉施設及び家庭的保育事業等におけるこどもの安全管理や適切な保育・支援の実施の重要性はますます大きくなっているところである。

そうした状況を踏まえ、各都道府県及び市町村におかれては、管内の児童福祉施設及び家庭的保育事業等に対して検査を行うための体制の強化を行い、必要な検査体制の確保に取り組んでいただくようお願いする。児童福祉施設等に対して検査を行う体制の強化のため、令和5年度の地方交付税措置について、道府県の標準団体（人口170万人）あたり職員1名を増員することとされている。

なお、「令和3年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和3年12月21日閣議決定）において、「児童福祉施設に対する一般指導監査については、新型コロナウイルス感染症等の感染拡大防止の観点から、実地によらない方法での実施を可能とする方向で見直すことを検討し、令和3年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。」とされたことを受けた政令改正については、現在、厚生労働省において検討中である。

9. 保育所等における虐待等に関する対応について

(1) 静岡県裾野市における保育所の事案について（関連資料22参照）

昨年、静岡県裾野市の保育所において不適切な保育事案が発生し、その後も全国で同様の事案が相次いでいる。

これらを受け、12月7日には、行政における迅速な事実確認等をお願いする事務連絡を発出しており、改めて保育所等における虐待等への対応を徹底いただきたい。

また、12月27日からは、保育施設における虐待等の不適切な保育の実態に加え、通報等があった場合の市町村等における対応や体制についての全国的な調査を開始している。この調査へのご協力をお願いしたい。

この調査の結果を踏まえ、施設内外への相談等を通じて早い段階で不適切な保育の改善が促され、虐待を未然に防止できるような環境・体制づくりにつなげていくとともに、現場において安心して保育に臨めるよう、日々の保育実践における不安等にも寄り添えるような支援にも取り組んでいきたい。

10. 子育て世帯生活支援特別給付金について

(関連資料30参照)

昨年4月に閣議決定された特別給付金について、申請不要のいわゆるプッシュ型の支給については、おおむね実施されており、自治体の皆様のご努力に感謝を申し上げます。

一方、申請が必要な支給対象者もいるため、申請期限である2月末まで、支給漏れの無いよう改めて周知広報と申請勧奨について御願い申し上げます。

11. 認可外保育施設の質の確保・向上について

(関連資料31～40参照)

幼児教育・保育の無償化を契機に認可外保育施設の質の確保・向上を図ることが求められており、認可外の居宅訪問型保育事業等に係る保育従事者の資格・研修要件の設定並びに集団指導の実施、立入調査の際の評価基準について施設類型に応じた基準の設定等の対応を行っている。

認可外保育施設については、幼児教育・保育の無償化の施行後5年間(令和6年9月末まで)は、経過措置として、指導監督基準を満たさない施設であっても無償化の対象となるが、無償化にかかる改正法附則において、法施行後2年後を目途に、認可外保育施設の無償化の実施状況を検討し、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置

を講ずる旨の規定が置かれていることから、幼児教育・保育の無償化に関する協議の場幹事会「都道府県と市町村に関わる実務WG」において議論を行い、令和4年3月に議論のまとめを行った。

当該議論も踏まえ、令和5年度予算案においては、

- ・ 認可保育所等への移行を希望する施設に対する運営費や改修費等の補助
- ・ 指導監督基準の内容の説明や事故防止に向けた助言等を行う巡回支援指導員の配置支援
- ・ 認可外保育施設指導監督基準への適合を促進するための改修費等の支援

等に係る経費を引き続き計上しているほか、民間事業者の活用により、ベビーシッターの研修機会を増加させることによって、更なる質の向上を図ることとしている。

いずれにしても、経過措置が終了する際に現場で混乱が生じないように、指導監督基準への適合など質の維持・向上を確実に図っていく必要がある。

また、幼児教育・保育の無償化に係る給付事務の実施に当たり、市町村が、都道府県等有する認可外保育施設の情報を確認することが可能となるよう、子ども・子育て支援情報公表システムを構築し、令和2年9月末より公開している。

さらに、令和2年度に入り、マッチングサイトを介したベビーシッター利用で、子どもへのわいせつ容疑でベビーシッターが逮捕される事案が相次いで発生したことを受け、社会保障審議会児童部会子どもの預かりサービスの在り方に関する専門委員会において、令和3年2月に議論のとりまとめを行った。本とりまとめを受け、マッチングサイトガイドラインの見直しや、ベビーシッターの届出事項に過去の事業停止命令等の有無の追加（児童福祉法施行規則改正）を行ったほか、令和4年6月には児童福祉法の改正を行い、同年9月15日より認可外保育施設に対する事業停止命令等の情報の公表や自治体間での共有を可能とする旨規定している。

12. 令和5年度における社会保障（子ども・子育て支援）の充実等について（関連資料41～44参照）

子ども・子育て支援の充実に関しては、「質の向上」及び「量的拡充」を実施するため、令和5年度の「社会保障の充実」に充てられる消費税増収分4.03兆円のうちの0.7兆円を充てることとしている。

また、消費税財源以外の財源で実施する「質の向上」としてはこれま

で、保育士等の2%の処遇改善の実施について平成29年度から取り組んでおり、また、保育所等において非常勤栄養士の配置を促進するための加算の充実や、一時預かり事業を保育所以外で実施する施設の普及を促進するための事務経費に対する支援について令和2年度から取り組んでいるが、令和5年度においても引き続き実施していく。

これらにより必要となる地方負担については、地方財政措置が講じられるものであり、各地方自治体においても積極的な取組をお願いする。

また、平成29年12月8日に閣議決定された「新しい経済政策パッケージ」に基づき、消費税10%への引き上げによる財源を活用し、保育士の更なる処遇改善、幼児教育・保育の無償化等に取り組んでおり、令和5年度においても引き続き実施していく。

13. 放課後児童対策について

(1) 「新・放課後子ども総合プラン」の推進について

放課後児童クラブの実施状況について、毎年5月1日現在（令和2年は7月1日現在）の状況を取りまとめているところであるが、令和4年においては、登録児童数、支援の単位数ともに増加し、過去最高値となった。

また、利用できなかった児童（待機児童）数は対前年1,764人増加し、15,180人（うち小学1年生～3年生7,540人（前年比+185人）、小学4年生～6年生7,640人（前年比+1,579人））となった。

（関連資料47, 48参照）

1. 登録児童数

1,392,158人（対前年比+43,883人）

2. 放課後児童クラブの支援の単位数

36,209支援の単位（対前年比+811支援の単位）

3. 放課後児童クラブ数

26,683箇所（対前年比▲242箇所）

4. 利用できなかった児童数

15,180人（対前年比+1,764人）

うち、小学1年生～3年生

7,540人（対前年比+185人）

小学4年生～6年生

7,640人（対前年比+1,579人）

次代を担う人材を育成し、加えて共働き家庭等が直面する「小1の壁」を解消する観点から、厚生労働省と文部科学省の連携のもと、平成30年9月に「新・放課後子ども総合プラン」（以下「新プラン」という。）を策定し、放課後児童クラブの待機児童の早期解消、放課後児童クラブと放課後子供教室の一体的な実施の推進等による全ての児童（小学校に就学している児童）の安全・安心な居場所の確保を図ることとしている。（関連資料49参照）

① 国全体の目標達成に向けた整備について

「新・放課後子ども総合プラン」では、

- (i) 放課後児童クラブについて、2023年度までの5年間で約30万人分の整備を図る（約122万人から約152万人）
- (ii) 全ての小学校区で、放課後児童クラブ及び放課後子供教室を一体的に又は連携して実施し、うち一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室について、1万か所以上で実施することを目指す
- (iii) 新たに放課後児童クラブ又は放課後子供教室を整備等する場合には、学校施設を徹底的に活用することとし、新たに開設する放課後児童クラブの約80%を小学校内で実施することを目指す
- (iv) 放課後児童クラブは、単に保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童を授業の終了後に預かるだけでなく、児童が放課後児童支援員の助けを借りながら、基本的な生活習慣や異年齢児童等との交流等を通じた社会性の習得、発達段階に応じた主体的な遊びや生活ができる「遊びの場」「生活の場」であり、こどもの主体性を尊重し、こどもの健全な育成を図る役割を負っているものであることを踏まえ、こうした放課後児童クラブの役割を徹底し、こどもの自主性、社会性等のより一層の向上を図る

こととしている。

令和5年度は「新プラン」の最終年度となることから、引き続き、市町村（特別区を含む。以下同じ）におかれては子ども・子育て支援事業計画を踏まえつつ、放課後児童クラブのニーズに応じた受け皿整備を着実に進め、待機児童の解消に向けた取組を進めていただきたい。

また、「一体型」の取組を進めるため、総合教育会議の活用や関係者が参画する市町村毎または学校区毎の協議会の設置などにより、関係者間の連携・協力を進め、学校施設の徹底活用を進めていただきたい。

なお、学校内で放課後児童クラブを実施する場合の、学校施設の管理運営に関する関係者の不安を払拭するため、学校、教育委員会、事

業の実施主体等の間で取り決める協定書のひな形を作成し、令和元年7月4日付け事務連絡で周知しているのを参考にされたい。加えて、「一体型」の取組を進めるにあたっては、小学校の余裕教室の改修、設備の整備・修繕及び備品の購入のための経費を放課後子ども環境整備事業において補助しているのを、積極的にご活用いただきたい。

(関連資料50参照)

② 一体型の推進について

「一体型」の放課後児童クラブと放課後子供教室は、同一の小学校内等で両事業を実施することで、全ての児童の安全・安心な居場所が確保できること、また、共働き家庭等の児童を含めた全ての児童が放課後子供教室の活動プログラムに参加し、多様な体験ができること、さらに、地域のボランティア及び異年齢児との交流が図られることというメリットがある。

厚生労働省としては「新プラン」において、2023年度末までに、1万か所の一体型による実施を目指している。同一学校内等で両事業を実施する場合、どのように共通プログラムを実施できるか検討いただき、できる部分から取り組んでいただきたい。

なお、「一体型」として実施する場合でも、両事業の機能を維持しながら取り組んでいただく必要があり、特に、放課後児童クラブについては、こどもが安心して生活できる場としての機能を十分に担保することが重要であるため、市町村が条例で定める放課後児童クラブの設備運営基準を満たすことが必要である。

(2) 放課後児童対策関係予算案の概要

令和5年度予算案については、「新プラン」に基づき、2023年度末までの約30万人分（約122万人から約152万人）の新たな受け皿確保に向け、放課後児童クラブの運営費及び整備費の補助を行い、放課後児童クラブの受入児童数の拡大を図ることとしている。

また、放課後のこどもの居場所の確保や、放課後児童クラブの育成支援の内容の質の向上や安全確保を図るため、放課後児童クラブを巡回するアドバイザーを市区町村等に配置する事業等の実施など、放課後児童対策を推進するために必要な予算を計上している。

(関連資料51参照)

① ソフト面（運営費）について

令和5年度予算案においては、「新プラン」に基づき、約152万人分の受け皿の確保に必要な運営費を計上している。

また、放課後児童クラブの待機児童解消に向けて、

- ・ 待機児童解消に向けた緊急対応として、学校敷地外等の民家・アパート等を活用して事業を実施するための賃借料補助（放課後児童クラブ運営支援事業）の対象に、プレハブ設置に係る経費（リース代）を加えるとともに、
- ・ 待機児童が発生している市町村等において、放課後児童クラブの利用ができなかった児童等に対して、他の放課後児童クラブや児童館等、放課後に利用可能な施設等の利用をあっせんするとともに、障害児の受入に向けた調整を行う利用調整支援を行う

ために必要な経費を計上しており、積極的な事業の実施をお願いしたい。

なお、子ども・子育て支援交付金（内閣府所管）の算定上の「放課後児童支援員」に係る経過措置（令和5年3月31日までに研修を修了することを予定している者を放課後児童支援員とみなす）について、「①研修計画を定めること、②採用から2年以内に研修修了を予定していること」という2つの要件を満たす場合には、研修を修了していない者も放課後児童支援員とみなすことができるものとする予定である。

② ハード面（整備費）について

令和5年度予算案においては、

ア 昨今の資材費及び労務費の上昇傾向等を踏まえた国庫補助基準額の見直し

イ 放課後児童クラブに待機児童が発生している場合等に、補助率の嵩上げを実施

- ・ 公立の場合の国庫補助率 $1/3 \rightarrow 2/3$
- ・ 民立の場合の国庫補助率 $2/9 \rightarrow 1/2$

を予定している。

また、令和4年度第二次補正予算（内閣府計上）においては、待機児童が発生している市町村等における放課後児童クラブの施設整備費の国庫補助率嵩上げ後の自治体負担分の一部に対し特例的に財政支援（放課後児童クラブ整備促進事業）を行うことにより、放課後児童クラブの整備の加速化を図るために必要な費用を計上しているため、待機児童が発生している市町村等におかれては、当該事業を活用し、受け皿整備の促進に努めていただきたい。（関連資料52参照）

（参考：放課後児童クラブ整備促進事業実施後の補助率）

【公立施設を設置する場合の実質的な補助率】

- ・ 国の補助率 $2/3 \rightarrow 5/6$

- ・ 都道府県の補助率 1 / 6 → 1 / 1 2
- ・ 市町村の補助率 1 / 6 → 1 / 1 2

【**国立施設を設置する場合の実質的な補助率**】

- ・ 国の補助率 1 / 2 → 5 / 8
- ・ 都道府県の補助率 1 / 8 → 1 / 1 6
- ・ 市町村の補助率 1 / 8 → 1 / 1 6

③ **放課後児童クラブと放課後子供教室の連携又は一体的実施に向けて**
(関連資料53参照)

「新プラン」に基づき、放課後児童クラブと放課後子供教室が連携して事業を実施し、放課後のこどもの居場所機能の強化を図るため、両事業に関わる者の連絡調整の場の設置、連携に資する事前準備から事業実施の検証を行う「放課後児童クラブ等連携促進実証モデル事業」を令和4年度第二次補正予算に計上したところである。

本モデル事業実施に向けた検討を進めていただいている市町村におかれては、両事業の連携又は一体的実施の促進に向け、学校施設の利用促進の観点も含め、両事業を利用するこどものためにどのようなことができ、連携又は一体的な実施に向けてどのような課題があるのかを、本モデル事業の実施を通じて検証し、具体的な対応策を検討していただきたい。

また、本モデル事業を実施する予定がない市町村におかれても、「新プラン」の趣旨を踏まえ、放課後児童クラブ、放課後子供教室、学校・教育委員会関係者等間における協議を継続的に行い、放課後のこどもの居場所について、より良い環境を整えられるようご尽力いただきたい。

④ **放課後児童支援員等の人材確保について** (関連資料54, 55参照)

放課後児童健全育成事業の適切な運営を図るとともに育成支援の質の確保及び向上を図るためには、放課後児童支援員等の処遇改善に努めることが重要である。

このため、

- ・ 平成26年度より、放課後児童支援員等の処遇の改善に取り組むとともに、18時半を超えて事業を行う者に対して賃金改善に必要な経費を補助する放課後児童支援員等処遇改善等事業、
- ・ 平成29年度より、勤続年数や研修実績等に応じた賃金改善に必要な経費を補助する放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業、
- ・ 令和4年2月より、放課後児童支援員等の収入を3%程度(月額

9,000円) 引き上げるために必要な経費を補助する放課後児童支援員等処遇改善事業(月額9,000円相当賃金改善)(令和4年2月～9月までは、放課後児童支援員等処遇改善臨時特例事業)を実施している。放課後児童支援員等の人材確保に向けては、処遇の向上が重要であることから、各市町村におかれては、各処遇改善事業を積極的に活用いただき、放課後児童支援員等の処遇改善に取り組んでいただきたい。

なお、公営の放課後児童クラブの職員に対する賃金改善については、「公的部門(保育等)における処遇改善事業の実施について」(令和3年12月24日総行給第80号総務省自治行政局公務員部給与能率推進室長通知)において改善例が示されているので、参考にさせていただきたい。

⑤ 放課後児童対策の推進について

放課後児童対策の推進を図るため、待機児童が解消するまでの緊急的な措置として児童館、公民館等の既存の社会資源の活用による放課後のこどもの居場所の提供や、小規模・多機能による放課後のこどもの居場所の確保を促進するために必要な予算を計上している。

また、放課後児童クラブの育成支援の内容の質の向上を図るため、ア 放課後児童クラブを巡回するアドバイザーを市区町村等に配置する事業の実施

イ 保育士・保育所支援センターにおいて、放課後児童支援員を支援対象とした場合の国庫補助の加算

ウ 市町村において放課後児童支援員に対し就職相談等の支援を行う場合の国庫補助の実施

に必要な予算を計上している。

なお、放課後児童クラブを利用できない児童に対して、放課後児童クラブ以外の居場所を提供する「放課後居場所緊急対策事業」については、これまで、「主に4年生以上を対象」としていたところ、全学年を対象を拡大する予定である。

各都道府県、市町村におかれては、放課後児童対策の充実に向けて、各種事業の実施について積極的にご検討いただきたい。

⑥ 研修事業について

研修事業については、放課後児童支援員に係る認定資格研修を実施するために必要な経費の補助、及び放課後児童支援員等の資質の向上のための現任研修を実施するために必要な経費の補助を引き続き計上している。

放課後児童クラブは、放課後のこどもの「遊びの場」「生活の場」であり、こどもの主体性を尊重し、こどもの健全な育成を図る役割を負っているものであることを踏まえ、支援の質の確保・向上を図る観点から、各都道府県、指定都市、中核市におかれては、可能な限り、放課後児童クラブの職員が認定資格研修や資質向上に向けた研修を受けられる機会を確保いただくようお願いする。

各市町村におかれては、管内の放課後児童クラブの職員が各種研修を受講できるよう、研修日程等について管内放課後児童クラブへの情報提供をお願いする。

⑦ 新型コロナウイルス感染症対策等に係る支援について

(関連資料57, 58参照)

放課後児童クラブにおいて、感染症に対する強い体制を整え、感染症対策を徹底しつつ、事業を継続的に実施していくため、今般の令和4年度第二次補正予算（内閣府計上）において、

- ・ 新型コロナウイルスの感染者や濃厚接触者が発生した場合に、職員が感染症対策の徹底を図りながら事業を継続的に実施していくために必要な経費
- ・ 感染症対策のための改修（トイレ、非接触型の蛇口の設置等）することとしている。

「事業を継続的に実施していくために必要な経費」の具体的な内容としては、職員の感染等による人員不足に伴う職員の確保等の費用（緊急雇用に係る費用、割増賃金、手当等）や職場環境の復旧・環境整備等に係る費用（消毒清掃費用等）に充当していただくことを想定している。

また、放課後児童クラブの職員の業務負担軽減等を図る観点から、連絡帳の電子化やオンライン会議の実施等に必要な経費や、外国人の子育て家庭が事業を円滑に利用できるよう、多言語音声翻訳システム等を導入するための経費など、放課後児童クラブのICT化を推進するための経費も計上している。

なお、感染症対策に関する事業における地方負担分については、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金による支援を受けられるため、各市町村におかれては、支援を必要とするすべての放課後児童クラブへ支援が行き渡るよう、予算措置にご配慮いただきたい。

⑧ 10人未満の放課後児童クラブについて

受入児童数が10人未満の放課後児童クラブのうち、山間地、漁業集落、へき地及び離島で実施している場合や、当該放課後児童クラブを

実施する必要があると厚生労働大臣が認める場合は、平成27年度から国庫補助対象としている。

また、国庫補助対象となる10人未満の放課後児童クラブについては、毎年、厚生労働大臣への協議を実施している。なお、前年度において結果的に10人未満となった放課後児童クラブについての遡りの協議は受け付けないので、協議時点で受入児童数が10人以上の場合でも、年度を通じて10人未満となる可能性がある場合には、協議を行っていただきたい。

14. 児童虐待防止対策の強化について

(1) 「新たな児童虐待防止対策体制総合強化プラン」について

(関連資料60参照)

児童虐待防止対策については、これまで「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」（平成30年7月20日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議（以下「関係閣僚会議」という。）決定）、「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」（平成30年12月18日児童虐待防止対策に関する関係府省庁連絡会議（以下「関係府省庁連絡会議」という。）決定）、「『児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策』の更なる徹底・強化について」（平成31年2月8日関係閣僚会議決定）及び「児童虐待防止対策の抜本的強化」（平成31年3月19日関係閣僚会議決定）等を踏まえて取組を進めてきたところ。

しかしながら、児童相談所への児童虐待相談対応件数が年々増加の一途をたどっており、重篤な児童虐待事件も後を絶たないなど依然として深刻な社会問題となっている。

このような状況も踏まえ、児童相談所や市町村の体制強化を計画的に進めるとともに、児童虐待対策を更に進めていくため、「新たな児童虐待防止対策体制総合強化プラン」（令和4年12月15日関係府省庁連絡会議決定。以下「本プラン」という。）を策定した。

本プランは、令和6年度までに児童福祉司約6,850人の体制とする（注1）こと、令和8年度までに児童心理司約3,300人の体制とする（注2）ことなど（注3）を定めている。

本プランの初年度である令和5年度においては、児童福祉司を約6,310人、児童心理司を約2,590人とすることを計画しており、これを踏まえた地方財政措置が講じられる予定である。

注1 児童福祉司の配置標準のうち、児童虐待相談対応件数に応じた加配について、自治体ごとの人口1人あたりの児童虐待相談対応件数の差異が拡大している状況を

より適切に考慮したものに見直す（注4）とともにこども・保護者等への指導等を行う児童福祉司について、令和6年度末までに全国で1,060人程度増員する。

注2 令和8年度末までに全国で950人程度増員する。

注3 令和4年改正児童福祉法によるこども家庭センターについて、令和6年度の発足に向け、必要な体制等について検討を行うとともに、令和5年度中に設置目標を定める。また、令和4年改正児童福祉法により一時保護開始児の司法審査の令和7年度までの導入を含め、「児童虐待防止対策の更なる推進について」等を踏まえ、必要に応じ、本プランの見直しを検討する。

注4 加配の基準となる人口1人あたりの児童虐待相談対応件数について、全国平均により算出される人口1人あたりの件数から、人口1人あたりの件数が標準的な自治体の人口1人あたりの件数に改めることとする。

（2）宗教の信仰等に関する児童虐待等への対応に関するQ&Aについて （関連資料61参照）

昨年10月、「市町村及び児童相談所における虐待相談対応について」（令和4年10月6日付子発1006第3号厚生労働省子ども家庭局長通知）において、宗教の信仰のみを理由として消極的な対応をとることがないようにすること等について徹底いただくようお願いしたところ。

児童相談所及び市区町村においてこれらの相談支援等を行うに当たり活用することができるよう、昨年12月27日付けで「宗教の信仰等に関する児童虐待等への対応に関するQ&A」を作成・公表した。本Q&Aには、宗教に関連する児童虐待の事例を記載しているほか、指導等を行ったことを契機として保護者の児童虐待行為がエスカレートすることが懸念される等の留意点、関連する支援策を盛り込んでいる。

各児童相談所等におかれては、これらの内容を踏まえつつ、実際に相談等が寄せられた場合には適切に対応いただくようお願いする。その際には、本Q&Aで示す事例を機械的に当てはめるのではなく、児童や保護者の状況、生活環境等に照らし、総合的に判断することや、児童の側に立って判断することも併せてお願いする。

なお、現在、

① 本Q&Aの内容について、児童相談所等の職員を対象とする研修等に活用いただけるような研修資料

② 子どもに対する相談支援等のために児童相談所が助言を仰ぐことができる専門機関

について、準備・確認中であり、これらについても追ってお示しをすることとしたい。

(3) 令和5年度予算案について

(関連資料64参照)

令和5年度予算案においては、「児童虐待防止対策の更なる推進について」や令和4年改正児童福祉法等を踏まえ、以下のとおり、児童虐待防止対策の総合的・抜本的強化策を迅速かつ協力を推進するための予算措置を行っているので、各都道府県等におかれては、積極的な取組をお願いしたい。

児童相談所における体制強化、職員の資質向上等を図るため、令和5年度予算案では、

- 児童相談所の設置準備に伴う職員の配置支援を拡充し、これから児童相談所を設置する予定の中核市や特別区等だけでなく、既に児童相談所を設置している地方自治体が増設を行う場合も補助対象として追加
- 令和4年改正児童福祉法による親子再統合支援事業の創設を踏まえ、保護者指導等に関する事業を拡充し、親子関係の再構築を実施する民間団体の育成に係る経費の補助を創設
- 子どもの意見・意向表明支援のための体制構築事業を拡充し、都道府県、指定都市、児童相談所設置市に加え、市町村を補助対象に追加
- 未就園児等のいる家庭に対し訪問や各種申請手続のサポートにより、支援施策に結び付ける取組を行う市町村を対象とした「申請手続等支援」を創設

などを盛り込んでいる。

このほか、令和4年度第2次補正予算では、

- ICTの活用等による児童虐待・DV等の相談支援体制の強化
- 一時保護の判断に当たり、AIを活用した緊急性の判断に資する全国統一のツールの開発に向けた取組の実施

を盛り込んでいる。

15. ヤングケアラーの支援について

(1) ヤングケアラーの支援に向けた令和5年度予算案について

(関連資料64参照)

地方自治体における取組への支援として、以下のとおり、令和5年度予算案に計上しているので、積極的な取組をお願いしたい。

なお、国が行う事業としては、当事者、支援者同士の相互ネットワーク形成支援や社会的認知度向上のための集中的な広報啓発に要する経費を計上しているところである。

- ヤングケアラー実態調査・研修推進事業
実態調査又は福祉・介護・医療・教育等の関係機関（要対協構成機関も含む）職員がヤングケアラーについて学ぶための研修等の実施（国の負担割合を引き上げ（1／2→2／3））。
- ヤングケアラー支援体制構築モデル事業
モデル事業として、地方自治体に関係機関と民間支援団体等とのパイプ役となる「ヤングケアラー・コーディネーター」を配置 / ピアサポート等の悩み相談を行う支援者団体への支援 / ヤングケアラー同士が悩みや経験を共有し合うオンラインサロンの設置運営支援に加え、新たに、外国語対応が必要な家庭に対する通訳派遣を支援。
- 市町村相談体制整備事業（ヤングケアラー支援事業）
学校等が把握し市町村の福祉部局等へつないだヤングケアラーの情報について、市区町村において、一元的に集計・把握するとともに、ヤングケアラーのその後の生活改善までフォローアップする体制を新たに整備。

16. 民法等の一部を改正する法律の施行について

（関連資料62参照）

昨年12月16日に「民法等の一部を改正する法律」（令和4年法律第102号。以下「改正法」という。）が公布・施行され、民法において、親権者の懲戒権に係る規定が削除されるとともに、子の監護及び教育における子の人格を尊重する義務が定められており、児童福祉法及び児童虐待の防止等に関する法律についても同様の改正がなされたところ。

各地方自治体においては、「体罰等によらない子育てのために」について、周知・啓発等いただいているところであるが、改めて内容を御了知いただくとともに、その内容について、改正法施行後においても引き続き広く周知・啓発いただくようお願いする。

17. 社会的養育の充実について

（1）都道府県社会的養育推進計画の見直しについて

（関連資料63参照）

各都道府県等においては、「都道府県社会的養育推進計画」を策定し、取組を進めていただいているが、この計画は、質の高い里親養育を実現するための包括的な実施体制の構築、児童養護施設や乳児院等の多機能化・機能転換の推進をはじめとして、在宅での支援から特別養子縁組、代替養育や自立支援などが網羅されたものとなっている。これらの項目

全ては緊密につながっており、一体的かつ全体的な視点をしっかり持って、引き続き取組を進めていただきたい。

特に、各都道府県等の里親等委託率の目標値は、国で掲げる目標に近いものから、現状の水準にとどまるものまで、依然として地域によるばらつきが見られる状況であるため、これまでも、各都道府県等に対して、里親等委託推進に向けた取組等について個別にヒアリングを実施し、国の財政面での支援の活用を含めた更なる取組をお願いしているところであるが、各都道府県等におかれては、今一度、平成28年改正児童福祉法における「家庭養育優先原則」の趣旨とこれを踏まえた国の数値目標、並びに本計画の意義を十分にご認識いただいた上で、一層の取組をお願いしたい。

また、昨年6月の児童福祉法改正を踏まえた新たな支援体制の構築に向けては、各都道府県において、計画的に体制整備を進めていくことが非常に重要である。このため、令和7年度から改正法の内容を踏まえた計画を開始いただけるよう、現在、国において調査研究を行い、計画に盛り込むべき事項等、計画策定要領の見直しの検討を進めているところである。

新たな計画策定要領については、自治体の皆様の意見も聞きながら検討を進め、来年度の秋頃までにお示しする予定である。各都道府県における計画の見直しに資するよう、国としても早期の情報提供等に努めていく予定であるが、各都道府県におかれては、令和7年度からの新計画への移行に向け、当該策定要領を踏まえ令和6年度末までに計画の見直しを行っていただくよう、引き続き、協力をお願いしたい。

(2) 令和5年度予算案における社会的養育関係事業について

(関連資料64参照)

令和5年度予算案においては、社会的養育の充実を図るため、

- ① 令和6年度末までの期間に限り、目標の達成に向けて意欲的に取り組む自治体に対する里親養育包括支援（フォスタリング）事業の補助率の嵩上げ（1/2→2/3）を引き続き実施するとともに、
- ② 令和6年4月施行の改正児童福祉法による里親支援センターの創設を見据え、里親の開拓や研修、子どもと里親のマッチング等を総合的に実施するフォスタリング機関に対する補助メニューの創設や、開設準備経費への補助の創設等によるフォスタリング機関に対する支援の拡充
- ③ 養子縁組の民間あっせん機関に対する助成事業について、子どもの出自に関する情報の記録・保存・開示に関して、民間あっせん機

関からの相談に応じ、助言等を行う弁護士等を嘱託契約等により配置するための加算の創設

- ④ 児童養護施設等が実施する地域資源を活用した多様な取組や先駆的な取組をモデル的に支援し、全国の自治体等に横展開を図る事業の創設
- ⑤ 児童養護施設等に入所する障害等を有する児童の入所前の受入に係る連絡調整や、入所中の支援の補助を行うための職員の配置への支援
- ⑥ 社会的養護経験者に対する自立支援として、現行22歳の年度末までとなっている居住費や生活費等の支援を、22歳の年度末以降も受けることができるよう、「社会的養護自立支援事業」の年齢要件の弾力化
- ⑦ 児童家庭支援センター等の機関が行う子どもや保護者等への支援について、児童家庭支援センターと関係機関の連携を進めるため、経験豊富な児童相談所OB等のスーパーバイザーを児童家庭支援センターに配置するための支援
- ⑧ フォスタリング機関の担い手を確保するため、フォスタリング機関職員や職員候補者等に対する研修や、関係機関が参加する全国フォーラムを開催する事業の創設

などを計上している。

また、令和4年度第2次補正予算においては、

- ① 児童養護施設退所者等に対する生活費等の貸付について、疾病等により医療機関を受診する場合の生活費の貸付金額の増額
- ② 新型コロナウイルス感染症の感染者や濃厚接触者が発生した児童養護施設等において、消毒や清掃に要する費用等のほか、感染症対策の徹底を図りながら業務を継続的に実施していくために必要な経費（かかり増し経費等）や、緊急時に備えた施設・事業所の支援体制の整備に必要な経費の補助

などを計上している。

各都道府県等におかれては、国の財政面での支援を積極的に活用いただき、里親等委託推進をはじめとする「都道府県社会的養育推進計画」に基づく取組を一層強化していただくようお願いする。

18. ひとり親家庭等の自立支援及び困難な問題を抱える女性への支援等の推進について （関連資料67, 68参照）

ひとり親家庭を取り巻く状況については、令和3年度に実施した全国ひとり親世帯等調査の結果において、母子世帯の就業率は86.3%、父子

世帯の就業率は88.1%と高い水準にあるが、特に母子世帯については雇用環境や所得状況が平成28年度の前回調査から改善しているものの、就業者のうち38.8%はパート・アルバイト等の不安定な就労形態にあり、平均年間就労収入（母自身の就労収入）は236万円、平均年間収入（母自身の収入）は272万円となっている。また、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、非正規雇用労働者の割合が高く収入が少ないなど、元々経済的基盤が弱く、依然として厳しい状況にある。

このため、ひとり親家庭の支援については、「子供の貧困対策に関する大綱」（令和元年11月29日閣議決定）及び「母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本方針」（令和2年3月23日厚生労働省告示第78号）等に基づき、就業による自立に向けた就業支援を基本としつつ、子育て・生活支援、養育費確保支援、経済的支援など総合的な支援施策を着実に進めることが重要である。

また、様々な困難な問題を抱える女性に対して、婦人相談所等で行う相談、保護、自立支援等の取組を推進するとともに、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」（令和4年法律第52号）の施行に向けた取組の充実を図ることとしている。

なお、困難な問題を抱える女性への支援については、令和5年度より厚生労働省社会・援護局に移管されることとなるため、ご留意いただきたい。

（1）ひとり親家庭等の自立支援の推進について

令和5年度予算案においては、相談窓口のワンストップ化の推進、こどもの学習支援、居場所づくり、親の資格取得支援、養育費確保支援などの支援策を着実に実施するとともに、新たに以下の取組に必要な予算を盛り込んでいるので、各自治体におかれては、ひとり親家庭の生活実態や支援ニーズを踏まえ、国庫補助金の活用も含め、支援施策の積極的な取組をお願いする。

① ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化事業について

ひとり親が必要とする相談支援等を受けられるように同行支援や継続的な見守り支援等の同行型支援を行うための体制づくりに必要な費用の補助を創設する。

② こどもの生活・学習支援事業について

「こどもの生活・学習支援事業」については、内閣府の「地域子供の未来応援交付金」と統合し、ひとり親家庭や貧困家庭等のこどもに対し、児童館・公民館・民家やこども食堂等において、

悩み相談を行いつつ、基本的な生活習慣の習得支援や、学習支援を行うとともに、新たに食事の提供に対する支援を創設する。また、補助率については、原則、国1/2とするが、「地域子供の未来応援交付金」から移行する場合には、自治体の負担割合の激変緩和措置として特例的に補助率を当該事業実施年度中に限り、国2/3とする。

③ 母子家庭等自立支援給付金事業について

ひとり親が就労し安定した収入を得て自立することを支援するため、訓練中の生活費を支援する高等職業訓練促進給付金の対象資格の拡充・訓練期間の緩和の措置を令和5年度も継続する。

④ 母子家庭等就業・自立支援事業について

母子家庭等就業・自立支援センター事業において、ひとり親家庭等に対し、PC等の貸与を行うことで、在宅就業や各種訓練に必要な環境整備を図る「就業環境整備支援事業」を創設する。

また、一般市等就業・自立支援事業において、在宅就業や各種訓練に必要な環境整備を図る場合の加算及び心理カウンセラーを配置する場合の加算を創設する。

⑤ 高等学校卒業程度認定試験合格支援事業について

受験時の経済的負担を軽減するため、受講開始時給付金等の上限額を見直すとともに、新たに通学又は通学及び通信制併用の場合の単価を創設する。

⑥ 母子父子寡婦福祉資金貸付金について

母子父子寡婦福祉資金貸付金の生活資金を拡充し、収入が減少するなど家計が急変し大きな困難が生じている者に対して貸付を可能とする。これに伴い、政令を改正する予定である。

また、令和4年度補正予算においては、ひとり親家庭等が必要な支援につながり、自立に向けた適切な支援を受けられるよう、IT機器等の活用をはじめとしたひとり親家庭等のワンストップ相談及びプッシュ型支援体制の構築・強化を図るための予算を確保しているため、各自治体におかれては積極的な取組をお願いする。

さらに、同補正予算において、困窮するひとり親家庭等の要支援世帯のこども等を対象として居場所の提供や食への支援を行うこども食堂、こども宅食、フードパントリー等に対する助成を中間支援法人を通じて実施することとしている。当該事業は物価高騰等の影響により困窮するひとり親家庭等への支援を迅速に行うために実施する緊急対策として行うものである。一方、子どもの食事等支援については、要支援児童の把握・支援の責任を有する

市区町村と地域の子ども食堂等が連携して実施していくことが重要であることから、積極的な地方自治体の取組をお願いしたい。なお、今後、市区町村等に対して本事業を活用した子ども食堂等の一覧を提供する予定であるのでご活用願いたい。

また、「ひとり親家庭等の子どもの食事等支援事業」を活用していた子ども食堂等が、「こどもの生活・学習支援事業」により自治体と連携する場合、自治体の負担割合の激変緩和措置として特例的に補助率を当該事業実施年度中に限り、国2/3とする。

(2) 困難な問題を抱える女性への支援等の推進について

困難な問題を抱える女性への支援については、昨年5月に成立した「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」（以下「困難女性支援新法」という。）を踏まえ、国において策定する基本方針の検討など、今後の困難な問題を抱える女性に対する支援の具体的な在り方について、有識者による検討の場を立ち上げ、議論いただいているところである。

令和5年度予算案においては、困難女性支援新法の施行に向けて、以下のとおり必要な予算を盛り込んでいるので、各都道府県等におかれては、積極的な事業の実施をお願いする。

なお、困難な問題を抱える女性への支援については、令和5年度より厚生労働省社会・援護局に移管されることとなるため、ご留意いただきたい。

① 婦人相談員活動強化事業について

婦人相談員の適切な処遇の確保に向けて、技能や経験に応じた更なる処遇改善を実施する。

② 困難な問題を抱える女性への支援体制構築事業

都道府県基本計画等の策定や、婦人相談員等の専門職の採用を促進するとともに、ICTの導入及び婦人保護施設等の入所者等の生活向上を図るための改修等を行うことで、困難な問題を抱える女性に適切な支援を包括的に提供するための体制整備を図る補助事業を創設する。

③ 民間団体支援強化・推進事業について

引き続き、婦人相談所や婦人保護施設、婦人相談員とともに、特色や強みを活かしながら、多様な相談対応や自立に向けた支援を担う民間団体による地域における取組みを推進する。

④ 若年被害女性等支援事業について

引き続き、公的機関と民間団体が密接に連携し、アウトリーチからの相談対応や、居場所の確保、公的機関や施設への「つなぎ」を含め

たアプローチすることにより、若年女性の自立を推進する。

⑤ 困難な問題を抱える女性支援連携強化モデル事業

引き続き、婦人相談所等の都道府県の関係機関や市区の関係機関、民間団体の参画による横断的な連携・協働の下、困難な問題を抱える女性への支援を展開するためのネットワーク（協議会）の構築・運営への支援を行う。

19. 母子保健対策の推進について

（1）成育基本法等を踏まえた母子保健医療対策の推進について

①成育基本法（略称）について

「成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律」（平成30年法律第104号。以下「成育基本法」という。）の規定に基づき、令和3年2月に「成育医療等の提供に関する施策の総合的な推進に関する基本方針」（以下「基本方針」という。）を策定したところ。

成育基本法及び基本方針は、子どもたちの健やかな成育を確保するため、

- ・ 成長過程を通じた切れ目ない支援
- ・ 科学的な知見に基づく適切な成育医療等の提供
- ・ 安心して子どもを産み育てることができる環境の整備

などを基本理念として、関係する施策を総合的に推進していくこととしている。

また、成育基本法において、都道府県は、医療計画その他政令で定める計画を作成するに当たっては、成育過程にある者等に対する成育医療等の提供が確保されるよう適切な配慮をするよう努めるものとされており、これを踏まえ、現行の基本方針については、令和2年度から令和4年度までを1つの目安に策定されている。このため、現在、年度内の閣議決定を目指して改定作業を行っているところである。検討中の基本方針の改定案では、地方公共団体における取組として、基本方針を踏まえた計画の策定を示している。基本方針の改定が閣議決定された際には、当該計画の策定指針をお示しする予定である。また、令和5年度予算案において、都道府県における計画策定等を支援する事業の新設を盛り込んでいるところ（⑤参照）。令和6年度からの第8次医療計画と同様に、成育医療等基本方針を踏まえた計画についても、令和5年度に各地方公共団体において検討・策定いただき、令和6年度から当該計画を踏まえた施策に取り組んでいただけるよう支援してまいりたい。

②こども家庭センターの設置について

子育て世代包括支援センターについては、平成29年に法定化されて以降、妊娠期から子育て期に至るまで、地域において切れ目ない支援体制を構築することが重要との観点から、全国展開を進め、令和4年4月1日時点で、1,647市町村（設置率約95%）に設置いただいたところ。

こうした中、令和4年6月に成立した改正児童福祉法において、市町村の子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点の設立の意義や機能を維持した上で組織を見直し、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへ一体的に相談支援を行う機能を有する機関「こども家庭センター」の設置に努めることとされたところである。各市町村においては、令和6年4月の改正法の施行に向け、子育て世代包括支援センターが、より関係機関等と連携できるよう、同センターの設置の準備を進めていただくとともに、各都道府県においても、管内市町村における同センター設置等への支援をお願いしたい。なお、令和3年度補正予算において盛り込んだ、一体的相談支援機関の整備を推進するための事業の実施期間は令和5年度末までとなっているため、積極的に活用いただきたい。

③産後ケア事業について

産後ケア事業については、令和元年の改正母子保健法により、各市区町村に対し、実施の努力義務が課され、「少子化社会対策大綱」（令和2年5月29日閣議決定）においても、令和6年度末までの全国展開を目指すこととされている。

また、「全世代型社会保障構築会議報告書」（令和4年12月16日取りまとめ）においても、産前・産後ケアの体制の充実や、利用者負担の軽減を図る必要があるとされたところである。

こうした状況を踏まえ、令和5年度予算案では、支援を必要とする全ての産婦が産後ケア事業を利用することができるよう、利用者の所得の状況に関わらず、利用料の減免支援を導入することとしている。あわせて、実施要綱の「対象者」についても、これまでの「産後に心身の不調又は育児不安等がある者」から、法律に合わせて「産後ケアを必要とする者」とする改正を予定しており、本事業がユニバーサルなサービスであることを明確化することとしている。

このほか、産後ケア施設の整備費について、令和4年度補正予算で補助率の嵩上げ（1/2⇒2/3）を行うとともに、令和5年度予算案でも、建物の修繕について「自己所有物件」だけでなく「賃借物件」も補助対象

とする拡充を行うこととしている。各市町村においては、こうした支援策を活用し、産後ケア事業の体制整備に御協力いただきたい。

また、産後ケア事業については、「妊娠・出産包括支援推進事業」において、都道府県と市町村や市町村間で情報を共有するための連絡調整会議の開催や、利用者のニーズ把握、都道府県による市町村での共同実施の推進等を支援するとともに、令和4年度子ども・子育て支援推進調査研究事業において実施している事態調査の中で把握された、広域連携に関する好事例等を取りまとめた上で年度内に周知することとこととしている。各都道府県においては、こうした支援策を活用し、市町村における産後ケア事業の支援に御協力いただきたい。

④低所得の妊婦に対する初回産科受診料支援について

妊婦健診の受診券は、妊娠の届出後に交付されるため、届出前の産科受診料が低所得の若年妊婦等にとって経済的負担となっている、と指摘されている。

このため、令和5年度予算案においては、新たに、低所得の妊婦の初回産科受診料について助成支援を行うこととしている。また、今般新たに創設された出産・子育て応援交付金においては、産科医療機関における妊娠の確認を妊娠届出時の経済的支援（出産応援ギフト）の支給の要件としており、同事業と初回産科受診料支援を一体的に実施いただくことにより、妊婦に必要な支援が提供されるよう、取組を進めていただきたい。

⑤母子保健対策強化事業による都道府県の協議会設置等支援について

本年度中に見直しを予定している成育医療等基本方針の改定案では、成育医療等の関係者による協議の場の設置等を行う都道府県に対し、国が支援を行うこととしており、令和5年度予算案において、母子保健対策強化事業の新たなメニューを創設し、計画の策定や協議会の設置、当事者のニーズ把握等、母子保健に関する都道府県による広域支援を推進することとしている。都道府県におかれては、市町村の母子保健事業の実施状況を把握し、均てん化や精度管理を図るため、積極的に活用いただきたい。

⑥性と健康の相談センター等について

成育医療等基本方針に基づき、「性と健康の相談センター事業」において、プレコンセプションケアを含め、男女問わず、ライフステージに応じた相談支援により、性や妊娠に関する正しい知識の普及や健康管理の促進を総合的に推進している。

また、令和3年度子ども・子育て支援推進調査研究事業の「プレコンセプションケア体制整備に向けた相談・研修ガイドライン作成に向けた調査研究」において、地方公共団体におけるプレコンセプションケアの実態調査を実施し、当該センター事業の体制整備に活用いただける手引書を作成したところであるため、今後の取組に当たって参考とされたい。また、プレコンセプションケアを促進する取組の一環として、若者向けのポータルサイト「スマート保健相談室」を令和4年3月に公開した。からだや性・妊娠などに関する情報や相談窓口などを掲載しており、適切な支援につなげられるよう、都道府県及び市町村におかれても積極的に御活用いただくとともに、周知にも御協力をお願いしたい。

また、令和5年度予算案では「妊娠や性に関する疾病等で悩んでいる10代等の若者」も支援対象とするとともに、性感染症などの受診費用も補助対象とする拡充を行っている。さらに、医療機関に交通機関を利用して移動する場合の交通費の支援についても新たに補助対象としているため、御活用いただきたい。

⑦産前・産後サポート事業等

妊婦等が抱える妊娠・出産や子育てに関する悩み等について相談支援を行う産前・産後サポート事業において、

- ・ 多胎児の育児経験者家族によるピアサポート事業や、多胎家庭等へ育児サポーターを派遣する多胎妊産婦サポーター等事業（多胎妊産婦支援）
- ・ 父親等による交流会を実施するピアサポート支援や、急激な環境の変化による父親の産後うつへの相談対応（出産や子育てに悩む父親支援）

など、多胎妊産婦や父親に対する支援への補助事業を実施しているため、市町村においては積極的に活用いただくようお願いする。

なお、多胎妊産婦支援については、これまで実施主体を市町村のみに限っていたところ、令和5年度予算案において、市町村内の多胎妊産婦が少人数である場合には、都道府県が実施することを可能とする運用改善を予定している。都道府県においては管内市町村とも連携の上、多胎妊産婦の支援実施について検討いただきたい。

なお、多胎児を妊娠した妊婦に対しては、通常14回程度の妊婦健康診査よりも追加で受診する健康診査に係る費用の補助を実施しているた

め、市町村においては積極的に御活用いただきたい。

⑧産婦健康診査事業

産後2週間、産後1か月などの出産後間もない時期の産婦に対する健康診査（母体の身体的機能の回復、授乳状況及び精神状態の把握等）に係る補助事業を実施している。

産婦健康診査事業の実施に当たっては、産後うつへの早期対応を行うため、産後ケア事業を実施することを要件としていることから、市町村においては、産後ケア事業とともに積極的な取組をお願いしたい。

⑨新生児聴覚検査について

聴覚障害は、早期に発見され適切な支援が行われた場合は、音声言語発達等への影響が軽減される。このため、早期発見・早期療育が図られるよう、全ての新生児を対象として新生児聴覚検査を実施することが重要である。

しかしながら、令和元年度の母子保健課による調査結果では、検査の受診者数を把握している市町村における検査の受診率は90.8%、公費負担を実施している市町村は52.6%となっており、その取組は十分とはいえない結果となっている。

厚生労働省では、このような状況を踏まえ、都道府県における新生児聴覚検査結果の集約や医療機関・市町村との情報共有、難聴と診断された子を持つ親への相談支援、産科医療機関等における検査状況等の把握、産科医療機関等の聴覚検査機器（自動ABR）の購入に対する補助を実施している。

また、新生児聴覚検査費について、平成19年度から市町村に対して地方交付税措置が講じられてきたところであるが、令和4年度には、市町村における新生児聴覚検査の公費負担の実施実態を踏まえ、これまでの少子化対策に係る経費の内数としての算定から、保健衛生費における算定に変更し、市町村の標準団体（人口10万人）当たり935千円が計上されたところである。

各市町村におかれては、引き続き、公費負担による検査の実施や、受診状況の把握、未受診者への受診勧奨、未受診理由の把握など、積極的な取組をお願いするとともに、各都道府県におかれては、新生児聴覚検査体制整備事業を活用し、関係者からなる協議会を設置するなど、管内市町村における新生児聴覚検査の実施体制の整備への支援に積極的に取り組まれるようお願いしたい。

また、令和元年度の子ども・子育て支援推進調査研究事業において、新生児聴覚検査に係る手引書のひな形を作成しており、新生児聴覚検査

の流れ、検査の実施状況及び結果の集約、未受検者に対する受診勧奨、検査でリファーとなった子及びその保護者に対する案内などについて記載している。当手引書と予算事業とを併せて活用いただき、十分な体制整備をお願いしたい。

(2) 母子保健施策を通じた児童虐待防止対策の推進について

児童虐待については、児童相談所への児童虐待相談対応件数が年々増加の一途をたどっており、重篤な児童虐待事件も後を絶たないなど、依然として深刻な社会問題となっている。こうした状況を踏まえ、「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律」が令和元年に成立し、令和2年4月から施行されているところ。

こうした中、令和元年8月1日付け子母0801第1号厚生労働省子ども家庭局母子保健課長通知「乳幼児健康診査未受診者等に対する取組事例等の周知について」において、児童虐待防止に資する乳幼児健康診査の取組事例として、当省が実施した調査研究等のポイントや、地方公共団体における取組事例を周知した。同通知でお示ししたとおり、未受診者等に対する取組については、定期的にフォローアップを行うこととしているので、引き続き対応をお願いしたい。

また、令和2年1月14日付け厚生労働省子ども家庭局母子保健課事務連絡「乳幼児健康診査未受診者等に対する取組事例等に関するフォローアップについて」において確認させていただいた取組状況については、令和2年度子ども・子育て支援推進調査研究事業「乳幼児健康診査未受診者等に対する取組事例に関する調査研究」において取りまとめ、事例集を作成したので参考としていただきたい。

さらに、令和2年1月31日付け子発0131第7号厚生労働省子ども家庭局長通知「母子保健施策を通じた児童虐待防止対策の推進について」において、乳幼児健康診査未受診者等の発育状況等の適切な把握や、市町村職員の専門性の強化のための研修の実施について示しているところであり、引き続き、漏れることのないように御対応いただきたい。

児童虐待の防止については、これらの取組以外にも、母子保健部署と子育てに関わる様々な部署との連携がとても重要であることから、多機関での情報共有や支援体制の構築などの取組を、より一層推進していただきたい。

(3) 不妊症・不育症への支援について

①不妊治療の保険適用について

令和4年2月9日の中央社会保険医療協議会において、人工授精等の「一

般不妊治療」、体外受精・顕微授精等の「生殖補助医療」について、令和4年4月から保険適用されることとなった。

これは、日本生殖医学会が、国内で行われている生殖補助医療及び一般不妊治療の各医療技術について有効性等のエビデンスレベルの評価を行い、取りまとめた、「生殖医療ガイドライン」等を踏まえたものとなっている。

「生殖補助医療」については、採卵から胚移植に至るまでの一連の基本的な診療は全て保険適用され、患者の状態等に応じ追加的に実施される可能性のある治療等のうち、現時点でエビデンスが不十分とされたものについても、先進医療に位置付けられたものについては、保険診療と併用可能となる。

なお、令和3年度から令和4年度にかけて年度をまたぐ1回の治療については、保険適用への円滑な移行に向けた支援として、各都道府県等において助成金の対象として支援を行っていただいているところである。

都道府県等においては、引き続き、③の事業も活用し、医療関係団体との連携や不妊症・不育症患者への支援の充実をお願いする。

②不育症検査費用助成について

既に保険適用されている検査の保険診療としての実施を促すとともに、研究段階にある新たな不育症の検査の保険適用を推進するため、先進医療として実施される不育症検査に要する費用への助成を令和3年度から実施している。

令和3年度において対象としていた流産検体の染色体検査については、令和4年4月から保険適用となり、当該助成の対象外となったところである。他方令和4年12月1日から、「流死産検体を用いた遺伝子検査（次世代シーケンサーを用いた流死産絨毛・胎児組織染色体検査）」が新たに先進医療として位置づけられ、当該助成の対象とすることとしたので、都道府県等におかれては、積極的な事業実施をお願いしたい。

③不妊症・不育症への相談支援等について

不妊症・不育症患者への支援としては、経済的支援のみならず、相談支援等の充実が求められているところである。このため、性と健康の相談センター事業における加算として、

- ・ 医療機関、地方公共団体、当事者団体等で構成される協議会等の開催、
- ・ 不妊症・不育症の心理社会的支援に係るカウンセラーの配置、
- ・ 当事者団体等によるピアサポート活動等への支援の実施

などを実施している。

不妊や流産・死産、こどもを亡くした方の心理的な悩みに対しては、当

事者同士によるピアサポートが重要とされており、不妊症・不育症の当事者団体等によるピアサポート活動等への支援について、積極的に御検討いただきたい。

また、上記の他、国において不妊治療等に関する広報啓発、ピアサポーター等の研修を実施しているので、御承知おきいただきたい。

なお、性と健康の相談センターについて、未設置の地方公共団体（都道府県・指定都市・中核市）におかれては、設置に向けた積極的な検討をお願いしたい。また、指定都市や中核市が単独で実施することが難しい場合、都道府県と市による共同実施や複数の市による共同実施により協力・連携して実施する方法なども含め、設置に向けた検討をお願いしたい。

既に設置している都道府県等におかれては、性と健康の相談センターの実施とともに、開設時間の延長や開設日数の拡充を行うなど、相談窓口の利便性の向上や相談機能の強化について、積極的な取組をお願いしたい。

また、令和4年度に引き続き、不妊症や不育症に関する正しい知識や情報の周知、周囲に相談しやすい環境や社会気運の醸成を図ることを目的として、広報・啓発促進事業を行うこととしている。令和5年度は、全国フォーラムの実施、普及啓発サイト「みんなで知ろう、不妊症・不育症のこと」の更新、生殖補助医療を行う医療機関の検索サイトの作成を予定しているので、都道府県等におかれても御活用いただきたい。

（４） 予防のための子どもの死亡検証（Child Death Review） について

予防のための子どもの死亡検証（Child Death Review（以下「CDR」という。））は、こどもが死亡した時に、複数の機関や専門家（医療機関、警察、消防、行政関係者等）が、こどもの既往歴や家族背景、死に至る直接の経緯等に関する様々な情報を収集し、死因の検証を行うことにより、効果的な予防対策を導き出し予防可能なこどもの死亡を減らすことを目的とするものである。

CDRについては、成育基本法や、死因究明等推進法の成立を踏まえ、令和2年度から、こどもの死亡に関する情報収集や、調査・報告を行うための関係機関との調整、政策提言のための検証ワーキンググループなどを行うモデル事業を実施している。

令和5年度予算案においては、これらに加え、国においてデータや提言の集約、ポータルサイトの運用及び予防可能なこどもの死亡事故の予防策等に係る普及啓発等を実施することとしているため、都道府県等におかれても御承知いただくとともに、予防可能なこどもの死亡の予防に向けた取組を推進いただくようお願いする。

(5) 非侵襲性出生前遺伝学的検査（NIPT）について

NIPTについては、日本産科婦人科学会が策定した指針を受け、平成25年度から、関係学会等との連携の下、日本医学会の認定制度に基づき実施されてきた。

他方、ここ数年、認定施設以外の医療機関での検査が増加し、妊婦の不安や悩みに寄り添う適切なカウンセリングが行われていない等の問題が指摘されている。

こうした状況を踏まえ、厚生科学審議会科学技術部会下に、NIPTをはじめとした出生前検査についての検討を目的とした専門委員会が設置され、令和3年5月に報告書が取りまとめられた。

報告書では、市町村の母子保健窓口や産科医療機関等において、誘導とならない形で妊婦等に対して出生前検査に関する情報提供を行うことが適当とされた。また、報告書に従い、日本医学会において出生前検査認証制度等運営委員会が設置され、策定された指針に基づき、新たな認証制度が開始された。

こうした状況を踏まえ、「NIPT等の出生前検査に関する情報提供及び認証制度について」（令和4年6月17日付け子母発0617第2号厚生労働省子ども家庭局母子保健課長通知）を発出し、各地方公共団体に対し、認証制度等について周知をするとともに、NIPTの受検を考慮する妊婦等に対し、妊娠・出産に関する包括的な支援の一環として、適切な情報提供及び支援を依頼しているところ。

また、性と健康の相談センター事業の一部として、出生前検査加算の予算措置を行っているので、都道府県等におかれても通知の内容を御承知いただくとともに、御協力をお願いしたい。

(6) 母子健康手帳の見直し及び母子保健情報の電子化について

母子健康手帳の在り方等については、令和4年5月から、「母子健康手帳、母子保健情報等に関する検討会」（以下「検討会」という。）において、近年の社会変化及び母子保健の変化等を踏まえた議論が行われ、同年9月20日に「母子健康手帳の見直し方針について（母子健康手帳、母子保健情報等に関する検討会中間報告書）」が取りまとめられた。

同報告書を踏まえ、母子保健法施行規則（昭和40年厚生省令第55号）様式第3号に規定する母子健康手帳の様式の見直しを行う、母子保健法施行規則の一部を改正する省令（令和4年厚生労働省令第172号）が令和4年12月26日に公布され、令和5年4月1日から施行することとされた。また、これにあわせ、母子健康手帳の省令様式以外の部分（いわゆ

る任意記載事項様式)についても、見直しを行ったところである。都道府県におかれても、下記通知の内容について御了知の上、貴管内の市町村に対し、必要に応じて適切に指導・助言等を行っていただきたい。

他方、令和2年度以降、母子健康手帳の一部の情報については、マイナポータルを通じた閲覧が可能となっているところ、引き続き、母子保健分野に係る国民の利便性の向上、地方公共団体や医療機関の事務負担の軽減等を図るため、マイナンバーカードを活用した母子健康手帳のデジタル化に取り組む必要がある。こうした点を踏まえ、同報告書においては、令和7年度を目標時期として地方公共団体の基幹業務等システムの統一・標準化が進められていることも踏まえつつ、母子健康手帳のデジタル化に向けた環境整備を進めていくことが適切とされた。同報告書を踏まえ、令和4年度第2次補正予算において、母子保健情報デジタル化の全国展開に向けた検証事業を実施することとしており、国としても取組を進めているところ。

- ・「母子保健法施行規則の一部を改正する省令の公布及び母子保健法施行規則第七条の厚生労働大臣が定める様式の一部を改正する件の告示について」(令和4年12月26日付け子発1226第3号厚生労働省子ども家庭局長通知)
- ・「母子健康手帳の任意記載事項様式について」(令和4年12月26日付け子母発1226第2号厚生労働省子ども家庭局母子保健課長通知)
- ・母子健康手帳情報支援サイト：<https://mchbook.cfa.go.jp/>

(7) 新型コロナウイルス感染症に対する妊婦等への支援について

新型コロナウイルス感染症関連としては、令和4年度補正予算においても、産後ケア事業における新型コロナウイルス感染症の感染対策を支援する事業や、不安を抱える妊婦がPCR検査等を受けるための費用を補助する事業などについて、引き続き計上しているところである。

(連 絡 事 項)

1. 保育対策等の推進について

(1) 保育対策関連予算について

(関連資料23参照)

① 保育士の負担軽減

保育の質の向上及び子どもの安全を守るため、保育士等の配置の改善を図り、現場の職員の負担を軽減する。

《令和5年度予算案等の主な内容》

○子どものための教育・保育給付【拡充】

現場の保育士の負担軽減を図るため、比較的規模の大きな保育所について、25：1の配置が実現可能となるよう、公定価格におけるチーム保育推進加算について、2人までの加配を可能とする拡充を行う。

○保育体制強化事業【拡充】

既存事業の保育に係る周辺業務を行う者（保育支援者）の配置に加え、登園時の繁忙な時間帯やプール活動時など一部の時間帯にスポット的に支援者を配置する場合も補助する。

また、園外活動時等における園児の見落とし等の発生防止のため、園外活動時の見守りを含む周辺業務を行う者（キッズガード）の補助対象に小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業を追加する。

○保育所等におけるICT化推進等事業【拡充・運用改善】

(令和4年度第二次補正予算)

業務のICT化等を行うためのシステム導入について、①保育に関する計画・記録、②園児の登園・降園の管理、③保護者との連絡の3つの機能全てを一体的に備えたシステムの導入との現行の要件を見直すとともに、登園管理システム整備に係るものについて、令和5年度末までの時限的措置として、補助率の嵩上げ等を行うことにより、業務の効率化を推進する。

② 「こどもの安心・安全対策支援パッケージ」の推進

子どもの安全対策を強化するため、送迎用バスへの安全装置や、登園管理システム、子どもの見守りタグ（GPS）の導入の支援などを行う。

《令和4年度第二次補正予算の主な内容》

○保育環境改善等事業【拡充】

装備が義務化されるブザーなど、車内の幼児等の所在の見落としを防止する装置の設置及び安全対策に資するGPSを活用した子どもの見守りサービスに係る機器等の導入を支援する。

○保育所等におけるICT化推進等事業<再掲>

登園管理システム整備に係るものについて、令和5年度末までの時限的措置として、補助率の嵩上げ等を行う。

③ 待機児童の解消等に向けた取組の推進

できるだけ早く待機児童の解消を目指し、女性(25~44歳)の就業率の上昇に対応するため、「新子育て安心プラン」に基づき、保育所等の整備などを推進するとともに、保育を支える保育人材の確保のため、保育士・保育の現場の魅力発信や保育士の業務負担軽減等を実施する。

ア 保育の受け皿整備 313億円(482億円)

「新子育て安心プラン」に基づき、保育所等の整備などを推進する。

【令和4年度第二次補正予算】

○「新子育て安心プラン」に基づく保育の受け皿整備 387億円
「新子育て安心プラン」に基づき、保育所等の整備を推進する。

○保育所等の耐災害性強化 39億円

「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に基づく耐震化整備、倒壊の危険性のあるブロック塀の改修等について支援を行う。

《令和5年度予算案等の主な内容》

○保育所等整備交付金

「新子育て安心プラン」に参加するなど一定の要件を満たす自治体について、補助率の嵩上げ(1/2→2/3)等を引き続き実施する。

○保育所等改修費等支援事業

「新子育て安心プラン」に参加するなど一定の要件を満た

す自治体について、補助率の嵩上げ（1/2→2/3）等を引き続き実施する。

- イ 保育人材確保のための総合的な対策 307億円（289億円）
保育を支える保育人材の確保のため、保育の現場・職業の魅力向上を通じた、新規の資格取得、就業継続、離職者の再就職の支援に総合的に取り組む。

【令和4年度第二次補正予算】

- 保育所等におけるICT化推進等事業【再掲】 91億円
業務のICT化等を行うためのシステム導入について、①保育に関する計画・記録、②園児の登園・降園の管理、③保護者との連絡の3つの機能全てを一体的に備えたシステムの導入との現行の要件を見直すとともに、登園管理システム整備に係るものについて、令和5年度末までの時限的措置として、補助率の嵩上げ等を行うことにより、業務の効率化を推進する。
- 保育士修学資金貸付等事業 42億円
指定保育士養成施設に通う学生や再就職を目指す者等に対する修学資金等の貸付原資等を補助する。

《令和5年度予算案等の主な内容》

- 保育体制強化事業【再掲】
既存事業の保育に係る周辺業務を行う者（保育支援者）の配置に加え、登園時の繁忙な時間帯やプール活動時など一部の時間帯にスポット的に支援者を配置する場合も補助する。
また、園外活動時等における園児の見落とし等の発生防止のため、園外活動時の見守りを含む周辺業務を行う者（キッズガード）の補助対象に小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業を追加する。
- 保育士宿舍借り上げ支援事業【見直し】
事業の対象となる者とならない者との公平性等に鑑み、令和4年度に引き続き、対象期間の段階的な見直し（8年→7年）を行う。
- 保育士養成施設に対する就職促進支援事業【拡充】
人口減少地域における保育人材の確保に資するため、従来からの要件である「保育所等への就職内定の割合が、前年度

の就職割合を上回る場合」に加え、「過疎地や離島などいわゆる人口減少地域に所在する保育所等への就職内定の割合が、前年度の当該保育所等への就職割合を上回る場合」についても補助対象とする。

○保育士修学資金貸付等事業【拡充】

修学資金貸付について、過疎地域に適用されている返還免除の特例（実務従事5年→3年）について、離島その他の地域にも適用を拡大する。

○保育環境改善等事業【拡充】

ノンコンタクトタイムを確保し、保育士同士で保育の振り返り等を実施するためのスペース等の設置に必要な改修費等について補助する。

ウ 多様な保育の充実等 124億円(111億円)

医療的ケアを必要とする子どもの受入体制の整備や家庭的保育における複数の事業者・連携施設による共同実施の推進等、様々な形での保育の実施を支援する。

【令和4年度第二次補正予算】

○新型コロナウイルス感染症に係る保育所等事業継続支援事業 56億円

保育所等における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策の支援として、新型コロナウイルスの感染者や濃厚接触者等が発生した場合に、職員が感染症対策の徹底を図りながら事業を継続的に実施していくために必要な経費について補助を行う。

《令和5年度予算案等の主な内容》

○保育所の空き定員等を活用した未就園児の定期的な預かりモデル事業【新規】

定員に空きのある保育所等において、未就園児を定期的に預かり、利用促進の方法、利用の調整、要支援家庭等の確認方法や、保護者に対する関わり方などを具体的に検討し、保育所の多機能化に向けた効果を検証するモデル事業を実施する。

○家庭支援推進保育事業【拡充】

「特に配慮が必要な家庭における子どもを40%以上」及び「外国人割合20%以上」の要件を満たす保育所については、保育士の代わりに、受け入れる外国人家庭の文化・慣習等に精通した方など、外国人家庭に対する支援を適切に実施できる職員（非常勤可）を1名配置することができるよう拡充する。

エ 認可外保育施設の質の確保・向上 8億円（15億円）

認可外保育施設における保育の質の確保・向上を図るため、認可外保育施設が遵守・留意すべき内容や重大事故防止に関する指導・助言を行う「巡回支援指導員」の配置や、必要な知識、技能の修得及び資質確保の研修の実施等、認可外保育施設の認可保育所等への移行に向けた支援を行う。

《令和5年度予算案等の主な内容》

○ベビーシッターの研修機会の確保及び資質向上事業【新規】

ベビーシッターが認可外保育施設指導監督基準の有資格者要件を満たすための研修機会や有資格者要件を満たしたベビーシッター向けの更なる研鑽のための研修機会を増加させることにより、ベビーシッターの更なる質の向上を図る。

④ 子ども・子育て支援新制度の推進

「新子育て安心プラン」に基づき、保育の受け皿を整備するとともに、引き続き、全ての子ども・子育て家庭を対象に、市区町村が実施主体となり、教育・保育、地域の子ども・子育て支援の量的拡充及び質の向上等を図る。

また、仕事と子育てとの両立に資する子ども・子育て支援の提供体制の充実を図るため、企業主導型の事業所内保育等の保育を支援する。

【令和4年度第二次補正予算】

○子どものための教育・保育給付 1,283億円

令和4年人事院勧告に伴う国家公務員の給与改定の内容に準じた幼稚園教諭・保育士等の待遇改善を行うなど。

《令和5年度予算案等の主な内容》

○子どものための教育・保育給付

◇チーム保育推進加算の充実

比較的規模の大きな保育所（利用定員121人以上）（※）に

ついて、25：1の配置が実現可能となるよう、2人までの加配を可能とする（現行は保育所の規模にかかわらず1人。）拡充を行い、保育士の負担軽減、こどもの安心・安全な保育環境の整備を推進する。

（※）これまでと同様に、複数保育士のチームによる保育体制や職員の平均経験年数(12年以上)等に一定の要件あり。

◇主任保育士専任加算等の要件についての特例の創設

0歳児3人以上の利用に係る要件について、①0歳児の利用定員が3人以上あり、かつ、②0歳児保育を実施する職員体制を維持している場合には、令和5年度に限り、前年度に要件を満たしていた月については、引き続き、要件を満たすものとして取り扱う。

◇処遇改善等加算Ⅱの他の施設への配分に関する期限の延長
処遇改善等加算Ⅱの加算額の一部を同一の者が運営する他の施設・事業所に配分することができる取扱いの期限について、令和4年度末までから令和6年度末までに延長する。

◇保育士・幼稚園教諭等に対する処遇改善

令和4年人事院勧告に伴う給与の引き上げや3%程度（月額9千円）の処遇改善の満年度化（令和4年度：半年分→令和5年度：12か月分）に必要な経費について計上する。

○新型コロナウイルス感染症により保育所等が臨時休園等を行った場合の利用者負担額の減免措置の廃止

新型コロナウイルス感染症による臨時休園等により保育の提供を受けられなかった日がある場合に利用者負担額を日割りにより減免する措置については、令和2年の感染拡大初期段階において、地域における感染拡大を防ぐため、利用する子どもの感染の状況に関わらず保育所等の臨時休園等を行うことを、国から地方自治体に要請していたことを踏まえ設けたものである。

一方で、現在の対策は新たな行動制限を行わず、感染拡大防止対策と社会経済活動の両立を図ることを基本的な考え方としており、保育所等についても原則開所することをお願いしている中、臨時休園等を行うことを国から要請することは想定され

ない状況となっていることから当該減免措置については令和4年度末まで現在の取扱いを継続した上で、令和5年4月以降は廃止することとしている。

各地方自治体におかれては内容について御承知頂くとともに、管内の利用者や保育所等、関係団体への周知をお願いしたい。また、都道府県におかれては、管内市町村（指定都市及び中核市を除き、特別区を含む。以下同じ。）においても同様の対応が取られるよう、管内市町村への周知・助言等をお願いしたい。

⑤ 認定こども園向け補助金の一元化

「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針について」（令和3年12月閣議決定）に基づき、認定こども園に対する施設整備費の一元化等を行い、事務の輻輳や縦割りの問題の改善を図る。

（2）保育所等における新型コロナウイルス感染症対策について

（関連資料24, 25参照）

保育所等における新型コロナウイルス感染症対策については、令和4年度第2次補正予算における「新型コロナウイルス感染症に係る保育所等事業継続支援事業」により、新型コロナウイルス感染者や濃厚接触者等が発生した場合に、職員が感染症対策の徹底を図りながら、保育を継続的に実施していくために必要な経費の支援を行い、引き続き、保育所等における感染症対策を実施することとしている。

なお、令和4年度第2次補正予算「新型コロナウイルス感染症に係る保育所等事業継続支援事業」の地方負担分については、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」の交付対象事業となっていることから、活用いただくとともに、各自治体においては、保育所等へ必要な支援が行き渡るよう、予算措置をお願いしたい。

また、地域子ども・子育て支援事業を行う事業所等についても、令和4年度第2次補正予算（内閣府計上予算）において、同様の支援を行うこととしているため、活用いただきたい。

加えて、令和5年度予算案において、新型コロナウイルス感染症等の感染症対策として実施する改修（トイレ・調理場等の乾式化、非接触型の蛇口の設置等）等に必要な経費について補助を行うことになっているため、活用いただきたい。

（3）待機児童数等調査（令和5年4月1日時点）について

令和5年4月1日時点の待機児童数調査については、例年と同様、

令和5年4月中旬に調査票の発出（提出期限：5月末）を予定しているが、昨今の児童数の減少により、全国的に保育所等の定員充足率が低減傾向にある中、例えば、空き定員の状況や保育施設の利活用の状況等の把握を含んだアンケート調査も合わせて実施する予定としているので御了知いただきたい。また、各市区町村におかれては、待機児童数が確実に減少している中で、より一層保護者への「寄り添う支援」の実施等により保護者のニーズや家庭の状況を丁寧に把握していただくとともに、利用可能な保育所等の情報を適切に提供するなどの対応を行っていただいた上で、調査要領に沿って適切に調査票を記載の上、提出いただくようお願いする。

（4）保育所等における医療的ケア児の受入れについて

「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」（令和3年法律第81号）において、地方自治体は医療的ケア児とその家族に対する支援に係る施策を実施する責務を有するとともに、保育所等は在籍する医療的ケア児に適切な支援を行う責務を有することとされていることから、法の目的及び基本理念に基づき、今後より一層、医療的ケア児の個々の状況に配慮した保育所等での受け入れ体制の整備を図っていただくよう、お願いする。

また、各自治体における医療的ケア児の受け入れ体制の整備を進めるにあたっては、国の補助制度である「医療的ケア児保育支援事業」の活用等により看護師の加配を積極的に進めていただくとともに、令和2年度子ども・子育て支援推進調査研究事業において作成し、各自治体に配布させていただいた「保育所等での医療的ケア児の支援に関するガイドライン」に掲げる対応方法や先駆的な取組事例等を参考としていただきながら、医療的ケア児の支援の充実が図られるようお願いする。

（5）今年度実施している各種調査研究の検討状況等について

（関連資料26, 27参照）

令和4年度子ども・子育て支援推進調査研究事業において保育所の多機能化に関する調査研究及び保育所の第三者評価に関する調査研究を実施しており、全国の自治体及び保育所へのアンケート調査及びヒアリング調査を実施することで、保育所の多機能化、他機関連携等を含む地域における保育所等の子育て支援提供体制等に関し得られた示唆や課題を明らかにし、年度内に、報告書として調査結果等について取りまとめ、各自治体に周知することとしている。

(6) 地方分権に係る地方からの提案等への対応方針について

(関連資料28参照)

保育所の居室面積に係る基準は、児童福祉法において、都道府県、指定都市及び中核市が保育所の認可基準を条例で定めるに当たって「従うべき基準」とされており、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」において最低基準が定められているが、待機児童数が一定数以上であり、かつ地価の高い大都市部の一部の地域に限り、待機児童解消に資する一時的な措置として、国の基準を「標準」として、合理的な理由がある範囲内で、国の基準と異なる内容を定めることができる特例措置を設けている。昨年度、本特例措置について、期限の延長を求める提案があり、現在特例を使用している自治体において、仮に現在の期限到来後に特例が使用できなくなった場合の特例を使用して入所している児童への影響が大きいこと等も踏まえ、現在令和5年3月31日までとしている期限について、新子育て安心プランの終期を踏まえ、令和7年3月31日まで延長することとする改正政令を令和4年12月23日に公布・施行した。

児童福祉法、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律及び子ども・子育て支援法に係る施設及び事業の変更届出が必要な事項については、児童福祉法施行規則、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則及び子ども・子育て支援法施行規則において規定されている。

今年度、本届出事項について、条例等で定めることができるようにすること若しくは法令改正により統一することを求める提案があり、事業者及び地方公共団体の事務負担の軽減に資するよう、事業者及び地方公共団体の利便性も踏まえた変更届出が必要な事項の一覧表を作成し、地方公共団体に令和4年度中に周知することとしている。

(7) 小規模保育事業所における国家戦略特区での特例措置の全国展開について

(関連資料29参照)

国家戦略特区の認定区域計画に定められた事業実施区域においては、事業者の判断により小規模保育事業の対象年齢を0～5歳の間で柔軟に定めることが可能とされている。当該特例措置の全国展開について、国家戦略特区ワーキンググループにおいて議論が行われているところであり、「国家戦略特区において取り組む規制改革事項等について(案)」(令和4年12月22日 第56回国家戦略特別区域諮問会議資料)を踏まえ、活用のニーズ等を踏まえつつ2022年度中に検討し、結論を

得ることとしている。

(8) 子育て支援に要する費用に係る税制上の措置について

(関連資料45参照)

令和3年度税制改正において、国又は地方公共団体が行う保育その他の子育てに対する助成をする事業その他これに類する一定の助成をする事業により、これらの助成を受ける者の居宅において保育その他の日常生活を営むのに必要な便宜の供与を行う業務又は認可外保育施設その他の一定の施設の利用に要する費用に充てるため給付される金品については、所得税・個人住民税を課さないこととしている。

(9) 認可外保育施設の利用料に係る消費税の非課税措置について

(関連資料46参照)

令和2年度税制改正において、1日当たり5人以下の乳幼児を保育する認可外保育施設のうち、都道府県知事等から指導監督基準を満たす旨の証明書の交付を受けた施設において行われる保育に係る利用料を非課税とすることとし、令和2年10月1日以後に行われる資産の譲渡等について適用している。

この非課税措置について、児童福祉法第6条の3第11項に規定する業務を目的とする施設（複数の保育従事者を雇用している場合に限る。）において雇用される保育に従事する者（都道府県知事等が行う保育に従事者に関する研修を修了していない者に限り、保育士又は看護師若しくは准看護師の資格を有する者を除く。）について、新型コロナウイルス感染症の発生又はまん延に起因するやむを得ない理由により、当該研修の修了が困難であると都道府県知事等が認めるときは、当分の間、当該保育に従事する者を当該研修を修了したものであるとみなして、非課税措置の対象となる基準を満たすかどうかの判定を行うものとする経過措置が置かれていることに留意されたい。また、各都道府県等におかれては、引き続き新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況に留意しつつ、研修機会を確保できるよう努めていただきたい。

(10) 保育事故防止に係る安全対策について

保育施設等における事故防止の取組を推進するため、これまで、内閣府等とともに、死亡事故等の重大事故の予防や事故発生時の対応に関するガイドラインの作成及び周知を行ってきた。

このガイドラインの内容については、自治体担当者においても十分御理解いただき、各施設に対する必要な支援・助言等をお願いするとともに

に、各施設においても十分な理解が進み、必要な対応が行われるよう、改めて各施設に対する周知をお願いしたい。

また、特定教育・保育施設等において重大事故が発生した場合には、事故の再発防止のための事後的な検証に資するよう、施設・事業者から報告を求めるとともに、都道府県等を経由して国へ報告することとしており、改めてこの事故報告の仕組みについて各施設への周知をお願いしたい。

平成30年11月には、総務省行政評価局より当省及び内閣府に対し、「子育て支援に関する行政評価・監視」の結果に基づく勧告があり、保育施設等における重大事故対策や、それに関する監査の実施方法等に対して行政評価の視点から指摘があった。

これを受け、指導監督における調査内容に事故発生時に適切な救命処置が可能となるよう訓練を実施すること等について、指導監督基準等の改正を行い明示するとともに、立入調査の際の調査内容として位置づけた。また、事故発生時の都道府県等への報告状況についても、調査内容として位置づけたところであるが、その確認に当たっては、保険給付の請求に係る資料を確認することで、事故発生時の報告状況を把握する方法も考えられるため、参照されたい。

関連する予算としては、保育所等が遵守・留意すべき基準の遵守状況や死亡事故等の重大事故の防止に関する指導・助言を行う「巡回支援指導員」の配置に要する費用や、巡回支援指導員等に対して、遵守・留意すべき内容や重大事故防止に関して必要な知識、技能の修得、資質の確保のための研修を実施するための費用の一部を補助する事業を行っている。

特に認可外保育施設については、幼児教育・保育の無償化を契機に質の確保・向上を図ることが求められている。各施設のうち指導監督基準が不適合と判断された項目の中でも、施設及びサービスに関する内容の掲示が十分になされていない等、立入調査後のフォローを充実させることにより適合となりうる項目も多いことから、各地方自治体におかれては、本事業を積極的に活用することにより巡回支援指導員を配置し、指導監督部門との十分な連携を図っていただくことにより、立入調査等の効果的な実施をお願いしたい。

また、令和5年度予算案において、睡眠中の重大事故が発生しやすい場面において、事故防止のために活用できる機器を購入した場合の経費の一部を補助する事業（安全対策事業）を引き続き計上するとともに、令和4年度補正予算において、登園管理システムの普及促進など、保育従事者の業務負担軽減につながる機器の導入に係る費用の一部を補助し、事故防止につなげる事業を計上している。

各自治体におかれては、これらの事業の積極的な活用により、事故防止に関する知識の普及やガイドラインの普及とともに、保育施設等への適切な指導・立入調査の実施、安全な保育環境の整備等に努めていただくようお願いしたい。

2. 児童健全育成対策等について

(1) 放課後児童クラブについて

① 都道府県等認定資格研修講師養成研修の実施

「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」（平成26年厚生労働省令第63号。以下「設備運営基準」という。）第10条において、放課後児童支援員となるためには、都道府県知事等が行う研修（認定資格研修）を修了しなければならないこととしている。

平成27年度から、この認定資格研修の講師となる者を養成するため、放課後児童クラブにおいて放課後児童支援員として従事するために必要なアイデンティティ、役割及び育成支援の内容等の共通の理解とそれを実践する際の基本的な考え方や心得を共通の認識として持ち、講師としての一定の資質及び水準を確保することを目的として、厚生労働省主催の都道府県等認定資格研修講師養成研修を実施しており、令和5年度も引き続き実施することとしている。開催時期等、詳細が決まり次第お知らせするので、令和4年度と同様、自治体担当者を含め積極的な受講者の推薦をお願いしたい。

② 都道府県等認定資格研修の実施

認定資格研修は、放課後児童支援員として必要な知識及び技能を補完し、設備運営基準及び「放課後児童クラブ運営指針」（平成27年3月31日雇児発0331第34号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知。以下「運営指針」という。）に基づく放課後児童支援員としての役割及び育成支援の内容等についての共通の理解を得ることを目的として実施するものである。

認定資格研修は、放課後児童支援員という全国共通の認定資格を付与するための研修として位置づけられているものであるため、講義内容や担当する講師等に関して全国共通の一定程度の質が確保されることが必要である。また、研修科目の講師要件の中には、「放課後児童クラブにおいて、一定の知識、経験を有すると認められる放課後児童支援員等」を設けているが、当該都道府県等内で長年放課後児童クラブに従事してきた者が担当することで、その域内における人材育成にも寄与することを想定しているものであるため、研修を委託によ

り実施するに当たっては、こうした趣旨も踏まえて、委託先を選定する必要がある。

認定資格研修については、令和4年5月1日現在で、放課後児童支援員のうち当該研修を修了した者の割合は93.6%であった。都道府県等におかれては、放課後児童支援員の質の確保の観点から多くの放課後児童支援員が研修受講できるよう、可能な限り、研修受講の機会を確保いただくとともに、計画的な研修の実施に特段のご配慮をいただきたい。

放課後児童クラブの運営費において、設備運営基準第10条第3項各号のいずれかに該当するものであって、令和5年3月31日までに認定資格研修を修了することを予定している者であれば放課後児童支援員としてみなすことができる経過措置を設けている。令和5年度からは、本経過措置が終了することを踏まえ、「①研修計画を定めること、②採用から2年以内に研修修了を予定していること」という2つの要件を満たす場合には、放課後児童支援員としてみなすことができることとする予定である。

なお、このような場合でも、放課後児童支援員の質の確保を図る観点から、早期に研修を受講いただくことが望ましいため、都道府県等におかれては、当該者が早期に認定資格研修を受講できるよう機会の確保に努めていただきたい。

研修の実施にあたっては、市町村や関係団体等と十分な連携を図り、

- ・ 認定資格研修の開催日、時間帯等の設定
- ・ 受講人数枠及び研修回数、研修開催場所

等について、都道府県等の実情に応じて受講者が受講しやすいよう適宜工夫するなど、効果的で円滑な実施が図られるよう努められたい。

また、研修の内容を実施要綱（「職員の資質向上・人材確保等研修事業の実施について」）に則ったものにするとともに、都道府県等において研修の内容の検討、検証に努めていただきたい。

なお、指定都市、中核市が所在する都道府県においては、都道府県、指定都市、中核市の間で十分協議を行い、地域によって研修が受講できないといったことが起きないように、都道府県内全体として研修受講機会の確保、研修内容の質の確保に努めていただきたい。

加えて、研修の開催に当たっては、遠隔地での実施を容易にすることや、感染症対策等の観点から、オンライン研修の導入を検討・実施している都道府県等もある。導入に際しては、認定資格研修の趣旨を損なわないことが求められることから、令和2年度子ども・子育て支援推進調査研究事業において、オンライン研修を同時に複数箇所で効果的・効率的に実施できる手法の実施手順や留意点等を整理している

ことから、内容についてご確認いただき、適切な実施をお願いしたい。
(関連資料69参照)

③ 放課後児童支援員等資質向上研修の実施

放課後児童支援員等資質向上研修事業については、平成27年3月にとりまとめられた「放課後児童クラブに従事する者の研修体系の整理－放課後児童クラブの質の向上のための研修企画検討会まとめ－」において、「放課後児童支援員等の資質の向上を図るためには、個々の職員の経験年数や保有資格、スキルに応じて、(略)計画的に育成していくシステムを構築していくことが必要」とされている。また、放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業のうち、経験年数が概ね5年以上の放課後児童支援員に対する支援については、一定の研修を修了した者を対象とすることとしているため、当該研修事業を活用するなどして、地域における現任研修に積極的に取り組んでいただきたい。

なお、当該研修事業は、講師がクラブを訪れ職員に対し講習等を行う形式の研修や通信形態による研修も対象となるため、地域の実情に応じて対象者が容易に研修受講できるようご検討いただきたい。

④ 「放課後児童クラブ運営指針解説書」の活用について

平成27年3月に策定した運営指針は、最低基準としてではなく、望ましい方向に導いていくための全国的な標準仕様としての性格を有するとともに、こどもの発達過程や家庭環境なども考慮して、異なる専門性を有して放課後児童健全育成事業に従事している放課後児童支援員等が、放課後児童クラブが果たす役割や機能を再確認し、子どもとどのような視点で関わるかが求められるのかという共通の認識を得ていただくために策定したものである。

このため、運営指針の内容が広く都道府県、市町村担当者や事業者(運営主体)及び実践者に浸透し、その趣旨が正確に理解されるように、また、運営指針の基本的な考え方を踏まえた上で、放課後児童クラブの多様性を生かしつつ、放課後児童クラブにおける育成支援の一定水準以上の質の確保を図るために、厚生労働省において、「放課後児童クラブ運営指針解説書」を作成しているので、関係者に周知いただきたい。なお、令和2年度より都道府県等認定資格研修のテキストとして当該解説書を使用することを必須としているので、ご了知いただきたい。

また、特に放課後児童健全育成事業の実施主体である市町村担当者におかれては、本事業の趣旨、目的、事業内容を十分にご理解いただ

き、こどもの生活環境の更なる向上のために考えていただく必要があるため、設備運営基準に加えて、運営指針及び解説書を熟読していただくことが求められる。このため、実践者と同じ場で運営指針及び解説書の学習会を開催するなど、双方で共通の理解を深め、放課後児童クラブの質の向上を図るための方策についてご検討いただきたい。

⑤ 放課後児童クラブの運営内容の評価等について

設備運営基準第5条第4項及び運営指針第7章において、放課後児童健全育成事業者は、その運営の内容について自己評価を行い、その結果を公表するように努めるものとしている。

自己評価の実施率については、令和4年5月1日現在で55.9%となっている。自己評価は職員個人の取組を基礎としながら、職員としての議論を経て、その課題等が共有され、放課後児童クラブ全体で育成支援の質の向上に取り組むきっかけを得る上で重要な取組であることから、各市町村においては放課後児童健全育成事業者に対する実施ならびに結果公表につき周知いただきたい。その際、令和元年5月7日付け事務連絡において周知させていただいた「自己チェックリスト」を適宜ご活用いただきたい。

また、「放課後児童対策に関する専門委員会」中間とりまとめ（平成30年7月27日）では、質の確保のために第三者評価の導入が提案されている。

このような状況を踏まえ、令和元年度ならびに令和2年度子ども・子育て支援推進調査研究事業において第三者評価を実施する上での必要な方策や事項を明らかにすると共に、福祉サービス第三者評価事業の枠組みにおける放課後児童クラブ版の評価基準ガイドラインについて検討し、「放課後児童健全育成事業における第三者評価基準ガイドラインについて」（令和3年3月29日付け子発0329第8号、社援発0329第36号）を発出し、周知したところである。

各都道府県においては、通知内容を了知の上、都道府県推進組織、管内市町村等の関係者に対する周知をお願いしたい。

なお、放課後児童クラブの運営費において、令和3年度より、第三者評価を受審した場合に必要な費用に対する補助を創設したところである。当該事業は、この評価基準を利用した第三者評価機関との契約による評価実施を想定しているため、ご了知いただきたい。

⑥ 放課後児童健全育成事業の事務手続に関する留意事項について

「放課後児童健全育成事業の事務手続に関する留意事項について」（平成28年9月20日雇児総発0920第2号厚生労働省雇用均等・児童家

庭局総務課長通知)や「保護者が在宅勤務の場合における放課後児童クラブの入所決定について」(令和4年6月30日厚生労働省子ども家庭局子育て支援課事務連絡)を发出しているので、ご了知願いたい。

特に、放課後児童クラブの待機児童については、「イ 情報収集及び利用手続等について」の趣旨をご理解の上、適切な把握に努めていただきたい。また、行政手続きコストの削減の観点から、事業者からの届出等については郵送やメールでの申請を受け付けるなど、事業者が申請に要する時間の削減を図れるよう検討いただきたい。

ア 優先利用の基本的考え方について

放課後児童健全育成事業の対象は、児童福祉法(昭和22年法律第164号)上、保護者が労働等により昼間家庭にいない児童とされているが、その家庭の様態は多種多様であり、地域によっては、こどもの受入れに当たって、優先順位を付けて受入れを実施しているところもある。

平成25年12月に取りまとめられた「社会保障審議会児童部会放課後児童クラブの基準に関する専門委員会報告書」(以下「専門委員会報告書」という。)においては、市町村は、放課後児童健全育成事業の提供体制を整備する必要があるものの、利用ニーズの増加に対しては優先順位を付けて対応することも考えられ、優先的に受け入れるべきこどもの考え方について国として例示を示すべき、とされたところである。

これらを踏まえ、放課後児童健全育成事業の優先利用に関する基本的考え方として、優先利用の対象として考えられる事項について例示すると次のとおりである。ただし、それぞれの事項については、適用されるこども・保護者、状況、体制等が異なることが想定されるため、運用面の詳細を含め、実施主体である市町村において、それぞれ検討・運用する必要があることにご留意いただきたい。

- ・ ひとり親世帯
- ・ 生活保護世帯
- ・ 主として生計を維持する者の失業により、就労の必要性が高い場合
- ・ 虐待又はDVのおそれがあることに該当する場合など、社会的養護が必要な場合
- ・ 子どもが障害を有する場合
- ・ 低学年の子どもなど、発達の程度の観点から配慮が必要と考えられる子ども
- ・ 保護者が育児休業を終了した場合

- ・ 兄弟姉妹（多胎で生まれた者を含む。）についての同一の放課後児童クラブの利用を希望する場合
- ・ その他市町村が定める事由

イ 情報収集及び利用手続等について

放課後児童健全育成事業の利用手続については、現状では、利用申込先や利用決定機関が市町村である場合や各放課後児童クラブである場合など様々である。

市町村が情報の収集を行い、利用のあっせん、調整及び事業者への要請を行うとした児童福祉法第21条の11の趣旨に基づき、可能な限り利用申込み先及び利用決定機関を市町村とすることが考えられる。地域の実情に応じ市町村以外の者を利用申込み先及び利用決定機関とする場合にも、市町村が放課後児童クラブの利用申込や待機児童の状況等について随時報告を受ける等により、利用状況を的確に把握し、利用のあっせん、調整及び事業者への要請を行うことができるような実施体制を構築することが求められているので、ご対応いただきたい。

ウ 保護者が在宅勤務の場合における放課後児童クラブの入所決定について

「規制改革推進に関する答申」（令和4年5月27日規制改革推進会議）において、放課後児童クラブにおける入所決定の在り方に関し、保護者が在宅勤務の場合に、居宅外就労と比べて入所の優先度（利用調整指数）が低くなる取扱いを受けている事例があることについての是正措置を講ずるべきとの指摘がなされた。

入所決定については、保護者が居宅内での労働か、居宅外での労働かという点のみをもって、一律に点数に差を設けること等はせず、家庭の状況、子どもの年齢や職務の内容等を十分に勘案した上で判断すべきものであり、各市町村におかれては、こうした家庭の状況等を踏まえ、適切にご判断いただくとともに、管内放課後児童クラブへの周知をお願いする。

⑦ 放課後児童支援員の雇用にあたって

運営指針第4章1（3）で示している通り、育成支援を行うに当たっては、子どもとの安定的、継続的な関わりが重要であるため、放課後児童支援員の雇用は、長期的安定した形態とすることが求められる。

また、放課後児童支援員等の人材の確保にあたり、長期にわたって安心して就業できるよう、勤続年数等に応じた賃金改善の実施などの処遇改善にも努めていただきたい。

これは、指定管理者制度により放課後児童クラブを運営する場合や

会計年度任用職員制度により放課後児童支援員を雇用する場合も同様である。なお、指定管理者制度及び会計年度任用職員制度の運用に当たっては、総務省より通知が発出されているので、当該通知も参考に適切な放課後児童支援員の雇用に努めていただきたい。

(関連資料70, 71参照)

⑧ 放課後児童支援員等の採用にあたっての留意事項について

設備運営基準第12条において、「利用者に対し、児童福祉法第33条の10各号に掲げる行為その他当該利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない」としている。児童福祉法第33条の10各号に掲げる行為等は、どのような理由があっても許されるものではなく、すべてのクラブにおいて、研修等の実施や採用時のチェックなどを十分に行っていただくことが必要である。

(参考：児童福祉法第33条の10各号に掲げる行為)

- 一 被措置児童等の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
- 二 被措置児童等にいせつな行為をすること又は被措置児童等をしていせつな行為をさせること。
- 三 被措置児童等の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、同居人若しくは生活を共にする他の児童による前二号又は次号に掲げる行為の放置その他の施設職員等としての養育又は業務を著しく怠ること。
- 四 被措置児童等に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の被措置児童等に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

また、放課後児童支援員等の採用にあたっては、面接の実施や履歴書等で上記に該当する者でないかを十分に確認することが望ましい。

なお、運営指針において、以下のとおり規定していることから、放課後児童支援員等の採用にあたって参考にさせていただくとともに、適切な人材の採用及び人材育成に努めていただきたい。

【運営指針】

第7章 職場倫理及び事業内容の向上

1. 放課後児童クラブの社会的責任と職場倫理

- (1) 放課後児童クラブには、社会的信頼を得て育成支援に取り組むことが求められる。また、放課後児童支援員等の言動は子どもや保護者に大きな影響を与えるため、放課後児童支援員等は、仕事を進める上での倫理を自覚して、育成支援の内容の向上に努めなければならない。

- (2) 放課後児童クラブの運営主体は、法令を遵守するとともに、

次の事項を明文化して、すべての放課後児童支援員等が職場倫理を自覚して職務に当たるように組織的に取り組む。

- ・ 子どもや保護者の人権に十分配慮するとともに、一人ひとりの人格を尊重する。
- ・ 児童虐待等の子どもの心身に有害な影響を与える行為を禁止する。
- ・ 国籍、信条又は社会的な身分による差別的な扱いを禁止する。
- ・ 守秘義務を遵守する。
- ・ 関係法令に基づき個人情報適切に取り扱い、プライバシーを保護する。
- ・ 保護者に誠実に対応し、信頼関係を構築する。
- ・ 放課後児童支援員等が相互に協力し、研鑽を積みながら、事業内容の向上に努める。
- ・ 事業の社会的責任や公共性を自覚する。

⑨ 放課後児童クラブにおける事故防止について

運営指針第6章等において、事故等を防止するための室内外の毎日の点検や必要な設備の補修、事故等の発生時のマニュアル作成等、こどもが安全に安心して過ごせるために放課後児童クラブとして実施すべき事項が規定されているので、引き続き安全への意識の喚起や取組への指導をお願いしたい。また、こどもの支援にあたっては、職員体制を整え、こどもの安全はもとより職員も含めた事故やケガの防止に向けた対策を組織として講じていただくようお願いしたい。加えて、「放課後児童クラブ等への児童の来所・帰宅時における安全点検リストについて」（平成30年7月11日付け子子発0711第2号。）や「放課後児童クラブの来所・帰宅経路の安全点検の実施について（依頼）」（令和3年10月18日付け子子発1018第1号。）を発出しており、通知内容を了知の上、放課後児童クラブ等への児童の来所・帰宅時における児童の安全確保に努めていただくようお願いしたい。

なお、設備運営基準において、事故の発生又は再発を防止するための措置及び事故が発生した場合における市町村、家族等に対する連絡等の措置を講ずることとされており、「特定教育・保育施設等における事故の報告等について」（平成29年11月10日付け通知）に基づき、放課後児童クラブにおいて発生した

- ・ 死亡事故
- ・ 治療に要する期間が30日以上を負傷や疾病を伴う重篤な事故等（意識不明（人工呼吸器を付ける、ICUに入る等）の事故を含み、

意識不明の事故についてはその後の経過にかかわらず、事案が生じた時点で報告すること。)

について報告をお願いしているところである。

集約した情報については、データベース化し、内閣府HP「特定教育・保育施設等における事故情報データベース」において公表することとしているので、ご了知願いたい。

⑩ 放課後児童クラブの来所・帰宅経路の安全点検の実施結果（フォローアップ調査結果）について **（関連資料72参照）**

令和3年6月の千葉県八街市の事故を受けて開催された「交通安全対策に関する関係閣僚会議」において取りまとめられた「通学路等における交通安全の確保及び飲酒運転の根絶に係る緊急対策」等を踏まえ、令和3年10月に、全国の自治体に対して、安全点検の実施と結果の報告をいただき、令和4年5月にフォローアップ調査を実施させていただいた。

全国4,312クラブにおいて安全点検を実施し、危険と考えられる箇所は6,139箇所発見され、このうちフォローアップ調査時点において未対応だった箇所は493箇所となっていた。未対応の493箇所のうち、491箇所はクラブや学校から利用児童等に対して注意喚起が行われる予定（又は行われている）状況であり、各市町村、各クラブにおいてはご対応いただき感謝申し上げます。放課後児童クラブを利用するこどもの安全確保に向けて、来所・帰宅経路の安全点検については、今後も継続的に行っていただくようお願いする。（未対応の493箇所のうち、2箇所については、当該経路を利用する児童がいないため対応未定）

また、学校、警察、道路管理部局等から構成される「通学路の交通安全確保の推進体制」（以下「推進体制」という。）への参画状況については、放課後児童クラブを実施している市町村の約3割となっている。未参画の市町村におかれては、来所・帰宅経路の安全確保に向けて、推進体制への参画を積極的にご検討いただくとともに、推進体制に参画していない場合であっても、学校、警察、道路管理部局等を個別に情報共有できる体制を構築いただき、放課後児童クラブを利用するこどもの安全確保に向けた対応を行っていただきたい。

⑪ 裁判員の参加する刑事裁判に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議について

平成27年通常国会において、裁判員の参加する刑事裁判に関する法律（平成16年法律第63号）の一部が改正され、衆議院及び参議院の附

帯決議において、裁判員候補者の出席率が低下するなどしていることを踏まえ、裁判員裁判に対する国民の参加意欲を高めるため、できる限り国民が裁判員として裁判に参加できるような環境の構築に向けて、更に積極的に取り組むことが求められたところである。

特に、衆議院の附帯決議においては、政府及び最高裁判所が本法の施行に当たり格段の配慮をすべき事項として、放課後児童クラブを日常的に利用していない者がこれらの施設を利用することの確保等が盛り込まれたところである。

これを踏まえ、地方裁判所所在地をはじめとする各市町村においては、小学生のこどもの保護者が希望する場合には、放課後児童クラブを一時的に活用し、裁判員として裁判に参加することができるよう、積極的な対応をお願いしたい。

(参考) 裁判員の参加する刑事裁判に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議(平成27年5月15日 衆議院法務委員会)
(抜粋)

五 事業者による特別な有給休暇制度の導入などの職場環境改善の促進、保育所・学童保育等を日常的に利用していない者がこれらの施設を利用することの確保等、できる限り国民が裁判員として裁判に参加できるような環境の構築に向けて、更に積極的に取り組むこと。

(2) 利用者支援事業について

(関連資料73参照)

① 利用者支援事業の運営について

利用者支援事業は、保護者の身近な場所で、教育・保育・保健その他の子育て支援の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業である。

このうち、基本型は、地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、当事者目線の寄り添い型の支援を実施するものである。また、特定型は、待機児童等の解消を図るため、主として保育に関する施設や事業を円滑に利用できるよう支援を実施するものである。さらに、母子保健型は、保健師等の専門職が妊産婦等の状況を継続的に把握し、関係機関との連携や情報の共有化を図りながら、必要に応じて支援プランを策定するなど、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目のない支援を実施することとしている。

このため、「利用者支援事業の実施について」(平成27年5月21日付け府子本第83号・27文科初第270号・雇児発0521第1号内閣府子ども・子育て本部統括官、文部科学省初等中等教育局長、厚生労働省雇用均

等・児童家庭局長連名通知)に基づき事業を実施する場合に、運営費や夜間・休日の時間外相談等の加算事業に対して補助を行っていることから、各自治体におかれては、本事業の積極的な実施をお願いしたい。

② 整備費について

利用者支援事業の実施事業所の整備に対する支援は、

- ・「次世代育成支援対策施設整備交付金」(ハード交付金)
- ・「子ども・子育て支援交付金(開設準備経費)」(ソフト交付金)

にて実施しているところである。

「次世代育成支援対策施設整備交付金」については、公立施設や社会福祉法人、日本赤十字社、公益社団法人、公益財団法人が設置する施設を対象としてきたが、平成29年度より多様な主体の参画による地域の支え合いの実現に向けて、その対象をNPO法人等が設置する施設まで拡充したところであるので、あらゆる地域資源の活用を積極的に進めていただきたい。

また、「子ども・子育て支援交付金(開設準備経費)」については、利用者支援事業を新たに開設する場合に必要な簡易な修繕や備品の購入にかかる支援に対して必要な予算を計上したところである。

各自治体におかれては、子育て親子の支援の推進のほか、空き店舗の活用等地域の活性化等にも寄与するため、各支援メニューを積極的にご活用いただくようお願いしたい。

(3) 地域子育て支援拠点事業について

① 地域子育て支援拠点事業の運営について (関連資料74参照)

現在、少子化や核家族化の進行、地域社会の変化など、子どもや子育てをめぐる環境が大きく変化する中で、3歳未満児のいる家庭の約6～7割は在宅で子育てをしており、地域における子育て支援機能の充実や地域全体で子育て家庭を支える取組の推進が求められている。

地域子育て支援拠点事業は、公共施設、空き店舗、公民館、保育所等の児童福祉施設等の地域の身近な場所で、子育て家庭の親とその子ども(以下、「子育て親子」という。)が気軽に集い、交流や子育ての不安・悩みを相談できる場を設け、子育ての孤立感、負担感の解消を図るなど、地域における子育て支援の中核的機能として、その取組を推進してきたところである。

このため、「地域子育て支援拠点事業の実施について」(平成26年5月29日付け厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)に基づき事業

を実施する場合に、運営費や子育て支援活動の展開を図る取組（一時預かり事業等）、出張ひろば等の加算事業に対して補助を行っていることから、各自治体におかれては、本事業の積極的な実施をお願いしたい。

② 整備費について

地域子育て支援拠点の整備に対する支援は、

- ・「次世代育成支援対策施設整備交付金」（ハード交付金）
- ・「子ども・子育て支援交付金（開設準備経費）」（ソフト交付金）
- ・「児童虐待防止等対策総合支援事業（仮称）（児童虐待・DV対策等総合支援事業）」（ソフト交付金）

において実施しているところである。

「次世代育成支援対策施設整備交付金」については、公立施設や社会福祉法人、日本赤十字社、公益社団法人、公益財団法人が設置する施設を対象としてきたが、平成29年度より多様な主体の参画による地域の支え合いの実現に向けて、その対象をNPO法人等が設置する施設まで拡大したところであるので、あらゆる地域資源の活用を積極的に進めていただきたい。

また、「子ども・子育て支援交付金（開設準備経費）」については、地域子育て支援拠点事業を新たに開設する場合に必要な簡易な修繕や備品の購入及び開設前月分の賃借料にかかる支援に対して必要な予算を計上したところである。

さらに、「児童虐待防止等対策総合支援事業（仮称）（児童虐待・DV対策等総合支援事業）」については、既に開設している地域子育て支援拠点事業を継続的に実施するために必要な簡易な修繕、備品の購入にかかる費用の支援に対して必要な予算を計上したところである。

各自治体におかれては、子育て親子の支援の推進のほか、空き店舗の活用等地域の活性化等にも寄与するため、各支援メニューを積極的にご活用いただくようお願いしたい。

③ 地域子育て支援拠点従事職員等資質向上研修事業について

（関連資料75参照）

地域子育て支援拠点事業の職員研修については、

- ・ 地域子育て支援拠点の管理者及び指導的立場の職員を対象とした実践的研修として「地域の人材による子育て支援活動強化研修」

【実施主体：国（※公募により民間団体に委託。令和4年度は、NPO法人子育てひろば全国連絡協議会が受託】

- ・ 地域子育て支援拠点に新たに従事する者や経験年数が浅い職員を対象とした基礎的研修として「子育て支援員研修（地域子育て支援コース・地域子育て支援拠点事業）」

【実施主体：都道府県、市町村】

- ・ 地域子育て支援拠点の中堅職員に必要となる知識・技能等の取得等資質の向上を図るための研修として「職員の資質向上・人材確保等研修事業（地域子育て支援拠点事業所職員等研修事業）」

【実施主体：都道府県、市町村】

の実施にかかる費用に対して必要な予算を計上しているため、経験年数等や求められる役割等に応じた職員の質の確保・向上を図るため、積極的に取り組んでいただくようお願いしたい。

（４）子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）について （関連資料76参照）

① 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）の実施について

子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）は、乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者等を会員として、児童の預かりの援助を受けたい者と当該援助を行いたい者との相互援助活動に関する連絡、調整等を行うことにより、地域における育児の相互援助活動を推進するとともに、病児・病後児の預かり、早朝・夜間等の緊急時の預かりや、ひとり親家庭等の支援などの多様なニーズへの対応を図る事業である。

このため、「子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）の実施について」（平成26年5月29日付け雇児発0529第17号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）に基づき事業を実施する場合に、運営費や土日実施等の加算事業に対して補助を行っていることから、各自治体におかれては、本事業の積極的な実施をお願いしたい。

② 援助を行う者及びアドバイザーの資質向上等について

（関連資料77参照）

子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）の実施に当たっては、子ども・子育て支援交付金の対象か否かに関わらず、預かり中のこどもの安全確保のため、援助を行う者の質の確保・向上を図るための取組等が適切に行われることが重要であることから、令和元年度より、会員の数に関わらず、事業の実施に当たり必要

な基本的事項について、「子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）の適切な実施について」（令和元年9月20日付け子発0920第5号厚生労働省子ども家庭局長通知）においてお示しているとおおり、事業の実施に当たってご留意をお願いしたい。特に、預かり中のこどもの安全対策等のため、AEDの使用方法や心肺蘇生等の実習を含んだ緊急救命講習及び事故防止に関する講習について、援助を行う会員全員に対して必ず実施することとしている。また、これらの講習に係る少なくとも5年に1回のフォローアップ講習についても、援助を行う会員全員に対して必ず実施することとしていることから、適切な講習の実施についてお願いしたい。

さらに、子ども・子育て支援体制整備総合推進事業費において、援助を行う者への講習経費やアドバイザー向け研修経費を助成対象とし、都道府県・市町村へ補助することとしているので、当該補助金を活用いただき、援助を行う者及びアドバイザーの資質向上等のための取組をお願いしたい。

③ 事故報告等について

児童福祉法施行規則に基づき、市町村には、本事業に関わる事故の把握及び都道府県への報告が義務づけられていることから、引き続き、提供会員に事故発生時の速やかな報告を求める等の措置を講ずるようお願いしたい。なお、重大事故については、引き続き国への報告をお願いしたい。

また、児童福祉法施行規則において、市町村は、事故の発生又は再発防止に努める旨規定されていることから、報告のあった事故については、類似事故の再発防止のため、事案に応じて公表を行うとともに、事故が発生した要因や再発防止策等について、提供会員に情報提供するなどの対応をお願いしたい。

（5）児童厚生施設について

① 児童館の運営について

（関連資料78参照）

児童館については、地域におけるこどもの遊びの環境の充実と健全育成の推進を目的として、「児童館ガイドライン」（平成30年10月1日子発1001第1号）において、地域のニーズに応えるための基本的事項、望ましい方向性を提示している。

各都道府県等におかれては、本ガイドラインの趣旨を踏まえ、児童館の運営の向上に努めるとともに、遊び及び生活を通じてこどもの発達を促し、子育て支援活動等の役割が十分に発揮されるよう、管内市

町村及び児童館関係者に対して周知を図りたい。

また、児童館ガイドラインにおいては、下記の通り具体的な活動内容を示している。

＜児童館の活動内容＞

- | | |
|------------------|------------------|
| ①遊びによる子どもの育成 | ②子どもの居場所の提供 |
| ③子どもが意見を述べる場の提供 | ④配慮を必要とする子どもへの対応 |
| ⑤子育て支援の実施 | ⑥地域の健全育成の環境づくり |
| ⑦ボランティア等の育成と活動支援 | ⑧放課後児童クラブの実施と連携 |

こどもの健全育成を図る地域の中核的な活動拠点である児童館は、子ども・子育て支援新制度と相まって地域を支えていく社会資源として、大きな期待が寄せられているところである。

虐待の発生予防、地域の子育て支援、こどもの主体性を尊重した活動の支援、放課後児童クラブの実施など地域に根ざした取組を進め、こどもの健全な育成を地域ぐるみで取り組む中核施設としての役割を担っていただきたい。

特に、児童虐待の発生予防と早期発見は、こどもと子育て家庭が抱えている問題について早い段階から適切に対応していくことが求められるため、地域の関係機関等が連携する要保護児童対策地域協議会への児童館の参加が期待される所であり、各地域での児童館の積極的な参画が図られるようご配慮いただきたい。

さらに、放課後児童クラブに待機児童が生じていることに鑑み、特に高学年児童については、こどもの状況や保護者のニーズに応じて、放課後児童クラブに限らず、児童館も含めてこどもの放課後の居場所の確保を図っていただきたい。

なお、今後の児童館のあり方については、令和5年4月から創設される「こども家庭庁」において、継続した議論が行われるよう、「放課後児童対策に関する専門委員会 児童館のあり方に関するワーキンググループ」（令和4年8月～11月までに3回開催）において、現状や課題、今後のあり方等に関する検討を行い、

- ・こどもの居場所としての児童館機能・役割の強化
 - ・ソーシャルワークを含めた福祉的課題への対応強化
 - ・大型児童館を中心とした、地域における児童館全体の機能強化
- の3点を柱とした、児童館の機能強化等の方向性がとりまとめられたのでご承知おきいただきたい。

② 子ども・子育て支援新制度等における児童館の活用について

(i) 地域子育て支援拠点事業について

地域子育て支援拠点事業については、子育て中の親子の交流促進や育児相談等を実施し、子育ての孤立感、負担感の解消を図り、すべての子育て家庭を地域で支える取組として事業展開されている。子ども・子育て支援新制度においても重要な事業として位置づけられており、このうち、「連携型」については、児童館等を主な実施場所としているので、児童館を活用した積極的な事業実施に努めていただきたい。

(ii) 利用者支援事業について

利用者支援事業については、子育て家庭にとって身近な場所で相談に応じ、その個別のニーズを把握して、適切な施設や事業等を円滑に利用できるよう支援することを内容としており、地域の子育て家庭のニーズを実際の施設や事業等の利用に結び付けるうえで、市町村子ども・子育て支援事業計画の策定と「車の両輪」ともなる極めて重要な事業である。

本事業の実施場所は「子ども及びその保護者の身近な場所」とされており、保護者等が日常的、継続的に利用できる敷居の低い場所が有効とされているので、その実施に際しては、児童館の積極的な活用をご検討いただきたい。

(iii) 乳幼児触れ合い体験の推進について

少子化社会対策大綱（平成27年3月20日閣議決定）では、学校・家庭・地域において、乳幼児触れ合い体験（中学生や高校生等が乳幼児と触れ合う体験）等の子育てに対する理解を広める取組を推進することとしている。また、ニッポン一億総活躍プラン（平成28年6月2日閣議決定）においても、自分の職業や家庭、将来について考える機会を提供するための体験・交流活動の一つとして、乳幼児触れ合い体験等の強化に取り組むこととしている。児童館ガイドラインにおいても、「乳幼児と中・高校生世代等との触れ合い体験の取組」を示している。

各都道府県におかれては、乳幼児触れ合い体験に関する内容が次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）に基づく行動計画策定指針に盛り込まれていることを踏まえ、地域少子化対策重点推進交付金（「優良事例の横展開支援事業」（内閣府））等を活用して、乳幼児親子と中・高校生世代をともに利用の対象としている児童館において、乳幼児触れ合い体験を積極的に実施していただき、必要な支援等を行っていただくようお願いしたい。

③ 児童館等に従事する者の人材育成について

(i) 全国子どもの健全育成リーダー養成セミナーについて

厚生労働省では、児童館及び放課後児童クラブにおいて、社会的問題である児童虐待の発生予防と早期発見、地域の子育て支援、こどもの主体性を尊重した活動の支援などの取組を進め、地域でこどもの健全な育成や成長・発達を支えていくことができる人材の育成と専門性の向上を図ることを目的として、地域でこどもの健全育成に携わる指導者及び実践者や行政担当者等を対象とする「全国子どもの健全育成リーダー養成セミナー」を実施している。

本年度においては、令和5年1月29日(日)に開催することとしており、令和5年度においても同様に実施する予定である。詳細が決まり次第、追ってお知らせするので、児童館、放課後児童クラブ等に周知していただきたい。

(ii) 児童厚生員等研修事業について

児童館は、総合的な放課後対策としてこどもの健全育成上重要な役割を担っているため、都道府県及び市町村が児童厚生員（児童の遊びを指導する者）等の資質の向上を図るための研修の実施に必要な経費の補助を行っている。

児童館ガイドラインの普及啓発も含め、すべてのこどもを対象とした遊び及び生活の援助と地域における子育て支援を担う人材の育成に寄与するよう、本事業の趣旨をご理解いただき、積極的な事業実施にご尽力いただきたい。

④ 社会保障審議会児童部会「遊びのプログラム等に関する専門委員会」について （関連資料79, 80参照）

社会保障審議会児童部会「遊びのプログラム等に関する専門委員会」（平成27年5月設置。以下「専門委員会」という。）では、17回にわたって、児童館等における遊びのプログラム等の普及啓発や開発についての検討、地域の児童館等の果たすべき機能及び役割の検討を行ってきた。

専門委員会における検討内容及び結果は、「遊びのプログラム等に関する専門委員会の終了に当たって」（令和4年7月14日）として提言にまとめられている。（URL ; <https://www.mhlw.go.jp/content/12601000/000991606.pdf>）

提言書にある通り、令和5年4月のこども家庭庁設置に伴い、専門委員会は令和4年度を持って廃止となるが、提言書で示された課題等も

踏まえ、遊びのプログラム等の普及啓発や開発、今後の地域の児童館のあり方等について引き続き検討していく予定である。

また、令和5年度予算案においても、引き続き「児童館等における遊びのプログラム等の開発・普及」に係る経費を計上し、これまでの成果を踏まえ、さらに地域の児童館等での遊びのプログラム等の普及・浸透を図ることとしている。

⑤ 児童館における第三者評価基準ガイドラインについて

児童館における第三者評価基準ガイドラインについては「「福祉サービス第三者評価事業に関する指針について」の全部改正について」の一部改正について」（平成30年3月26日付け子発0326第10号、社援発0326第7号、老発0326第7号）並びに「児童館ガイドラインの改正について」（平成30年10月1日付け子発1001第1号）の内容を踏まえ、福祉サービス第三者評価事業の全国推進組織である全国社会福祉協議会に設けられた「福祉サービス質の向上推進委員会」で、見直しに向けた検討を行い、令和2年9月3日付けで改正を行ったところである。

各都道府県においては、本ガイドラインについて都道府県推進組織、貴管内市町村等の関係者に対する周知をお願いする。（URL；<http://shakyo-hyouka.net/evaluation4/>）

⑥ 児童厚生施設に対する財政支援措置について

（関連資料23, 25, 81参照）

（i）令和5年度予算案について

児童館については、

- ・ 発達段階等に配慮した健全育成活動やこどもの権利を基盤とする健全育成活動
- ・ 要支援児童・家庭への支援、地域における見守り支援体制の構築
- ・ 他施設（地域子育て支援拠点事業、公民館、児童遊園等）へのアウトリーチ

等総合的に展開できることが求められているが、具体的な対応例が示されていないことから、取組が進んでいない。

このため、令和4年度予算において、以下のとおり設定したテーマに対する事業を実践し、アウトプット評価の実施を行い、横展開が可能になるような事例集の作成に向けた「児童館における健全育成活動開発事業」を創設した。

（参考：テーマ例）

- ・ 発達段階等に配慮した健全育成活動
年齢や発達に応じた、児童センター（体力増進機能が付加）、児童遊園を活用した体力向上や運動機械提供に資するもの等
- ・ 子どもの権利を基盤とする健全育成活動
子どもの意見尊重や主体的な活動、児童館ガイドラインで示した子どもを運営協議会等の構成員にすることを促進するもの等
- ・ 福祉的な課題への対応
相談支援体制の構築、関係機関との連携や地域住民との協働事業、配慮を要する児童・家庭を対象としたもの等

令和5年度予算案においても、引き続き、同事業を実施するとともに、これまでのテーマに加え、特定テーマとして、

- ・ 改正児童福祉法（令和4年法律第66号）に基づく「児童育成支援拠点事業」や「地域子育て相談機関」の実施に向けて、その基盤となる取組
- ・ 障害児の受け入れの推進に向けて、専門的知識等を有する児童厚生員等を配置し、障害児を含めた子ども達の遊びの充実や保護者等からの相談体制の充実を図るもの

を新たに設定することとしている。

児童館については、今後「こども家庭庁」において議論されることとなる「全てのこどもの居場所づくり」において、重要な役割を担うことが期待されることから、都道府県等におかれては、本事業を積極的に活用いただき、児童館の機能強化等を進めていただきたい。

（ii）令和4年度第二次補正予算について

ア 新型コロナウイルス感染症に係る事業継続支援について

児童厚生施設における新型コロナウイルス感染症対策の支援として、令和4年度第二次補正予算（保育対策総合支援事業費補助金）において、新型コロナウイルス感染者や濃厚接触者が発生した場合に、職員が感染症対策の徹底を図りながら事業を継続的に実施していくために必要な経費のほか、感染対策のための改修に必要な経費を計上しているため、積極的な事業の実施をお願いしたい。

なお、地方負担分については、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の対象事業となっているため、各都道府県等におかれては、支援を必要とする児童厚生施設へ支援が行き渡るよう、予算措置にご配慮いただきたい。

イ 児童館におけるICT化について

児童館におけるICT化に向けて、令和4年度第二次補正予算（保育対策総合支援事業費補助金）において、入退館やこどもの記録管理、研修のオンライン化などの職員の業務負担軽減につながる機器の導入や、利用者同士の交流、相談支援のオンライン化など支援の質の向上につながる機器の導入などに必要な経費を計上している。

児童館におけるICT化は、職員の業務効率化・負担軽減に資するものだけでなく、こどもにとっても児童館をより利用しやすく、また、交流の場を広げることができる効果があり、保護者にとっても子育て等に関する相談がしやすい環境を整えることができると考えられることから、各都道府県等におかれては、積極的な事業の実施をお願いしたい。

(iv) 民営児童館に対する財政支援措置について

「民間児童館活動事業」及び「児童福祉施設併設型民間児童館事業」に係る国庫補助金については、平成22年度税制改正による年少扶養控除の廃止等に伴う地方増収分について、国と地方の負担調整を行った結果、平成23年度末で一般財源化されたが、これらの事業に係る経費相当分については、基準財政需要額に算入することにより地方交付税措置を講じているので、各自治体におかれては、地域における子どもの健全育成を図るため、引き続き、民営児童館を活用した取組の実施に努めていただきたい。

(6) 児童委員・主任児童委員について

① 児童委員・主任児童委員の円滑な活動について

少子化や核家族化に伴う育児不安や子育ての孤立化、児童虐待、いじめ、少年非行、こどもの自殺や貧困等、こどもや家庭をめぐる課題が複雑かつ深刻化している。また、都市化に伴う地域のつながりの希薄化等が課題となっており、社会全体で子育て家庭を支援する必要性が高まっている。このような状況の中で、住民の立場に立ち、住民との信頼関係の中でこどもや子育て家庭への支援をボランティアとして行う児童委員・主任児童委員への期待は高まっているが、一方、児童委員・主任児童委員の活動について、地域住民や関係機関における理解・浸透が十分ではないことが課題となっている。

乳幼児のいる子育て中の親子への訪問支援、中・高校生の居場所づくりに配慮した活動など、児童委員・主任児童委員が地域の実情に即した様々な活動に取り組んでいただいていることを踏まえつつ、今後も地域における身近な相談役として活躍できるよう、各自治体におか

れては、活動環境の整備について一層のご協力をお願いしたい。

また、新型コロナウイルス感染症対策に関しては、日々状況が変化している現状を踏まえ、各自治体におかれては、引き続き地域の実情に応じた柔軟な活動ができるよう検討・配慮されるとともに、最新かつ正確な情報を保健所等の関係機関と十分連携しつつ収集し、これらの情報を民生委員・児童委員に提供されたい。

② 関係機関との連携について

児童委員の職務は、地域の実情の把握、地域での相談・支援活動の他、関係機関（市区町村、児童相談所、学校、保健所等）との連携、こどもの健全育成のための地域活動（児童館、子育てサークル、子ども会等）の援助・協力など、情報の共有を含めた地域との関係づくりが必要である。児童委員の中から指名される主任児童委員は、関係機関と区域担当の児童委員との連絡調整や援助・協力などの活動が求められている。児童相談所や学校等の関係機関と顔の見える関係をつくり、地域の子どもやその家庭の実情を把握することで、ひとり親家庭や多子世帯等の自立支援、児童虐待の発生予防・早期発見を図る上でも大きな役割を果たすことが期待されている。

特に、虐待を受けている子どもをはじめとする要支援児童等（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第25条の2第2項に規定する「支援対象児童等」をいう。以下同じ。）の早期発見や適切な支援・保護を図るためには、関係機関等がその子ども等に関する情報や考え方を共有し、適切な連携の下で対応していくことが重要であるため、要保護児童対策地域協議会の構成員として児童委員・主任児童委員の積極的な参加が求められる。児童委員・主任児童委員が要保護児童対策地域協議会の構成員となることで、児童福祉法第25条の5に基づく守秘義務が課せられ、支援対象児童等に関する情報の共有と支援方針に係る協議・対応の円滑化が期待できる。なお、児童福祉法第25条の3に基づく資料又は情報の提供や必要な協力は、個人情報保護法（平成15年法律第57号）上の「法令に基づく場合」に該当し、法令違反には当たらないので留意されたい。

また、就学中の子どもに関しては、学校だけでは抱えきれない課題や問題が多く、学校に配置されるスクールソーシャルワーカーや養護教諭と児童委員・主任児童委員が連携することで、効果的な支援が期待できるため、行政において児童福祉部局、教育委員会及び学校等の関係機関との連携を強化し、児童委員・主任児童委員と学校関係者が協力・連携して子どもや子育て家庭への支援活動に積極的に取り組むことができる環境づくりに努めていただきたい。

各自治体におかれては、児童委員の職務が円滑・適切に遂行されるよう、児童福祉施策等に関する知識や対人援助技術等の習得、守秘義務の遵守及び違反した場合の罰則規定（児童福祉法第61条の3）に関すること、こども家庭支援に関する関係機関との情報の交換・共有を含む役割や連携のあり方などをカリキュラムに盛り込んだ児童委員・主任児童委員向け研修を、計画的に企画・実施していただくようお願いしたい。

③ こども家庭庁創設に伴う民生委員・児童委員制度の運用等について

「こども家庭庁創設に伴う民生委員・児童委員制度の運用等について」（令和4年6月22日厚生労働省子ども家庭局子育て支援課、社会・援護局地域福祉課事務連絡）によりご連絡しているとおり、令和5年度から児童委員（主任児童委員を含む。以下同じ。）制度は、児童福祉法を所管することとなるこども家庭庁へ移管されることとなる。一方で、こども家庭庁の設置後においても、民生委員・児童委員に関する制度の一体的運用が行われるよう、民生委員・児童委員の委嘱、主任児童委員の指名は引き続き厚生労働大臣が行うこととするとともに、民生委員法及び児童福祉法において、運用に当たっての連携規定を新設している。

各地方公共団体においては、その内容をご了知いただくとともに、民生委員・児童委員制度の担当部局が相互に連携を図りながら、引き続き円滑な制度の運用に格別の配慮をお願いしたい。

（7）児童福祉週間について

① 趣旨について

こどもの健やかな成長、こどもや家庭を取り巻く環境について、国民全体で考えることを目的に、毎年5月5日の「こどもの日」から1週間を「児童福祉週間（5月5日～11日）」と定め、国、都道府県、市区町村等が連携して、各種事業及び行事を展開することにより、児童福祉の理念の一層の周知とこどもを取り巻く諸問題に対する社会的関心の喚起を図っている。

② 児童福祉週間の標語について

児童福祉週間の理念を広く啓発する標語の全国募集（令和4年8月1日～9月30日）に際しては、管内市区町村をはじめ広く周知いただく等ご協力いただき御礼申し上げます。当該期間中、5,672点の応募が

あり、選考の結果、次の作品を令和5年度の児童福祉週間の標語に決定した。

＜令和5年度児童福祉週間標語＞

小さなて みんなではぐくみ 育ててく

(兵庫県 15歳)

この標語は、児童福祉週間の象徴として、広報・啓発ポスターや、厚生労働省のホームページ等で広く周知することとしており、管内市区町村への周知及び啓発事業、行事等に幅広くご活用いただき、児童福祉週間の趣旨等について普及をお願いしたい。

(8) 児童福祉文化財について

① 推薦について

児童福祉文化財とは、こどもの道徳、情操等を向上させることや、児童福祉に関する社会の責任を強調し、こどもの健全な育成に関する知識を広めること等に積極的な効果を持つものであって、社会保障審議会が絵本や児童図書等の出版物、演劇やミュージカルの舞台芸術、映画等の映像・メディア等の優れた作品の推薦を行っている。推薦は、昭和26年から毎年行われており、令和3年度には、出版物、舞台芸術、映像・メディア等の3分野で48作品が推薦された。

なお、令和5年度からは、こども家庭庁のこども家庭審議会の下に置かれる現在の福祉文化分科会を引き継ぐ会にて審議され、推薦されることになる。

② 広報・啓発について

厚生労働省では、児童福祉文化財を毎年度「児童福祉文化財年報」にまとめ、その一覧をホームページに掲載しているほか、出版物については、前年度に推薦された作品を紹介する「子どもたちに読んでほしい本」と題した広報・啓発ポスター等を作成し、各都道府県等に通知している。各地方公共団体においては、こども達が優良な出版物と出会う機会が得られるよう管内市区町村を通じて小・中学校、図書館、児童館等の児童福祉施設、放課後児童クラブ等に広く周知していただくようお願いしたい。

③ 文化芸術に関する施策の推進について

文化芸術基本法（平成13年法律第148号）により、文化芸術に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、政府は「文化芸術推進基本計画」（平成30年3月6日閣議決定）を定めた。

本年度は第1期計画の最終年度に当たるが、引き続き文化芸術施策を総合的かつ計画的に進めるため、令和5年度から令和9年度までを計画期間とした第2期「文化芸術推進基本計画」を策定することを予定している。

各地方公共団体においても、国の文化芸術推進基本計画を参酌して、地方文化芸術推進基本計画を定めるよう努めることとされていることから、地域の特性を活かした文化芸術推進に積極的に努められたい。

（9）地域共生社会について

（関連資料59参照）

地域共生社会の実現に向けて、重層的支援体制整備事業を行っている。

重層的支援体制整備事業は、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズにも対応する包括的な支援体制を構築するため、市町村において、介護、障害、子ども、生活困窮などの属性を問わない相談支援、多様な参加支援の推進及び地域づくりに向けた支援を一体的に実施することを目的としている。

なお、令和5年度のこども家庭庁創設に伴い、重層的支援体制整備事業の対象である利用者支援事業及び地域子育て支援拠点事業については、こども家庭庁の所管となるが、重層的支援体制整備事業については、引き続き厚生労働省が所管する。

市町村においては、引き続き、円滑な実施にご協力いただきたい。

3. 児童福祉施設等の運営上の留意事項等について

（1）児童福祉施設等の整備について

① 次世代育成支援対策施設整備交付金について（関連資料82, 83参照）

児童福祉施設等に係る施設整備については、次世代育成支援対策施設整備交付金により財政支援を行っており、令和4年度補正予算では、昨年度に引き続き、産後ケア事業を行う施設の補助率の嵩上げを行うための費用を計上していることから、積極的な活用をお願いしたい。

また、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」（令和2年12月11日閣議決定）に基づく児童福祉施設等の耐災害性強化のための整備についても、令和4年度補正予算において必要な予算を計上していることから、各都道府県等におかれては、これらの補助制度を有効に活用し、児童福祉施設等の施設整備を推進するとともに、防

災・減災対策を着実に進めて頂きたい。

なお、令和5年度からはこども家庭庁が本交付金を所管することとなり、障害児関係施設が本交付金の補助対象に追加される。なお、婦人相談所一時保護施設及び婦人保護施設については、引き続き厚生労働省が所管し、社会福祉施設等施設整備費補助金により補助されることから、ご留意いただきたい。本交付金に係る協議等の手続については、提出先も含めて追ってお知らせする。

② 児童福祉施設等の施設整備にかかる補助単価について

令和5年度における児童福祉施設等の施設整備にかかる補助単価については、昨今の資材費等の高騰等を反映し、7.7%増の改定を行う予定（※）であるのでご了知いただくとともに、管内市町村への周知をお願いしたい。

※補助単価の改定を予定している施設整備事業

- ・ 次世代育成支援対策施設整備交付金
- ・ 就学前教育・保育施設整備交付金（保育所等整備交付金）
- ・ 安心こども基金を活用した保育所緊急整備事業等
- ・ 安心こども基金を活用した母子保健・児童福祉一体的相談支援機関整備事業
- ・ 安心こども基金を活用した子どもの居場所支援整備事業
- ・ 安心こども基金を活用した子育て短期支援整備事業
- ・ 安心こども基金を活用した特定妊婦等支援整備事業
- ・ 安心こども基金を活用した社会的養護自立支援整備事業
- ・ 安心こども基金を活用した児童相談所一時保護施設整備事業
- ・ 安心こども基金を活用した一時保護専用施設整備事業
- ・ 保育所等改修費等支援事業（保育対策総合支援事業費補助金）
- ・ 子ども・子育て支援整備交付金

③ 独立行政法人福祉医療機構福祉貸付事業について

独立行政法人福祉医療機構における福祉貸付事業については、今年度実施している下記の事業について、令和5年度も引き続き実施することを予定しているので、ご了知願いたい。

（貸付事業一覧）

- 保育関連施設及び放課後児童クラブの整備に係る融資条件の優遇措置
- 「児童養護施設等の家庭的養護への転換」の対象となる整備に係る融資条件の優遇措置
- 児童養護施設等における小規模かつ地域分散化を図る整備に係る

融資条件の優遇措置

- 母子生活支援施設の一時保護委託のための居室を本体整備と併せて行った場合に係る融資条件の優遇措置
- 社会福祉施設等の防災・減災等に係る整備事業の融資条件の優遇措置
- 自家発電設備等の導入工事に係る融資条件の優遇措置

④ 木材利用の促進及びCLTの活用について

「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」（平成22年法律第36号）が改正され、国や地方自治体が整備する公共建築物に加え、民間建築物についても、木材の利用の促進を図ることとされている。また、林業及び木材産業の成長産業化を推進し、地方の持続的な産業の育成と雇用の確保を図り、地方創生を実現すること等を目的に、CLT（Cross Laminated Timber：直交集成板）の公共建築物等への積極的な活用に向けて、CLT活用促進に関する関係省庁連絡会議を開催するなど、政府としてCLT活用促進のための取組を行っている。

児童福祉施設等の整備に当たっては、木材の持つ柔らかさ、暖かさを取り入れることにより、施設入所者や利用者に精神的なゆとりと安らぎを与えるなどの効果も期待できることから、「社会福祉施設等における木材の利用の促進及びCLTの活用について」（平成28年7月21日雇児発0721第17号・社援発0721第5号・障発0721第2号・老発0721第2号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、社会・援護局障害保健福祉部長、老健局長連名通知）等に基づき、木材の利用やCLTの積極的な活用について御配慮いただきたい。

⑤ しっくい塗りの活用について

平成31年版公共建築工事標準仕様書（建築工事編）（※）の「15章 左官工事」において、しっくい塗りに関する具体的な内容が盛り込まれており、児童福祉施設等の整備においても当該仕様の選定が可能となっているので、管内市区町村及び社会福祉法人等に対し周知をお願いする。

また、一般社団法人日本左官業組合連合会において、しっくいの魅力や性能等を紹介するしっくい専門のホームページ「しっくいまるわかり大辞典」が公開されているので、ご活用いただきたい。

※（しっくい丸わかり大辞典）

<https://sikkui.net/>

⑥ インフラ老朽化対策の推進について

平成25年11月に策定された「インフラ長寿命化基本計画」（インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議決定。以下「基本計画」という。）において、今後、公共施設等が一斉に更新時期を迎えることが見込まれる中で、中長期的な維持管理・更新等に係るトータルコストの縮減や予算の平準化を図る方向性が打ち出された。

これを受け、厚生労働省では、所管又は管理する施設の維持管理等を着実に推進するための中長期的な取組の方向性を明らかにするため、平成27年3月に「厚生労働省インフラ長寿命化計画（行動計画）」を策定し、さらに、「インフラ老朽化対策の今後の取組について」（平成29年3月23日インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議申合せ）により、「個別施設毎の長寿命化計画」（以下「個別施設計画」という。）の策定を推進することとしている。

これにより、各地方自治体においても、基本計画において、インフラの維持管理・更新等を着実に推進するための中期的な取組の方向性を明らかにする計画として、「インフラ長寿命化計画」（＝「公共施設等総合管理計画」）を策定し、公立の社会福祉施設等を含め個別施設毎のメンテナンスサイクルの実施計画として、「対策の優先順位の考え方」、「個別施設の状態等」、「対策内容と時期」、「対策費用」等を記載した「個別施設計画」を令和2年度末までに策定することとなっている。

厚生労働省では、令和元年12月に社会福祉施設等の長寿命化計画を策定する際の参考となる手引を作成し、通知（「社会福祉施設等に係るインフラ長寿命化計画（個別施設計画）策定のための手引」について（令和元年12月27日付け福祉部局連名通知））したところであるが、児童福祉施設等（公立）の「個別施設計画」の策定率は、令和4年3月末日時点で82%となっている。

計画的かつ効率的な修繕等の実施によって、児童福祉施設等の長寿命化を図り、トータルコストの縮減につなげていくことは重要であることから、今年度内に個別施設計画の策定率が100%となるよう、引き続き各地方公共団体において取り組まれることを願います。

なお、個別施設計画の見える化として、個別施設計画の主たる内容を各自治体毎にまとめた一覧表を令和3年11月に厚生労働省ホームページに公表しているため、ご活用いただきたい。

また、中長期的な維持管理等に係るトータルコストの縮減及び予算の平準化を図りつつ、インフラの戦略的な維持管理・更新等を推進するため、施設の維持管理・更新費の算定等に関する調査研究を行い、

中長期的な施設の維持管理にかかる経費の試算方法について、上記の一覧表と同様に令和3年11月に厚生労働省ホームページに公表しているため、こちらについてもご活用いただくとともに、都道府県におかれては、貴管内の市区町村(指定都市、中核市を除く)に対して周知等の働きかけをお願いする。

《参照資料》

- ・インフラ長寿命化基本計画（内閣官房HP内）
http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/infra_roukyuuka/index.html
- ・厚生労働省インフラ長寿命化計画（行動計画）（厚生労働省HP内）
<https://www.mhlw.go.jp/topics/2015/04/tp0416-01.html>
- ・児童福祉施設等における個別施設調査（令和3年4月1日時点）（厚生労働省HP内）
<https://www.mhlw.go.jp/topics/2015/04/dl/tp0416-02-05.pdf>
- ・インフラ長寿命化のための児童福祉施設等における更新費用等の算定に関する調査研究事業報告書（厚生労働省HP内）
<https://www.mhlw.go.jp/topics/2015/04/dl/tp0416-02-01.pdf>

（2）児童福祉施設等の安全の確保について

① 建築基準法に基づく建築物の定期報告制度について

建築基準法においては、一定の建築物、昇降機及び排煙設備等の建築設備について、利用者の安全・安心を確保する観点から、これらの建築物等の所有者・管理者に対し、専門技術を有する資格者に調査・検査をさせ、その結果を特定行政庁（建築主事を置いている地方公共団体）へ報告することを義務づけている（定期報告制度）。

この定期報告制度については、平成28年6月以降国が政令で定める施設が定期報告の対象となり、児童福祉施設等では、以下の施設が報告対象となっているので、ご了知いただくとともに、報告先となる地方公共団体の建築部局から、報告対象となる施設の所在地や所有者等に関する情報を求められた場合には、適宜協力いただきたい。また、当該施設の設置者等に対して、建築基準法に基づく定期報告の実施を徹底するよう周知していただきたい。

※児童福祉施設等のうち報告対象となっている施設

助産施設及び乳児院のうち、以下のいずれかに該当するものを建築基準法施行令（委任告示を含む）で報告対象として指定。

- (ア) 当該用途（100㎡超の部分）が3階以上の階にある場合
- (イ) 2階にある当該用途の床面積が300㎡以上の場合

(ウ)当該用途（100㎡超の部分）が地階にある場合

なお、施行令で指定していない規模であっても、地方公共団体が上乗せの基準で指定することが可能。報告の頻度は、半年～3年の間で、各地方公共団体が定めることとなっている。

② 社会福祉施設の防火対策について

社会福祉施設の防火対策については、入所者の安全確保の観点から、「社会福祉施設における防火安全対策の強化について」（昭和62年9月18日社施第107号社会局長、児童家庭局長連名通知）等の趣旨を踏まえ、管内社会福祉施設に対し指導をお願いしているところである。施設の運営上、入所者の安全確保は最重要課題であることを再認識いただき、スプリンクラー及び屋内消火栓設備の整備、夜間防火管理体制の整備など、施設における具体的・効果的な防災対策に万全を期すよう管内社会福祉施設に対する指導の一層の徹底に努められたい。

なお、乳児院については、消防法関係法令の改正により、平成27年4月1日（既存の施設にあつては平成30年4月1日）からスプリンクラー設備の設置及び自動火災報知設備の感知器の作動と連動した火災通報装置の設置が義務づけられたところであり、指導の徹底に努めていただくようお願いする。

③ 社会福祉施設等におけるアスベスト対策について

社会福祉施設等における吹付けアスベスト対策については、「社会福祉施設等における吹付けアスベスト（石綿）等使用実態調査の結果の公表及び今後の対応について」（平成20年9月11日雇児発第0911001号・社援発第0911001号・障発第0911001号・老発第0911001号、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、社会・援護局障害保健福祉部長、老健局長連名通知）などにより、従来から適切な対応をお願いしてきたところであるが、総務省行政評価局から、厚生労働省を含む関係省庁に対し、「アスベスト対策に関する行政評価・監視－飛散・ばく露防止対策を中心として－」の結果に基づく勧告が行われたところである。

当該勧告を踏まえ、「吹付けアスベスト等の使用実態の的確な把握及び除去等の推進並びにアスベスト含有保温材等に関する注意喚起について」（平成28年9月30日雇児発0930第1号・社援発0930第11号・障発0930第1号・老発0930第12号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、社会・援護局障害保健福祉部長、老健局長連名通知）により、吹付けアスベスト等の使用実態の的確な把握及び除去等の推進並びにアスベスト含有保温材等に関する注意喚起をしている

ところであるが、通知発出後もアスベストが使用されている児童福祉施設等において不適切な工事が行われた事例が見受けられた。このため、令和元年8月に児童福祉施設等の整備におけるアスベスト対策の徹底について事務連絡を発出し、児童福祉施設等の改築や大規模修繕等の工事を行う際には、上記通知の内容に加え、

- ・ 工事着工前の石綿障害予防規則等の法令に基づく措置状況の確認
- ・ 児童が施設を利用していない時間帯での工事の徹底

などの必要なアスベスト対策について改めて万全を期すよう依頼したところであるため、児童福祉施設等の管理者等に周知するとともに、適切な対処について指導方願いする。

また、児童福祉施設等の吹付けアスベスト等の除去等に要する費用については、次世代育成支援対策施設整備交付金（民間保育所等については就学前教育・保育施設整備交付金）の交付対象であることから、これらの補助制度を積極的に活用し、吹付けアスベスト等の除去等の早期処理に努めるよう指導をお願いする。

④ 児童福祉施設等に設置している遊具の安全確保について

児童福祉施設等に設置している遊具については、「児童福祉施設等に設置している遊具の安全確保について」（平成20年8月29日雇児総発第0829002号、障障発第0829001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長連名通知）により対応をお願いしているところである。この中で、児童福祉施設等においても参考とすることとしている、「都市公園における遊具の安全確保に関する指針」については、子どもの遊びや遊具の安全性・事故等に関する基本的な内容を示したものであり、平成26年6月30日に改訂第2版が策定されているので、当該指針を参考に、遊具の事故防止対策に活用していただくよう周知をお願いする。

⑤ 児童福祉施設等における埋設ガス管等の耐震化の推進について

現在、児童福祉施設等の敷地内に埋設されているガス管の中には鋼製のものが残存しており、年数の経過や土壌環境等に伴い、腐食が進行していることが推測されるところ。

このような腐食したガス管については、強い地震の影響により、継手部分（ねじ継手）が緩んだり、その他の腐食した部分が折れたりして、ガスの漏えいによる火災や爆発が生じる恐れがあるが、ガス事業者から経済産業省への報告によると、現時点においても、未だ古い埋設ガス管が残存している施設もあり、ガス漏えいリスクを回避できていない状況にある。

については、当該児童福祉施設等において劣化した鋼製のガス管をポリエチレン管等のガス管に更新し、埋設ガス管の耐震化を推進していただくよう、管内市町村及び関係施設等に対し、周知いただくようお願いする。

なお、平成28年熊本地震においても、古い埋設ガス管で亀裂・折損等によるガス漏れが185箇所発生したのに対し、ポリエチレン管に交換された埋設ガス管は一切被害を受けず、ポリエチレン管の耐震性能が実証されたところである。

《参照通知》

- ・ 児童福祉施設等における埋設ガス管等の耐震化の推進について（依頼）（平成30年2月7日厚生労働省子ども家庭局子育て支援課、経済産業省産業保安グループガス安全室）

⑥ 児童福祉施設等における児童の安全確保について

児童福祉施設等における児童の安全確保については、従来より種々ご尽力いただいているところであるが、各都道府県等におかれては、事件・事故の発生の予防や発生した場合の迅速、的確な対応が図られるよう、引き続き市町村及び児童福祉施設等に対する指導をお願いしたい。

また、児童福祉施設等においては、日頃からの職員の協力連携体制は勿論のこと、保護者を含む地域との協力体制を確立することが重要であり、地域全体の協力による児童福祉施設等における児童の安全確保に努めるとともに、令和5年度予算案においても、引き続き、児童養護施設等の防犯対策の強化を早急に図るため、次世代育成支援対策施設整備交付金や就学前教育・保育施設整備交付金等において、門、フェンス等の外構の設置・修繕や非常通報装置・防犯カメラの設置等に係る費用の一部を支援対象としているところであり、本交付金の積極的な活用をお願いする。

《参照通知等》

- ・ 「社会福祉施設等における防犯に係る安全の確保について」（平成28年9月15日雇児総発0915第1号・社援基発0915第1号・障障発0915第1号・老高発0915第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局福祉基盤課長、社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長、老健局高齢者支援課長連名通知）
- ・ 「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドラインについて」（平成28年3月31日府子本第192号、27文科初第1789号、雇児保発0331第3号内閣府子ども・子育て本部参事官、文部科学省初等中等教育局幼児教育課長、厚生労働省

雇用均等・児童家庭局保育課長連名通知)

- ・「教育・保育施設等においてプール活動・水遊びを行う場合の事故の防止について」(令和3年6月17日府子本第738号、3初幼教第8号、子少発0617第1号、子保発0617第1号内閣府子ども・子育て本部参事官(子ども・子育て支援担当)、内閣府子ども・子育て本部参事官(認定こども園担当)、文部科学省初等中等教育局幼児教育課長、スポーツ庁政策課学校体育室長、厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室長、厚生労働省子ども家庭局保育課長連名通知)
- ・「児童福祉施設等においてプール活動・水遊びを行う場合の事故の防止について」(平成26年6月20日雇児総発0620第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知)
- ・「児童福祉施設等における児童の安全の確保について」(平成13年6月15日雇児総発第402号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知)

(3) 児童福祉施設等の防災・減災対策について

① 児童福祉施設等の耐震化の推進について

児童福祉施設等の耐震化状況については、令和4年8月に公表した「社会福祉施設等の耐震化状況調査」の結果によれば、令和2年3月時点の耐震化率92.6%(6.5万棟/7.0万棟)であり、未だ耐震化されていない施設が見受けられる。特に、自力避難が困難な乳幼児等の利用する施設など、子どもの安全を確保する観点からできる限り早期に全ての施設の耐震化を完了する必要がある。

前述のとおり、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」において、社会福祉施設等の耐震化を着実に推進していくことが掲げられるなど、今後、想定される南海トラフ地震等に備え、引き続き、未耐震施設の耐震化整備を早急に進めていくことが喫緊の課題となっている。

各都道府県等におかれては、耐震化が図られていない児童福祉施設等に対し、次世代育成支援対策施設整備交付金、就学前教育・保育施設整備交付金等の活用や融資制度等の情報提供、助言を行うなど、対策の推進をお願いする。

② 児童福祉施設等における防災対策について

児童福祉施設等における地震防災対策については、「社会福祉施設における地震防災応急計画の作成について」(昭和55年1月6日社施

第5号社会局施設課長、児童家庭局企画課長連名通知)により、地震防災応急計画の作成などをお願いしている。各都道府県等におかれては、引き続き、児童福祉施設等における地震防災対策の推進について特段の指導をお願いしたい。

また、近年、特に梅雨前線や台風に伴う浸水害や土砂災害等の災害は毎年の様に発生しており、令和2年7月豪雨では高齢者施設において14名の死者が出る浸水被害が発生している。児童福祉施設等は、乳幼児など災害時に特に配慮を要する者が入所(利用)していることから、各種災害に備えた十分な防災対策を講じる必要がある。

このため、利用児童等の安全を確保するため、「児童福祉施設等における利用者の安全確保及び非常災害時の体制整備の強化・徹底について」(平成28年9月9日雇児総発0909第2号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知)により、特に留意すべき事項をとりまとめているので、管内市町村及び社会福祉法人等に対し、周知をお願いするとともに、「児童福祉施設等における非常災害対策計画の作成及び避難訓練の実施状況の点検及び指導・助言について」(令和2年7月27日子保発0727第1号、子子発0727第1号、子家発0727第1号、子母発0727第1号厚生労働省子ども家庭局保育課長、子育て支援課長、家庭福祉課長、母子保健課長通知)により、都道府県、市町村においては、非常災害対策計画の策定状況、避難訓練の実施状況に関し、改めて確認いただき、必要な指導・助言をいただくようお願いする。

さらに、児童福祉施設等においては、災害時にあっても最低限のサービス提供が行えるよう、事業継続に必要な事項を定める「事業継続計画(BCP)」を作成することが重要である。福祉施設におけるBCPの作成が進んでいないことから、各施設において作成の推進を図っていただくため、「社会福祉施設等における事業継続計画(BCP)の策定について(依頼)」(令和2年6月15日社会・援護局福祉基盤課事務連絡)を発出し、事業継続計画様式及び事業継続計画様式解説集をお示ししているので、管内の市町村及び児童福祉施設等に対して周知されるとともに、作成の推進をお願いする。

③ 土砂災害のおそれのある箇所に立地する児童福祉施設等に係る土砂災害対策における連携の強化について

土砂災害のおそれのある箇所に立地する児童福祉施設等に係る土砂災害対策については、「土砂災害のおそれのある箇所に立地する『主として防災上の配慮を要する者が利用する施設』に係る土砂災害対策における連携の強化について」(平成27年8月20日27文施企第19号・科発0820第1号・国水砂第44号、文部科学省・厚生労働省・国土交

通省連名通知)により、土砂災害対策の一層の推進をお願いしてきたところである。

こうした中、平成28年の台風10号に伴う水害など、近年の水害・土砂災害の発生等を踏まえ、平成29年6月に土砂災害防止法が改正され、洪水等の浸水想定区域内又は土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、避難確保計画の作成及び避難訓練の実施が義務付けられたところである。

更に、前述のとおり令和3年5月の同法の改正では、避難確保計画について市町村長が施設管理者等に対し、必要な助言又は勧告ができる制度が創設されたほか、避難訓練を実施した場合には施設管理者から市町村長に対して、訓練結果を報告することが義務化された。各都道府県等におかれては、同法の施行も踏まえ、砂防部局や管内市町村との連携体制を一層強化し、水害・土砂災害のおそれがある地域に立地する社会福祉施設等を的確に把握するとともに、「要配慮者利用施設管理者のための土砂災害に関する避難確保計画作成の手引き」や「水害・土砂災害に係る要配慮者利用施設における避難計画点検マニュアル」(※)を参考に、当該施設等に対して、改めて指導・助言等を行っていただくようお願いする。

また、平成29年5月には、総務省行政評価局より、土砂災害対策の推進を図る観点から「土砂災害対策に関する行政評価・監視の結果に基づく勧告」がなされたところである。

同勧告においては、土砂災害警戒区域等における社会福祉施設等の新設計画について、砂防部局への情報提供を行うとともに、土砂災害警戒区域に係る情報を新設計画者に提供するなどの対応を求められている。

これを受け、厚生労働省においては、「土砂災害のおそれのある箇所に立地する「主として防災上の配慮を要する者が利用する施設」に係る土砂災害対策における連携の強化について」(平成29年11月24日付厚生労働省子ども家庭局子育て支援課長ほか連名通知)を通知しているほか、前述のとおり、都道府県・市町村においては、非常災害対策計画の策定状況、避難訓練の実施状況に関し、改めて確認いただき、必要な指導・助言をいただくようお願いしているところである。

また、各都道府県等におかれては、管内市町村への周知及び未だ計画が策定されていない施設に対して、速やかな計画策定を促す等適切な対応をお願いする。

(※) 参照資料

- ・ 要配慮者利用施設管理者のための土砂災害に関する避難確保計画作成の手引き (国土交通省HP内)

<http://www.mlit.go.jp/common/001189351.pdf>

- ・水害・土砂災害に係る要配慮者利用施設における避難計画点検マニュアル（国土交通省HP内）

http://www.mlit.go.jp/river/bousai/main/saigai/jouhou/jieisuuibou/pdf/hinankakuho_manual201706.pdf

④ 災害発生時における被災状況の把握について（関連資料84参照）

災害発生時における社会福祉施設等の被災状況については、被災施設等への支援の迅速化、自治体の事務負担軽減及び災害対応業務の重点化・効率化を図るため、災害発生時の被災状況等を各施設等が直接入力し、国・地方公共団体が一元的に確認できるシステム（災害時情報共有システム）を令和3年度から活用し把握に努めている。

令和4年12月当初の時点で89.7%の自治体において施設情報を登録いただいているが、システムを用いた被災状況の正確な把握にあたっては、平時において、当該システムに正確な施設情報を登録しておく必要があることから、残りの施設情報未登録自治体においては、速やかに施設情報の登録をお願いします。

また、災害時に備え、平時からの体制構築、関係機関との連携について、引き続き強化していただくとともに、災害時に迅速かつ適切に被災状況の報告が行われるよう、各自治体においては当該システムの訓練機能を活用し、操作方法の習熟に努めるようお願いする。

⑤ 被災施設の早期復旧等

社会福祉施設等災害復旧事務の取扱いについては、「社会福祉施設等災害復旧費国庫負担(補助)の協議について」（平成21年2月13日付雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知）に基づき、災害発生後速やかに報告をお願いするとともに、早期現状回復に努め、施設運営に支障が生じないよう指導の徹底を図られたい。

なお、被災した社会福祉施設等の災害復旧事業については、「社会福祉施設等災害復旧費国庫負担(補助)金」により国庫負担(補助)してきたところであるが、早期復旧の観点や社会福祉施設が地域の重要な防災拠点としての役割及び災害対策基本法に基づく「福祉避難所」に指定されている場合もあることから、平成18年度から一般財源化された公立保育所等についても、引き続き「社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金」の対象となっているので了知願いたい。

⑥ 令和4年に発生した災害により被害を受けた児童福祉施設等の災害復旧について（関連資料85参照）

令和4年に発生した大雨などの災害への対応については、種々御尽力いただいているところであるが、被害を受けた児童福祉施設等に関し、災害による被害から速やかな復旧を図り、もって施設入所児童等の福祉を確保するため、被災施設の施設復旧に要する費用を計上しているのを活用をお願いする。

(4) 児童福祉施設等の運営について

① 苦情処理・第三者評価等について

ア 社会福祉施設は、利用者本位のサービスを提供するため、苦情処理の仕組みの整備及び第三者評価を積極的に活用し、自らのサービスの質、人材養成及び経営の効率化などについて継続的な改善に努めるとともに、地域福祉サービスの拠点としてその公共性、公益性を発揮することが求められている。

このため、本来事業の適正な実施に加え、施設機能の地域への開放及び災害時の要援護者への支援などの公益的取組が推進されるよう各都道府県等においては、法人に対する適切な指導をお願いする。

また、事故防止については、利用者一人一人の特性を踏まえたサービスの提供、苦情解決の取組や第三者評価の受審等を通じたサービスの質の向上により、多くの事故が未然に回避されることから、施設全体の取組として危機管理（リスクマネジメント）が実施されるよう指導されたい。

なお、社会的養護関係施設については、3年に1回以上の第三者評価の受審と結果の公表が義務付けられるとともに、第三者評価を受審しない年においても、各施設は第三者評価の項目に準じて自己評価を行わなければならないこととなっているので、適切な指導をお願いする。

イ 「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」（昭和23年厚生省令第63号）においては、その処遇に関する入所児童及びその保護者等からの苦情に迅速かつ適正に対応するため、苦情を受け付けるための窓口の設置及び当該施設の職員以外の第三者の関与等の必要な措置を講じなければならないとされており、今後ともその適正な実施について指導をお願いする。

ウ 社会福祉施設の運営費については、不正使用など不祥事により社会福祉施設に対する国民の信頼を損なうことがないよう施設所管課と指導監査担当課との連携を十分図り、適正な施設運営について引き続き指導願いたい。

② 児童福祉行政指導監査について

児童福祉行政指導監査は、児童福祉行政の適正かつ円滑な実施の確保のため、市町村の事務実施体制の整備並びに法人及び施設運営の適正化に十分配慮した指導監査を実施する等により、常時その実態を把握し、児童の安全確保、児童の最善の利益や権利擁護を踏まえた援助の確保、不祥事事件、児童入所措置費の支弁事務などにおける不当事項等の未然防止等を図るものであり、引き続き適切な指導監査及び指摘事項に対する改善状況の確認等に努められたい。

特に、児童福祉施設等に対する指導監査については、児童福祉法施行令の規定により、年1回以上の実地検査を行うこととされているが、地方分権改革に関する提案が寄せられたこと及び新型コロナウイルス感染症の流行を受けて、指導監査についても、感染防止対策と両立した実施が求められていることから、「児童福祉施設等の感染防止対策・指導監査の在り方に関する研究会」を開催しており、令和4年1月31日に報告書を公表した。これを踏まえた取扱い等については、令和4年12月23日付で「児童福祉施設等における業務継続計画等について」が発出されたところであり、ご確認いただきたい。

なお、保育所等については、保育所等が遵守・留意すべき内容や、死亡事故等の重大事故防止に関する助言・指導を行う巡回支援指導員の配置を支援する事業を実施している。指導監査の実施率の低い自治体をはじめ、各自治体におかれては、巡回支援指導員を積極的に活用いただき、巡回支援指導員が助言・指導した内容を都道府県等の指導監督部門に報告し、情報共有を行うとともに、問題が認められた保育所等について優先的に実地監査等を実施するなど、巡回支援指導と指導監督部門との十分な連携を図ることで適切な実地監査等の実施につなげていただくようお願いする。

また、社会福祉法人指導監査との連携については、「社会福祉法人の法人監査及び施設監査の連携について」（平成29年9月26日府子本第762号、29文科発第868号、子発0926第1号、社援発0926第1号、老発0926第1号）を踏まえ、必要な連携を行い、適切な指導監査を行っていただきたい。

③ 感染症の予防対策について

児童福祉施設等における感染症予防対策については、従来より特段の取組をお願いしているところであるが、今後も引き続き十分な対応を図ることが必要である。

社会福祉施設等は高齢者や乳幼児等体力の弱い者が集団生活していることを十分認識の上、ノロウイルスやインフルエンザ等の感染症に

対する適切な予防対策を講じることが極めて重要であることから、下記の通知を参考に衛生主管部局、指導監査担当課及び市町村とも連携しつつ、管内児童福祉施設等に対し適切な予防対策を図るよう周知徹底をお願いします。

また、児童福祉施設等に対し、ウィルス肝炎等の感染症患者・感染者に対する利用制限、偏見や差別を防ぐ観点から、衛生主管部局と連携し正しい知識の普及啓発を行い、利用者等に対する人権上の配慮が適切に行われるよう指導されたい。

なお、新型コロナウイルスについては、日々状況が変化しており、最新の情報や対応に当たっての留意事項等を厚生労働省ホームページに掲載しているため、ご参照のうえ、対応に万全を期していただくようお願いする。

《参照通知等》

- ・ホームページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

- ・「社会福祉施設等におけるノロウイルスの予防啓発について」（平成29年12月27日厚生労働省子ども家庭局子育て支援課、社会・援護局福祉基盤課、社会・援護局障害保健福祉部企画課、老健局総務課連名事務連絡）
- ・「社会福祉施設介「、護保険施設等におけるノロウイルスによる感染性胃腸炎の発生・まん延対策について」（平成19年9月20日雇児総発第0920001号、社援基発第0920001号、障企発第0920001号、老計発第0920001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局福祉基盤課長、社会・援護局障害保健福祉部企画課長、老健局計画課長連名通知）
- ・「ノロウイルスに関するQ&A」
<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11130500-Shokuhinanzenu/0000187294.pdf>
- ・「社会福祉施設等における今冬のインフルエンザ総合対策の推進について」（平成29年11月27日厚生労働省子ども家庭局子育て支援課、社会・援護局福祉基盤課、社会・援護局障害保健福祉部企画課、老健局総務課連名事務連絡）
- ・「結核院内（施設内）感染対策の手引きについて」（平成26年5月1日厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課、社会・援護局福祉基盤課、社会・援護局障害保健福祉部企画課、老健局総務課連名事務連絡）
- ・「児童福祉施設等における「学校における麻しん対策ガイドライン」

の活用について」(平成20年6月17日雇児総発第0617001号、障障発第0617001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長連名通知)

- ・「社会福祉施設等における感染症発生時に係る報告について」(平成17年2月22日健康局長、医薬食品局長、雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知)
- ・「社会福祉施設等におけるレジオネラ症防止対策の徹底について」(平成15年7月25日社援基発第725001号)別添「レジオネラ症を予防するために必要な措置に関する技術上の指針」

④ アレルギー疾患対策基本法の施行について

「アレルギー疾患対策基本法」(平成26年法律第98号)に基づき、気管支ぜん息、アトピー性皮膚炎、花粉症、食物アレルギーなどのアレルギー疾患について、総合的なアレルギー疾患対策が推進されているところである。

同法第9条において、学校等の設置者等の責務として、「学校、児童福祉施設、老人福祉施設、障害者支援施設その他自ら十分に療養に関し必要な行為を行うことができない児童、高齢者又は障害者が居住し又は滞在する施設(以下「学校等」という。)の設置者又は管理者は、国及び地方公共団体が講ずるアレルギー疾患の重症化の予防及び症状の軽減に関する啓発及び知識の普及等の施策に協力するよう努めるとともに、その設置し又は管理する学校等において、アレルギー疾患を有する児童、高齢者又は障害者に対し、適切な医療的、福祉的又は教育的配慮をするよう努めなければならない」と規定されていることから、ご了解いただくとともに、管内市町村、関係団体及び関係機関等に対する周知をお願いします。

《参照通知等》

- ・「アレルギー疾患対策基本法の施行について(施行通知)」(平成27年12月2日健発1202第9号厚生労働省健康局長通知)

(5) 東日本大震災により被災した子どもへの支援について

東日本大震災により被災した子どもへの支援については、「被災した子どもの健康・生活対策等総合支援事業」として、被災者支援の基幹的事業を一括化した「被災者支援総合交付金」(復興庁所管)において実施しており、「復興・創生期間」は令和2年度末で終了となるが、「復興・創生期間」後においても、心のケア等の被災者支援については、事業の進捗に応じた支援を継続するとされている。このため、

令和5年度予算案についても、被災地の支援ニーズや課題等を踏まえつつ、引き続き必要とされる支援を実施できるよう予算を確保しているため、地域の状況を踏まえ、被災した子どもへの支援に尽力していただくようお願いする。

(「被災した子どもの健康・生活対策等総合支援事業(令和5年度)」として実施する事業)

- ① 子ども健やか訪問事業(原子力災害被災地域に限る)
- ② 遊具の設置や子育てイベントの開催(原子力災害被災地域に限る)
- ③ 親を亡くした子ども等への相談・援助事業
- ④ 児童福祉施設等給食安心対策事業(原子力災害被災地域に限る)

4. 児童虐待防止対策の強化について

(1) 令和3年度乳幼児健診未受診者等の状況確認の結果について

(関連資料86参照)

「児童虐待防止対策の抜本的強化について」(平成31年3月19日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定)等において、乳幼児健診未受診や、未就園、不就学等で福祉サービス等を利用していないなど、関係機関が確認できていない子どもを市町村において把握し、目視等により状況確認を進める取組について、定期的に行うこととされていることを受け、各市町村において、これら子どもの把握及び状況確認を毎年度実施している。

令和3年度における調査結果(令和4年8月22日時点)についてとりまとめたところ、令和3年6月1日時点における確認対象児童数29,166人のうち、状況確認ができた児童は29,156人(99.97%)、状況確認ができていない児童は10人(0.03%)であった。

状況確認ができた児童のうち、虐待又は虐待の疑いに関する情報があった児童を228人(0.8%)把握したが、全て市町村又は児童相談所による支援等が行われたことを確認している。

状況確認ができていない児童10人については、全て行方不明者届の提出、東京出入国在留管理局への出入国記録の照会により調査を継続中であるが、引き続き状況確認ができるよう情報収集等の調査の継続をお願いする。

(2) 令和4年度乳幼児健診未受診者等の状況確認の調査について

(関連資料87参照)

令和4年度においても、調査結果(令和5年2月28日時点)について

3月15日までの報告をお願いしており、ご協力をお願いする。

こうした子どもやその家庭は、特に支援を必要としている場合もあることから、

- ・ 確認対象児童を把握した場合は、速やかに要保護児童対策地域協議会において情報共有し、関係部署及び関係機関が連携して家庭訪問や情報収集などを実施し、目視による状況確認に努めること
- ・ 状況確認の結果、支援が必要と認められる子どもを把握した場合は、確実に要保護児童対策地域協議会にケース登録し、関係部署及び関係機関が連携して支援の方針・内容を検討するとともに、継続的に見守り等が行えるようにするため、積極的な家庭訪問等により、子ども、保護者等と連絡を取り合う関係を構築しつつ支援を実施すること

に留意しつつ、調査に対する報告時点で状況確認に至っていない子どもも含め、引き続き、当該子どもの把握及び状況確認に取り組んでいただきたい。

(3) 令和4年度「児童虐待防止推進月間」における主な取組、令和5年度の取組予定 (関連資料88参照)

厚生労働省では、毎年11月を「児童虐待防止推進月間」と位置付け、児童虐待問題に対する社会的関心の喚起を図るため、集中的な広報・啓発活動を実施している。

令和4年度においては、関係府省庁、関係団体等とも協力し、

- ・ 「子どもの虐待防止推進全国フォーラム with かがわ」の実施
- ・ 「児童虐待防止推進月間」標語の最優秀作品や児童相談所虐待対応ダイヤル「189 (いちはやく)」、児童相談所相談専用ダイヤル「0120-189-783 (いちはやくおなやみを)」、親子のための相談LINE (2023年2月開設予定) について掲載したポスター・リーフレット等の作成及び関係機関、関係団体等への配布
- ・ メディア (SNS等を含む) を活用した啓発用動画の展開
- ・ Bリーグと協賛した、“オレンジリボンマッチ” の開催
- ・ 体罰等によらない子育てのための「子育て相談室」「子育て対談」などのコンテンツの配信・公開

等の取組を実施した。

令和5年度については、11月に「こどもの虐待防止推進全国フォーラム」を岡山県にて開催する予定であるが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況に応じて、オンライン開催等の措置を講じる場合があるので予めご了承ください。

各自治体においては、来年度も引き続き、「児童虐待防止推進月間」での積極的な取組をお願いします。

(4) 「親子のための相談LINE」の運用開始について

「虐待防止のためのSNSを活用した全国一元的な相談の受付体制の構築」については、厚生労働省において、令和3年度より相談システムの開発等を行ってきた。一部の自治体においては、令和4年11月より本システムの試行実施を行っているところだが、本年2月より本格的な運用を開始することとしている。

現在、対面や電話での相談対応が中心となっている一方で、特に児童虐待等の悩みを自ら打ち明けることが難しい子どもや若者にとっては、コミュニケーションの手段として一般的となっているSNSを活用した相談体制を整備することが必要であることから、各都道府県等におかれては積極的に活用いただくようお願いしたい。

なお、独自でSNS相談事業を実施している自治体については、厚生労働省のHPやTwitterにおいて周知したところ。

5. ヤングケアラーへの支援について

(1) 市区町村におけるヤングケアラー把握・支援の効果的な運用について

ヤングケアラーについては、令和3年5月に取りまとめた厚生労働省と文部科学省との連携プロジェクトチームの報告書に基づき、地方自治体における実態調査の推進、多機関連携を円滑にするための支援マニュアルの作成・周知等、地域において早期に発見し支援につなげる取組を行ってきた。

これら施策の効果もあり、例えば、学校等で把握したヤングケアラーについて、学校等から市区町村の高齢、障害等福祉部門等を通じて必要なサービスや支援につながるケースなどが一定数あると思われる。

しかしながら、市区町村ごとの当該ヤングケアラーの人数や、サービス・支援につながった後にその生活実態が改善したか否かなどは必ずしも定量的に明らかとなっておらず、支援が必要なヤングケアラーを網羅的に把握しその後の生活改善までフォローできる運用方法等が整備されている状況とは言い難い。

各自治体においては、ヤングケアラー・コーディネーターの配置等に取り組みつつ、教育現場等で支援が必要なヤングケアラーを把握し、市町村の福祉部門などを通じて適切な支援に繋げ、かつ、その後の生活改善まで適切にフォローアップする体制整備に取り組んでいただきたい。

なお、市区町村におけるヤングケアラー把握・支援の効果的な運用の手引きを取りまとめるため、文部科学省の協力を得て、調査研究を進めており、その成果について、令和4年度末を目途に取りまとめるので、活用いただきたい。

また、市区町村における、ヤングケアラーの情報を一元的に集計・把握するための体制整備を支援するため、令和5年度予算案において新たな予算を計上したので、積極的に活用いただきたい。

(2) 令和4年度認知度向上のための広報啓発について

(関連資料89参照)

厚生労働省では、2022年度から2024年度をヤングケアラー認知度向上の「集中取組期間」とし、ヤングケアラーに関して、わかりやすく、広く関心を集めるような広報・啓発活動を実施している。

令和4年度においては、

- ・女優の貫地谷しほりさんと元ヤングケアラー対談のコンテンツ配信
- ・当事者向けオンライン交流イベントの開催
- ・ラジオ番組とタイアップした動画配信

の取組を実施している。

また、厚生労働省においては、自治体が、地域におけるヤングケアラーへの認知・理解促進等を図るための広報啓発事業について、財政支援を行っており、積極的な広報・啓発をお願いする。

6. 社会的養育の充実について

(1) 包括的な里親養育支援体制の構築・特別養子縁組の推進について (関連資料64～66参照)

包括的な里親養育支援体制の構築に向けて、令和5年度予算案においては、

- ① 令和6年度末までの期間に限り、目標の達成に向けて意欲的に取り組む自治体に対する里親養育包括支援（フォスタリング）事業の補助率の嵩上げ（1/2→2/3）の引き続きの実施
- ② 里親支援センターの創設を見据え、里親の開拓や研修、子どもと里親のマッチング等を総合的に実施するフォスタリング機関に対する補助メニューの創設や、開設準備経費への補助の創設
- ③ フォスタリング機関の担い手を確保するため、フォスタリング機関職員や職員候補者等に対する研修や、関係機関が参加する全国フォーラムを開催する事業の創設

など、取組の強化を図るために必要な予算を計上している。

各都道府県等におかれては、これまで実施されてきた取組に加えて、こうした事業を積極的に活用していただくよう、検討をお願いする。

なお、厚生労働省では、里親制度に対する社会的認知を高め、より一層の推進を図るため、毎年10月を「里親月間（里親を求める運動）」と位置付け、集中的な広報・啓発活動を実施することとしており、今年度においても、全国向け地上波テレビの放映や都道府県と連携した広報といった新たな取組を加えた上で、各自治体を含めた関係者のご協力をいただき、10月に広報・啓発活動が実施されたところである。里親の開拓に当たっては、情報発信が重要であり、広く一般市民が里親に関する情報に日常生活の中で触れる機会を数多く作り、里親制度に関心を持つきっかけを作ることが必要となることから、厚生労働省で作成されたコンテンツも活用しながら、引き続き、里親制度に関する広報・啓発に取り組んでいただきたい。

（2）施設の小規模かつ地域分散化・施設における地域支援の取組の強化について

児童養護施設や乳児院には、平成28年改正児童福祉法に基づく「家庭養育優先原則」を進める中においても、

- ・ 施設での養育を必要とする子どもの養育に関し、小規模かつ地域分散化を原則とする「できる限り良好な家庭的環境」において、高機能化された養育や保護者等への支援を行う
- ・ 里親や在宅家庭への支援を行うことなど、施設の多機能化・機能転換を図る

など、更に専門性を発揮していくことが期待されている。

このため、令和5年度予算案では、児童養護施設等の小規模かつ地域分散化の推進に向けて、

- ① 意欲的に取り組む自治体・施設等を支援するため、小規模かつ地域分散化された施設を整備する際の施設整備費等の補助率の嵩上げ（1/2→2/3）や、自治体における整備候補地の確保に向けた取組等の支援の引き続きの実施
- ② 児童養護施設等が実施する地域資源を活用した多様な取組や先駆的な取組をモデル的に支援し、全国の自治体等に横展開を図る事業の創設
- ③ 児童養護施設等に入所する障害等を有する児童の、入所前の受入に係る連絡調整や入所中の支援の補助を行うための職員の配置への支援

など、必要な予算を計上している。

各都道府県等におかれては、管内の施設と連携し、こうした事業を活用した支援の充実に取り組んでいただきたい。

(3) 社会的養護経験者の自立支援の充実について

令和5年度予算案においては、社会的養護経験者の自立支援に関する取組の強化を図るため、

- ・ 社会的養護経験者に対する自立支援として、現行22歳の年度末までとなっている居住費や生活費等の支援を22歳の年度末以降も受けられるよう、「社会的養護自立支援事業」の年齢要件の弾力化を行うとともに、

令和4年度第2次補正予算においては、

- ・ 児童養護施設退所者等に対する生活費等の貸付について、疾病等により医療機関を受診する場合の生活費の貸付金額を増額するなど、必要な予算を計上したところである。

各都道府県等におかれては、社会的養護経験者の自立に向けた継続的・包括的な支援体制の構築に向けて、こうした事業を積極的に活用していただくよう、願います。

7. ひとり親家庭等自立支援施策について

(1) 児童扶養手当について

(関連資料67参照)

① 令和5年度の手当額について

令和4年の消費者物価指数が対前年比+2.5%となる見込みであることから、法律の規定に基づき、2.5%の引き上げを予定しているの
で管内市町村に対する情報提供をお願いします。

<本体月額>

	(令和4年度)		(令和5年度)
全部支給	43,070円	→	44,140円(+1,070円)
一部支給	43,060円	→	44,130円(+1,070円)
	~10,160円		~10,410円 ~+250円)

<第2子加算月額>

	(令和4年度)		(令和5年度)
全部支給	10,170円	→	10,420円(+250円)
一部支給	10,160円	→	10,410円(+250円)
	~5,090円		~5,210円 ~+120円)

<第3子以降加算月額>

	(令和4年度)		(令和5年度)
全部支給	6,100円	→	6,250円 (+150円)
一部支給	6,090円	→	6,240円 (+150円)
	～3,050円		～3,130円 ～+80円)

② プライバシーの保護に配慮した事務運営について

ア 事実婚の支給要件の確認方法に関する留意事項について

児童扶養手当の事実婚等の支給要件の確認に際しては、以下の点を含め、プライバシーの保護に配慮した事務運営を行うよう、確認をお願いするとともに、窓口を担う職員への周知徹底をお願いしたい。(令和3年7月21日付け厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課長通知)

- ・ 支給要件に関し、受給資格者の生活実態の確認に際しては、厚生労働省令や国が定める通知で提出を求めている書類等と重複する内容や、必要以上にプライバシーの問題に立ち入る内容、さらには支給要件の確認には必ずしも必要とは考えにくい情報等の記載を求める独自の調書や申立書の提出は求めないなど、受給資格者の負担軽減とプライバシーの確保に十分配慮する必要があること。
- ・ プライバシーに関わる事項についての確認は一律に行うのではなく、確認が必要と個別に判断した者に必要な事項についてのみ行うべきものであり、また、確認の必要性について理解が得られるよう、確認内容と児童扶養手当の支給要件との関係について十分に説明をした上で行うこと。
- ・ プライバシーに関する事項の聞き取りをする場合には、聞き取り専用の部屋において、衝立のあるブースを一定の間隔を空けて配置した上で、他の来庁者や隣接するブースに聞き取り内容が聞こえないようにするなど、プライバシーの保護に配慮すること。
- ・ 新型コロナウイルスの影響が長期化する中、困窮するひとり親世帯が増加している状況を踏まえ、その労苦をいたわる声かけやニーズを踏まえた支援策の紹介等、ひとり親の立場を踏まえた配慮を行うこと。

イ 児童扶養手当法第29条の規定に基づく調査の適正な実施について

児童扶養手当の事務運営における調査に際しては、以下の点に留意をお願いするとともに、調査を担う職員への周知徹底をお願いしたい。(令和元年9月30日付け厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課

長通知)

- ・ 児童扶養手当法第29条の規定に基づく調査については、受給資格の有無及び手当額の決定のために必要な事項に関する書類その他の物件の提出を命ずること、職員が受給資格者、児童その他関係人に質問をすること、児童や児童の父母に医師の診断を受けさせること等が職権で行使できる旨が規定されているが、受給資格者の自宅等へ立ち入って調査を行う権限は含まれていない。
このため、自宅内を含めた調査で必要な場合には、同条に基づく調査ではなく、受給資格者の同意を得て行う必要があること。
- ・ 調査に当たっては、真に確認が必要かの必要性について慎重に個別判断するとともに、必要と判断した場合においては、必ず丁寧に調査の趣旨を説明し、受給資格者の同意を得た上で、調査される側の状況や立場を考慮し調査担当者や調査日時を設定するなど、プライバシーに十分配慮し、対応する必要があること。
- ・ 受給資格者が自宅内等への調査に応じないことのみをもって、法第14条の規定に基づく支給停止を行うことは不適當であること。

③ 相談体制等について

児童扶養手当の現況届時（8月）を集中相談期間として、子育て・生活、就業、養育費の確保など、ひとり親家庭が抱える様々な問題をまとめて相談できる体制の構築を支援することとしているところであるが、地域における新型コロナウイルス感染症の感染状況や実施されている感染対策等を踏まえ、地方自治体における組織的判断の下、必ずしも対面による手続きを前提とすることなく、柔軟な対応を行うことは差し支えない。

一方で、新型コロナウイルス感染症の影響を受けるひとり親家庭に対しては、現下の状況においてより一層子育て・生活、就業、養育費の確保などの支援を行き届かせることが必要とされていることから、児童扶養手当受給者を取り巻く状況を十分に踏まえられた上で、適切な対応をお願いしたい。

④ 児童扶養手当システムの標準化について

「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和3年6月18日閣議決定）において、住民サービスの向上と行政の効率化を図るため、基

幹業務システムを利用する原則全ての自治体が、目標時期である令和7（2025）年度までに、ガバメントクラウド上に構築された標準化基準に適合した基幹業務システムへ移行することとされており、児童扶養手当システムについても基幹業務システムの1つとして位置づけられているところである。

上記の背景等を踏まえ、令和4年度においては、有識者、自治体及びベンダが参画する検討会における議論や、全国の都道府県及び市区町村を対象とした意見照会の結果等を踏まえた標準仕様書（1.0版）を8月末に公表している。

また、9月以降も引き続き、標準仕様書の精度向上に向けた調査研究を実施しており、年内を目処に取りまとめる標準仕様書改版案について、全国の都道府県及び市区町村を対象とした意見照会を1月頃に実施し、意見照会の結果等を踏まえ、今年度末までに標準仕様書を改定する予定であるため、ご協力をお願いしたい。

なお、令和5年度も継続的に調査研究事業を実施していくことにより、標準仕様書の精度の向上等を図っていくこととしている。

⑤ 認定事務の取扱いについて

ア 共同養育をしている場合について

児童扶養手当は父母が婚姻を解消した児童を監護している方などを支給対象としており、婚姻解消後も当該児童が元配偶者と生計を同じくしている場合は、手当の支給対象とならないところ。

共同養育をしている場合でも、当該児童と元配偶者の生計が別であり、実態として親権者が当該児童を監護していることが確認できる場合などにおいてはこの限りではなく、手当の支給対象となる場合があるため、認定に当たっては、個々の実態を十分に調査の上、総合的に判断いただくようお願いする。

イ 生計同一の判断について

生計同一とは、消費生活上の家計が同一であることが一応の基準であり、原則として同居していれば生計同一と考えられるが、同居していても生計を別にする客観的な証明がある場合は、生計同一関係にないと考えられる。

例えば、住民票が分離していることや、同居人と別名義で公共料金を契約し、支払っていること、風呂・トイレ・台所などが別々であることなどが考えられるが、認定に当たっては、当該事由に限らず、個々の実態を十分に調査の上、総合的に判断いただくようお願いする。

ウ 遺棄の起算日について

警察に捜索願が提出されている場合は、その受理日を遺棄の起算日として差し支えない。

⑥ 支給事務の適正な運用について

今般、自治体で児童扶養手当支給事務を担当していた職員が、手当の支給データを改ざんした上で、自身の口座に手当を振り込む詐欺事件が発生したところ。

各自自治体におかれては、日頃より手当の過誤払等の防止に努めていただいていると認識しているが、当該事件を踏まえ、支給事務の流れを組織で共有するとともに、支給対象及び支給金額を複数職員でダブルチェックするなど、適正な運用を徹底していただくようお願いする。

(2) 母子父子寡婦福祉資金貸付金について

① 高等教育の修学支援新制度との併給について

令和2年4月から高等教育の修学支援新制度が実施されているが、授業料の減免等の対象となる可能性のある者であっても、大学等において入学金等を一旦徴収する場合があります、その場合においては、入学後に減免等が確定した際に、減免相当額が還付されることとなる。このため、入学時において入学金等を納付する必要がある場合には、母子父子寡婦福祉資金貸付金の貸付けを行っていただくようお願いする。

また、借受人に対しては、本貸付金を活用した上で、新制度による支援を受けた場合には、新制度による支援を受けた分だけ貸付限度額の上限が下がることとなるため、貸付限度額を超える部分は返還する必要があることを予め説明いただくとともに、償還期限内に円滑に償還を行うことができるよう、授業料等減免に伴う還付金や給付型奨学金の過月分の給付が行われた場合には、可能な限り速やかに償還を行うよう求めていただくことをお願いする。

なお、借受人等の経済状況等を勘案してこの取扱いが困難であると認める場合には、一括償還のみならず、分割での償還を認めるなど、償還の負担に配慮した柔軟な対応を行うことが可能であること及びやむを得ない事情により償還期限内での償還ができない場合については、母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令第19条第1項（第31条の7又は第38条において準用する場合を含む。）の規定に基づく償還の猶予を行うことが可能であることにご留意いただきたい。

② 母子父子寡婦福祉資金貸付金の運用上の留意事項について

修学資金及び就学支度資金については、経済的理由により修学が困難なひとり親家庭等の子どもの進学を容易にする観点から設けられているものであるが、都道府県等における貸付審査に一定の期間を要するため、ひとり親家庭等への修学資金等の支払いが高等学校等の学費の納付期限に間に合わず、ひとり親家庭等が資金繰りに苦慮する場合があるとの指摘がなされている。

これらの資金の貸付については、これまでも、願書の提出段階から事前の審査を受け付けるなどの対応をお願いしてきたが、各都道府県等におかれては、入学金等の納付が必要となった際に適切に資金の貸付が行えるよう、引き続き、円滑な貸付の実施に努めていただくようお願いする。

なお、他の資金についても、必要な時期に資金を貸付けることができるよう、相談の段階から事前の審査を受け付けるなど、円滑な貸付の実施に努めていただくようお願いする。

また、母子父子寡婦福祉資金貸付金の貸付に当たっては、一部を除き経済的条件は定められていないことから、貸付を受けようとする者の必要性を考慮するとともに、この資金の活用により、経済的自立の助成及び生活意欲の助長を期し得る場合には、積極的に支援することをお願いしたい。

③ 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う償還金の支払猶予について

新型コロナウイルス感染症の影響により、子どもが在籍する保育所や学校等の臨時休業、事業所等の休業などにより、保護者の就業環境が変化し、一時的に就労収入が減少する場合が想定される。

この場合については、母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令第19条第1項第1号に規定する「その他やむを得ない理由」、母子及び父子並びに寡婦福祉法第32条第3項に規定する「政令で定める特別の事情」

(施行令第34条第4項の「その他の理由」とみなすことができ、1年以内の償還金の支払い猶予期間を設けることが可能であるため、都道府県等においては、借受人の状況に応じて、特段の配慮をお願いする。

(3) 就業支援等について

(関連資料67参照)

① 母子家庭等就業・自立支援事業について

母子家庭等就業・自立支援センターにおいては、ひとり親家庭等に対し、PC等の貸与を行うことで、在宅就業や各種訓練に必要な環境整備を図る「就業環境整備支援事業」を創設することとしている。

また、一般市等就業・自立支援事業においては、在宅就業や各種訓練に必要な環境整備を図る場合の加算及び心理カウンセラーを配置する場合の加算を創設することとしているので、積極的な活用をお願いしたい。

② 自立支援給付金事業について

ひとり親家庭の親が、看護師等の資格を取得するため養成機関で修業する場合に、修業期間中の生活費負担を軽減するために支給する高等職業訓練促進給付金について、令和4年度に限り実施している対象資格の拡充及び期間の緩和の措置を令和5年度も継続する予定としているので、積極的な活用をお願いしたい。

③ 母子・父子自立支援プログラム策定事業について

個々のひとり親家庭の実情に応じた自立目標を設定し、適切な子育て・生活支援や就業支援等の支援メニューを組み合わせた自立支援プログラムを策定する当該事業について、引き続きハローワークや母子家庭等就業・自立支援センターと緊密に連携しつつ効果的な実施に努めていただきたい。

なお、本事業に基づくプログラム策定は、「ひとり親家庭住宅支援資金貸付」の貸付要件になっているため、未実施であることを理由に当該貸付が受けられないといったことがないように、ご留意いただきたい。

④ 高等学校卒業程度認定試験合格支援事業について

受験時の経済的負担を軽減するため、受講開始時給付金等の上限額を見直すとともに、新たに通学又は通学及び通信制併用の場合の単価を創設する。

⑤ 自治体窓口のワンストップ化の推進について

ひとり親家庭の相談窓口において、母子・父子自立支援員に加えて、就業支援専門員を配置することにより、子育て・生活に関する内容から就業に関する内容まで、ワンストップで寄り添い型支援を行うことができる体制を整備するための事業を引き続き実施することとしている。

また、児童扶養手当の現況届の時期（毎年8月）等に、子育て・生活、就業、養育費の確保など、ひとり親が抱える様々な問題をまとめて相談できる体制の構築を支援することとしている。

さらに、母子・父子自立支援員が、弁護士や臨床心理士等の専門職

種のバックアップを受けながら相談支援を行える体制づくりや、相談支援以外の事務的な業務を補助する者の配置、休日・夜間の相談対応に必要な費用の補助を実施する。

加えて、ひとり親が必要とする相談支援等を受けられるように同行支援や継続的な見守り支援等の同行型支援を行うための体制づくりに必要な費用の補助を創設する。

これらの取組により、ひとり親家庭の相談窓口のワンストップ化を推進していただくようお願いする。

なお、各自治体での就業支援に当たっては、ハローワーク等の労働関係機関や生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援機関等と十分に連携を図り、ハローワーク等の施策も含め広報等を行い、施策の効果的な実施に努めていただきたい。

⑥ 令和4年度「はたらく母子家庭・父子家庭応援企業表彰」について

厚生労働省では、ひとり親家庭の親が働きやすい環境整備などの取組を促進するとともに、ひとり親家庭支援の社会的機運を高めることを目的として、ひとり親家庭の親の就業支援に積極的に取り組んでいる企業や団体を対象に「はたらく母子家庭・父子家庭応援企業表彰」を実施している。

本企業表彰については、「令和4年度母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の促進を図る優良企業等の表彰について」（令和4年12月1日子発1201第1号）を発出し、地方公共団体からの推薦をお願いしているところ。より多くの企業からの応募がなされるよう、管内市（指定都市及び中核市を除き、特別区を含む）及び福祉事務所設置町村に対する周知等をお願いしたい。

⑦ 母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法について

「母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法」（平成24年法律第92号。以下「特別措置法」という。）が平成25年3月1日に施行されている。

特別措置法においては、母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する施策の充実、民間事業者に対する就業支援の協力の要請、母子福祉団体等の受注機会の増大への努力、財政上の措置等について、国及び地方公共団体の努力義務が規定されている。

この中で、地方公共団体については、民間事業者に対する就業支援の協力の要請及び母子福祉団体等からの受注機会への増大への努力に関して、国の施策に準じて努めることとされているので、引き続き積

極的な取組をお願いしたい。

(4) 子育て・生活支援、養育費の確保等について（関連資料67参照）

① ひとり親家庭等生活向上事業の積極的な実施について

ア ひとり親家庭等生活支援事業の実施について

ひとり親家庭は、仕事や家事など日々の生活に追われ、家計管理等様々な面において困難に直面する。また、ひとり親家庭の親の中には、高等学校を卒業しておらず、希望する就業ができないことから、安定した就業が難しいなどの支障が生じている。

このため、ひとり親家庭の親に対し、ファイナンシャルプランナー等の専門家を活用した家計管理等の講習会の実施、高等学校卒業程度認定試験の合格支援などの学習支援、ひとり親家庭同士のネットワークづくり等を行うひとり親家庭等生活支援事業を実施している。特に、ひとり親家庭は経済的に厳しい状況にあることから、家計管理の支援をすることが重要であり、同事業による講習会や個別相談の実施、必要に応じて、生活困窮者自立支援制度の家計相談支援事業へつなぐ等の取組を進めることが重要であるため、本事業の積極的な実施をお願いする。

イ こどもの生活・学習支援事業の実施について

「こどもの生活・学習支援事業」については、「地域子供の未来応援交付金」と統合し、ひとり親家庭や貧困家庭等のこどもに対し、児童館・公民館・民家やこども食堂等において、悩み相談を行いつつ、基本的な生活習慣の習得支援や、学習支援を行うとともに、食事の提供に対する支援を創設する。また、補助率については、原則、国1/2とするが、自治体と連携した事業実施形態への移行をスムーズに行うため、一定の要件を満たす場合には、自治体の負担割合の激変緩和措置として特例的に補助率を当該事業実施年度中に限り、国2/3とする。

また、生活困窮者自立支援制度における「子どもの学習・生活支援事業」との連携を図ることで、学生ボランティアや会場の確保などを効率的に実施することができると考えられることから、事業の連携についてもご検討いただきたい。

② ひとり親家庭等日常生活支援事業について

母子家庭、父子家庭及び寡婦が、安心して子育てをしながら生活することが出来る環境を整備するため、修学や疾病などにより生活援助、

保育等のサービスが必要となった際に、家庭生活支援員（ヘルパー）を派遣し、又はヘルパーの居宅等において子どもの世話等を行うひとり親家庭等日常生活支援事業を実施している。

本事業は、就労と子育てを一手に担うひとり親家庭における、就労と子育ての両立に向けた効果的な支援施策であることから、各自治体におかれては、引き続き、本事業の積極的な実施をお願いする。

③ ひとり親家庭住宅支援資金貸付について

令和3年度より、就業等に向けて意欲的に取り組む児童扶養手当受給者に対して、住居の借りに必要となる資金の償還免除付の無利子貸付を行うこととしている。生活基盤の安定を図り、自立に向けた取組を促進することにつながるため、都道府県及び指定都市においては、地域の実情に応じて積極的にご活用いただきたい。

④ 養育費確保及び親子交流（面会交流）支援について

ア 養育費等相談支援センターについて

厚生労働省においては、養育費等相談支援センターを設置し、専門の相談員がひとり親家庭等から直接相談に応じるとともに、養育費や親子交流（面会交流）に関するパンフレットを作成し、制度の周知を図っている。また、養育費等相談支援センターによる地方自治体への支援として、母子・父子自立支援員や母子家庭等就業・自立支援センターの相談員が受け付けた困難事例への相談対応、相談員の技術向上のための研修、自治体が行う研修への講師派遣も実施している。

各自治体におかれては、養育費等相談支援センターを積極的に活用されるとともに、地域のひとり親家庭等が養育費や面会交流に関する相談がしやすくなるよう、ホームページ等において、養育費等相談支援センターのホームページのURLを掲載するなどの周知も併せてお願いしたい。

（参考）養育費等相談支援センターホームページ

<http://www.youikuhi-soudan.jp/>

イ 母子家庭等就業・自立支援事業について

地方自治体における養育費の支払いや親子交流（面会交流）の実施に関する相談の取組を推進するため、母子家庭等就業・自立支援事業における養育費等支援事業により、養育費の支払いや親子交流（面会交流）の実施に関する相談を実施するための専門の相談員の配置を支援するとともに、弁護士による相談の実施を支援している。

令和3年度からは、SNSによるオンライン相談などアクセスしやすい多様な方法による相談支援を行うとともに、法的支援など専門的な相談支援体制の更なる充実・強化を図ることとしている。

各自治体におかれては、養育費等支援事業を積極的に実施いただくとともに、養育費の確保や親子交流（面会交流）の実施等に関する周知に当たっては、戸籍の窓口や児童扶養手当の窓口等でもパンフレット等を配布し必要な相談につなぐなど、積極的に周知いただくようお願いする。

なお、養育費等支援事業における弁護士相談等の実施に向けては、厚生労働省から日本弁護士連合会に対して、自治体による養育費等支援事業の実施に対する全国の弁護士会の協力を依頼しており、自治体におかれては、地域の弁護士会と連携を図りながら、事業の積極的な実施をお願いする。

また、親子交流（面会交流）の取り決めがある者を対象に、日程の調整、場所の斡旋、付き添い、アドバイスなどの必要な支援活動を行う親子交流（面会交流）支援事業については、令和2年度における実施自治体数は15自治体と低調である。

すでに地域において親子交流（面会交流）支援を実施しているNPO法人等の活用も含め、事業の実施に向けた検討をお願いしたい。

ウ 離婚前後親支援モデル事業の実施について

令和3年度全国ひとり親世帯等調査の結果によると、離婚する際の養育費の取り決めをしている割合は、母子世帯が46.7%、父子世帯が28.3%となっており、親子交流（面会交流）の取り決めをしている割合は、母子世帯が30.3%、父子世帯が31.4%となっており、引き続き、養育費や親子交流（面会交流）の取り決めの促進を図ることが必要である。

このため、離婚協議開始前の父母等に対して、離婚が子どもに与える影響、養育費や親子交流（面会交流）の取り決めや離婚後の生活を考える機会を提供するため、「親支援講座」の開催や、地方自治体が養育費の履行確保等に資するものとして先駆的に実施する事業等に対する補助を行う離婚前後親支援モデル事業を実施している。

令和3年度からは、公正証書等による養育費及び親子交流（面会交流）の債務名義の作成費補助や、保証会社と養育費の保証契約を締結した際の保証料の補助など、地方自治体が先駆的に実施する取組に対する支援の更なる充実を図っている。

各地方自治体においては、養育費や親子交流（面会交流）の取り決めの促進等に向けて、本事業の実施に向けた検討をお願いしたい。

エ 令和元年版養育費の算定表について

平成15年に東京・大阪の裁判官等により提案された「標準算定方式・算定表」が家庭裁判所の家事審判及び家事調停等における養育費等の算定の実務において定着しているところであるが、令和元年12月に、平成30年度司法研究（養育費、婚姻費用の算定に関する実証的研究）の報告が公表され、養育費の算定に係る改定算定表が提案された。

当該算定表は、養育費の取り決めに当たっての有用な目安となると考えられるので、その内容を理解いただき、ひとり親家庭に対する相談業務等に役立てていただきたい。もっとも、最終的な養育費の額は、改定算定表の算定結果のほか、各事案における諸事情を踏まえて定められるものであることにご留意いただきたい。

なお、改定算定表については、裁判所ホームページに掲載されているので、ご確認いただきたい。

（参考）裁判所ホームページ

http://www.courts.go.jp/about/siryo/H30shihou_houkou/index.html

⑤ 母子・父子自立支援員等の相談員の専門性向上について

ひとり親家庭の個々の状態に応じて必要な支援を提供できるよう、タブレット等を活用した相談対応ツールの整備など、母子・父子自立支援員等の専門性の向上を始めとした相談支援体制の強化を図るに必要な経費の補助を行っている。

また、ひとり親家庭の相談については、生活困窮者自立支援制度、ハローワークによる就業支援や養育費の履行確保に資する制度などに関する知識も必要であり、また、中長期的な寄り添った支援が求められるなど高い専門性が必要である。

各地方自治体においては、国の補助事業を活用し、母子・父子自立支援員等の相談員の質の向上を始めとした相談支援体制の強化に努めるようお願いする。

⑥ 母子・父子自立支援員の処遇改善について

母子・父子自立支援員の人件費については、地方交付税により措置されているところであるが、令和2年度に実施した「母子・父子自立支援員等による相談支援体制の実態に関する調査研究」報告書によれば、特に非常勤の支援員の給与水準は低く、フルタイムの支援員であってもその給与の平均は年額242.2万円となっている。

これまで非常勤職員として任用されていた支援員については、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律(平成29年法律第29号)(以下「改正法」という。)の施行に伴い、令和2年4月1日より会計年度任用職員として任用されていることと認識しているが、会計年度任用職員については、総務省より通知されているとおり、類似する業務に従事する常勤職員の職務の級の初号俸の給与月額を基礎として、職務の内容や責任、職務遂行上必要となる知識、技術及び職務経験等の要素を考慮して定めるべきとされている。

各地方自治体におかれては、改正法の趣旨等を踏まえ、支援員の処遇等についてもご検討いただくようお願いする。

また、支援員が活用できるIT機器の整備や、支援員に対する研修の充実など、総合的な処遇の改善についてもご検討いただくようお願いする。

なお、これらの点について、令和2年度及び3年度の行政改革推進会議の下で実施された「秋のレビュー(秋の年次公開検証)」において、「子供の貧困・シングルペアレント問題」をテーマとして議論がなされ、「それぞれの現場における支援を担う人的資源の拡充や雇用の安定化(職員のキャリアアップへの配慮やNPO等の積極的活用を含む。)のための施策を進めていく必要もある。」、「スーパービジョン体制の構築や研修等による支援を行う側の質の向上・キャリアアップを図り、高い意欲と能力を有する者の待遇改善につなげるために実効性のある取組を行うべきである。」等の指摘を受けたところであり、各地方自治体におかれては、上記の趣旨を踏まえ、積極的な検討をお願いする。

8. 困難な問題を抱える女性への適切な支援の実施について (関連資料68参照)

(1) 困難な問題を抱える女性への支援に係る基本方針等に関する有識者会議について

昨年5月に成立した「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」(以下「困難女性支援新法」という。)の施行に向け、困難な問題を抱える女性に対する支援の具体的な在り方について検討することを目的として、「困難な問題を抱える女性への支援に係る基本方針等に関する有識者会議」を開催している。

本有識者会議では、国が定める基本方針を始め、女性相談支援センターガイドライン、女性自立支援施設運営指針及び女性相談支援員相談・

支援指針等の方向性について議論しており、その資料や議事録については、厚生労働省ホームページに掲載しているため、ご確認いただきたい。

(参考) 厚生労働省ホームページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_28829.html

(2) 都道府県基本計画等の策定について

困難女性支援新法では、都道府県は、国が定める基本方針に即して、都道府県基本計画を定めるとともに、市町村についても同様に、市町村計画を定めるよう努力するものとされている。そのため、都道府県等は令和5年度中に、都道府県基本計画を定めていただくとともに、管内市町村に対し可能な限り市町村計画を定めるように努めていただくよう、働きかけていただきたい。

国が定める基本方針については、現在有識者会議で議論しているところであるが、都道府県等における基本計画の策定にあたっては、令和5年度予算案に盛り込んでいる「困難な問題を抱える女性への支援体制構築事業」が活用可能であるため、積極的にご活用いただきたい。

(3) 婦人相談員の配置について

困難女性支援新法では、女性相談支援員（現：婦人相談員）について、市町村における配置が努力義務とされている。令和5年度予算案では、「困難な問題を抱える女性への支援体制構築事業」として、婦人相談員等の専門職の採用活動に活用可能な補助メニューを盛り込んでいるため、積極的に活用いただきたい。

また、婦人相談員については、一定の経験を有し、特定の研修を受講した者を統括婦人相談員又は主任婦人相談員として配置した場合の加算を新設することとしているため、婦人相談員を配置する自治体におかれは、婦人相談員が担う役割の重要性、専門性を十分考慮した上で、処遇の確保を図られたい。

なお、婦人相談員の任用に当たっては、その職務を行うのに必要な能力及び専門的な知識経験を有する人材の登用に特に配慮するとともに、可能なかぎり専任かつ継続的な配置となるよう留意いただくようお願いする。また、会計年度任用職員として雇用する場合であっても、給与水準の決定等にあたっては、

- ① 地方公務員法に定める職務給の原則や均衡の原則等の給与決定原則にのっとり、当該会計年度任用職員の職務と類似する職務に従事する常勤職員の属する職務の級の初号給の給料月額を基礎としつ

つ、職務の内容や責任、職務遂行上必要となる知識、技術及び職務経験等を考慮すること。

② 財政上の制約を理由として、期末手当の支給を抑制しないこと。について十分に留意し、適切に決定いただくようお願いする。

(4) 困難女性支援新法の施行に向けて

困難女性支援新法は令和6年4月に施行予定であり、基本計画の策定に加え、婦人相談所、婦人相談員、婦人保護施設が、それぞれ女性相談支援センター、女性相談支援員、女性自立支援施設に見直されることへの対応や支援調整会議の設置に努めていただくなど、都道府県等におかれては施行に向けた準備をお願いするとともに、管内市町村に対し、同様に準備を進めていただくよう働きかけていただきたい。

9. 母子保健対策の推進について

(1) 乳幼児身体発育調査の実施について

乳幼児身体発育調査は、昭和35年以降10年ごとに、全国の乳幼児の身体発育の状態を調査し、我が国の乳幼児身体発育値を定め、併せて、乳幼児の運動機能、栄養法などの現状を調査することにより、乳幼児保健指導の改善に活用している。前回（平成22年度）調査から10年となる令和2年度に調査を実施予定であったものの、新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえ、実施は中止していたところであり、令和5年度に当調査の実施を予定している。

実施時期は、前回（平成22年度）調査と同様のタイミングで、本年9月を予定しており、調査対象者の抽出方法、必要な調査対象者数、調査組織（調査の流れ）、調査項目等については、変更を検討しているところ。調査の詳細については、統計法（平成19年法律第53号）に基づく調査の承認手続等を経た後に、別途お知らせするとともに、事前に説明会を開催することとしているので、御協力をお願いする。

(2) 助産施設について

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第22条に基づき、都道府県、市及び福祉事務所を設置する町村（以下「都道府県等」という。）は、妊産婦が、保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由により入院助産を受けることができない場合において、その妊産婦から申込みがあった場合には、助産施設において助産を実施することとしている。

各都道府県等におかれては、上記に基づく適切な助産の実施や、同法第22条第4項に基づく助産制度に関する情報の周知を図るとともに、助

産施設が未設置の都道府県等におかれては、設置について積極的な検討をお願いします。

また、助産制度の円滑な実施について、助産の実施が必要な妊産婦に対し、助産制度の活用とサービスの円滑な実施が図られるよう「児童福祉法第22条の規定に基づく助産の円滑な実施について」（令和元年8月8日付け子母発0808第1号厚生労働省子ども家庭局母子保健課長通知）を発出しているところであり、助産制度の周知と徴収金基準額の弾力運用、各関係機関との連携について、特段の配慮をお願いします。

なお、「入管法等の規定により本邦に在留することができる外国人以外の在留外国人に対する母子保健分野の行政サービスの提供について」（平成28年3月23日付け厚生労働省雇用均等・児童家庭局母子保健課事務連絡）において、母子健康手帳の交付や入院助産の実施などの母子保健分野の行政サービスの提供について、在留資格の有無にかかわらず、必要に応じ適切に対応していただくよう周知をしているところであり、引き続き、個別の事情に配慮した上で、適切な対応をお願いします。

（3）旧優生保護法について

①旧優生保護法一時金の支給について

「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律」（平成31年法律第14号。以下「一時金支給法」という。）については、平成31年4月24日（旧優生保護法一時金認定審査会については6月24日）に施行されたところである。

旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金（以下「一時金」という。）の厚生労働省及び都道府県への請求件数は1,203件（令和4年12月4日時点）、支給認定件数は1,024件（令和4年11月末時点）である。

一時金の支給対象者が確実に請求を行うことができるよう、厚生労働省において以下の周知広報を実施してきたところ。

- ・一時金についての特設ホームページの開設、新聞広告、インターネット広告、ラジオ広告などによる制度の周知広報
- ・障害特性に配慮した周知広報として、手話・字幕付き動画、点字版リーフレット、制度を分かりやすく説明したリーフレット（分かりやすい旧優生保護法一時金リーフレット）を作成・配布

今年度においては、ポスター・リーフレットに請求期限をわかりやすく明記するなどの更新をして都道府県及び関係団体へ配布したところで

あり、また、今後、全国紙による新聞広告も行う予定である。

都道府県におかれても、一時金の支給対象者となり得る者に確実に情報が届くよう、様々な機会を捉えて積極的に周知・広報を行うようお願いする。

なお、都道府県の広報誌やYouTubeチャンネル、地方紙に一時金制度に関する情報掲載するなど、独自の広報活動を行っている都道府県もある。

②国会による調査について

一時金支給法第21条において、国は、旧優生保護法に基づく優生手術等に関する調査その他の措置を講ずるものとされている。調査の主体は国会であり、令和2年6月17日に衆参両委員長から衆参国会調査室に対して調査命令（国会図書館に対しては協力要請）が出されたところ。

厚生労働省は国会の調査に協力しているところであり、都道府県においても協力をいただくようお願いする。